ISSN 2432-1737

公共コミュニケーション研究

Public Communication Studies

第５巻 第１号 2020 年６月

■巻　頭　言　『公共コミュニケーション研究』第５巻第１号の刊行にあたって …… 河井 孝仁
■査 読 論 文　地域イノベーションのためのインクルーシブデザインプロセス
～障害攻略課プロジェクトを事例に～ …… 早田 吉伸
アートプロジェクトにおけるボランティアの中動態的参加の意義
～さいたまトリエンナーレ 2016 を支えたサポーターのコミュニケーション生成に注目して～
…… 藤原 旅人
生活リスクマネジメントに資する公立図書館の役割
－神奈川県内の図書館協議会会議録分析からの考察－ …… 竹之内 明子
■研究ノート　議会改革につながる議会広報紙の特徴に関する予備的考察
－全国町村議会議長会全国広報コンクール優秀誌の分析－ …… 金井 茂樹
■活 動 報 告　2019 年度公共コミュニケーション学会（PRAS）活動報告
■関 連 資 料　公共コミュニケーション学会（PRAS）研究誌投稿要綱
■編 集 後 記

公共コミュニケーション学会
Public Relations Association for Social sectors

公共コミュニケーション研究　第５巻 第１号　2020 年６月

目　次

■巻　頭　言　『公共コミュニケーション研究』第５巻第１号の刊行にあたって ..... 河井　孝仁(1)
■査 読 論 文　地域イノベーションのためのインクルーシブデザインプロセス
～障害攻略課プロジェクトを事例に～ ..... 早田　吉伸(2)
アートプロジェクトにおけるボランティアの中動態的参加の意義
～さいたまトリエンナーレ 2016 を支えたサポーターのコミュニケーション生成に注目して～
..... 藤原　旅人(21)
生活リスクマネジメントに資する公立図書館の役割
－神奈川県内の図書館協議会会議録分析からの考察－ ..... 竹之内　明子(41)
■研究ノート　議会改革につながる議会広報紙の特徴に関する予備的考察
－全国町村議会議長会全国広報コンクール優秀誌の分析－ ..... 金井　茂樹(65)
■活 動 報 告　2019 年度公共コミュニケーション学会（PRAS）活動報告
■関 連 資 料　公共コミュニケーション学会（PRAS）研究誌投稿要綱
■編 集 後 記

巻 頭 言

『公共コミュニケーション研究』第５巻第１号の刊行にあたって

公共コミュニケーション学会会長理事　河井孝仁

公共コミュニケーション学会研究誌『公共コミュニケーション研究』第 5 巻第 1 号が刊行された。会員諸氏及び論文査読を担われた方々、編集委員会、理事のみなさんに深く感謝する。

本学会は、公共コミュニケーションに関わる研究や実務を行う人々によるソサエティである。言い換えれば、「公共コミュニケーション学」という新たな研究領域を形成することをめざすソサエティであるということもできる。

では「公共コミュニケーション学」が明らかにしようとする「公共コミュニケーション」とはそもそも何であろうか。この問いについては、既に公共コミュニケーション学会第１回事例交流・研究発表大会から提起が為されていた。

本学会としては、「公共コミュニケーション」の意味を専権的に解釈せず、本学会に集うそれぞれの研究者・実務者による定義を積み重ねることで、明らかにしていくことを期待している。この『公共コミュニケーション研究』第 5 巻第 1 号に掲載された論文や研究ノートにおいても、それぞれの論者による公共コミュニケーションへの定義が言葉として明示され、あるいは行間に暗示されている。

そのうえで、本学会会長理事というより、一人の研究者としての私が、公共コミュニケーションをどのように捉えているかを述べたい。私は以前から「地域」というものを、一定の地理的範囲を前提とした、関心をともにする個人の集まりとしてのコミュニティの連鎖及び各個人のライフストーリーの連鎖、つまり多様なエンゲージメントからなる「構造としての地域」と、市民を主権者（プリンシパル）とし、議会・行政、地域企業、ＮＰＯを代理人（エージェント）とするプリンシパル・エージェント関係によって成立する「経営されるものとしての地域」の二重構造として解釈してきた。

これを踏まえれば、公共もまた、個人及びコミュニティ間の多様なエンゲージメントと、主権者・代理人関係を基礎とするプリンシパル・エージェント関係の二重構造として把握することが可能ではないだろうか。この問いに肯じるのであれば、公共コミュニケーションとは、上記のエンゲージメントを実現し、的確なプリンシパル・エージェント関係の成立をめざすコミュニケーション、つまり情報の受信・発信・編集を意味すると考えられる。

公共コミュニケーションをこの意味で把握することで、本号に掲載された論文や研究ノートが、それぞれに公共コミュニケーションに関わる構造・運動、静態・動態を明らかにしようと志向した努力としての「公共コミュニケーション学」へのアプローチが、まざまざと眼前に現れてくる。

以上は、研究者としての私からの提示に過ぎない。本学会に集う人々のさらなる研磨を求め、その成果が今後の論文や研究発表、事例交流、さまざまな活動において明らかにされることを期待する。その期待はまた、公共コミュニケーション学の進展への希望であり、公共コミュニケーション学会のさらなる充実への渇求をも意味している。

地域イノベーションのためのインクルーシブデザインプロセス
～障害攻略課プロジェクトを事例に～

The Inclusive Design Process for Regional Innovation：
From the Case Study of Obstacle Capture Department Project

早田 吉伸
Yoshinobu SODA

県立広島大学　　Prefectural University of Hiroshima

Abstract　In recent years, the importance of diversity has been pointed out as a requirement for innovation, and the concept of inclusive design has been attracting attention. This study showed the potential of inclusive design for regional innovation. The author modeled the inclusive design process based on previous research, and also modeled the case study of Obstacle Capture Department Project which was a preceding example. Through the comparison of these two models, the characteristics of Obstacle Capture Department Project were clarified. Finally, the author made recommendations to establish this inclusive design process in local community.

キーワード　地域イノベーション，インクルーシブデザイン，デザインプロセス，CSV，価値共創

１．はじめに

近年，あらゆる領域でイノベーションの必要性が叫ばれている．イノベーションについては多分野にわたって多くの研究がされてきているが，地域においてもその重要性が指摘されている．地域でのイノベーションを考えるにあたり重要な視点となるのが，多様な主体者によるコミュニケーション基盤やプロセスとしての「場」という考え方になる．例えば，野中ら（1998）は，知識創造経営における「場」の考え方に基づき，イノベーションプラットフォームとしての地域を論じている．また,国領（2011）は，多様な主体が協働する際に，協働を促進するためのコミュニケーションの基盤となる道具や仕組みのことをプラットフォームとして定義し，地域における協働とそこから生み出されるイノベーションのためのプラットフォームの必要性を明らかにしている．本研究は，地域イノベーション創出をもたらす多様な主体が参加するコミュニケーション基盤としての「場」が重要であるという問題意識に立ち，地域における多様な主体者，特に社会的な弱者である障害者と行政や企業とのコミュニケーションおよびその上で成立するプロセスに着目し，そのプロセスを明らかにすることを通じて，公共コミュニケーションにおけるコミュニケーション基盤としての「場」の考察を行うものである．

さて，このイノベーションという概念は，経済学者であるシュンペーター（Schumpeter）による『経済発展の理論』にて発表されたものであるが，ここから様々な分野の研究者によって広く使われるようになったものである．シュンペーターは，生産の概念を利用できる種々の物や力の結合(combination)を意味することとした上で，生産物，生産方法，生産手段等の生産要素が非連続的に新結合(new combination)することをイノベーションであると定義した（シュンペーター，1912）．こうしたイノベーションの本質的な特性について多くの研究者が指摘する事項は，次の 2 点である．①イノベーションは「創造的破壊」を起こすものでなければならない．②イノ

ベーションには断続性（非連続性）がある（岸川，2004）．ここからわかるとおり，イノベーションとは，現状を打破し，新しいものを構築する行為であるため，単純な現状の積み上げの上には成立しないものということになる．そのため，佐藤(2008)は，イノベーションの多くの事例を調査分析し，その偶発性に着目した研究を行っている．その結果，イノベーションはユニークな要因が予期せず発生し，関連しあった時にはじめて起こるとして，創発現象[1)]と捉えている．その上で，イノベーションを誘発する環境を整備することの重要性，及びその環境は個人の自律性を育む装置であるべきとの見解を示した．このようにイノベーションを起こすためには，ユニークな要因が必要であり，それゆえ同質性の中では起こりにくく，多様性や「違い」が必要となる。そして現在，この認識は企業にとどまらず，地域におけるあらゆるセクターに広がり始めている．

こうした背景から，多くの企業では，福祉の視点に止まらず，イノベーションの視点からも，ダイバーシティが推進され，政府・自治体は共生社会の実現を推進している．特に，2020 年開催予定から 2021 年に延期が決まった東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下，「東京2020大会」と略す.）は，史上最もイノベーティブな大会を目指すと表明しており，官民ともに障害者の視点の重要性を改めて指摘するようになっている．また，東京（渋谷）では 2012 年より「超福祉展（正式名称：2020 年，渋谷．超福祉の日常を体験しよう展）」が開催され，話題となってきた．このイベントは，障害者をはじめとするマイノリティや福祉そのものに対する「心のバリア」を取り除くことを目的に開催されているシンポジウム，展示会である．ここでは，ハンディキャップがある人＝障害者が，健常者よりも「カッコイイ」「カワイイ」「ヤバイ」と憧れられるような未来を目指し，「意識のバリア」を「憧れ」へ転換させる心のバリアフリー，意識のイノベーションのことを「超福祉」と定義している[2)]。そして，モビリティをはじめとした多くのテクノロジー企業が参加し，新しい未来の可能性を提示している．このように「違い」をイノベーションの源泉とする動きが，近年急速に顕在化してきているのだ．

こうした中，イノベーションの手法として注目されているのが，インクルーシブデザインという考え方である．塩瀬(2014)は，イノベーションとインクルーシブデザインの関係について，次のような見解を示している．①新しいアイデアや方式の導入と開拓，既存要素の新たな組合せから，社会的に意義のある新しい価値や社会の変革をもたらすことこそがイノベーションである．②革新的な技術シーズと潜在的な社会ニーズとの結びつき，新たな事業展開につながる市場共創型のイノベーションは「デザイン・ドリブン・イノベーション」と呼ばれており，デザインに対する期待が高まっている．ただ概念的には，その有効性は理解できるものの，現在，こうした手法が事業や社会システムのデザインの現場において普及しているかというと，そうではない．例えば，厚生労働省が実施した平成 21 年度障害者自立支援調査研究プロジェクトの一環で取り組まれた財団法人たんぽぽの家によるインクルーシブデザインの手法によるユーザ参加型デザインの仕組みづくりに関する調査研究において，障害者による様々な課題は抽出をされているが，そのほとんどが実際のソリューションやサービスの実現には至っていない状況がある．また，伊坂（2019）は，インクルーシブデザインの考え方が，通信会社，流通企業，消費財メーカー等の一部の商品やサービスには実際の適用が見られ始めていることを指摘しつつも，現時点では，一般的なサービス開発手法とはなり得ておらず，その普及の阻害要因として，企業における旧来型組織および経営戦略の問題点をあげている．こうしたことから，まだまだ社会的な理解が進んでおらず，今後，一般化していくためのモデル提示が必要だと考える．

そこで本研究では，このインクルーシブデザインに着目するとともに，インクルーシブデザインのプロセスモデルを提示することを通じて，地域イノベーション創出における可能性を示すこととしたい．

具体的には，まずインクルーシブデザインの定義を明確にした上で，先行研究を分析し，デザインプロセスの一般モデル化を図る．次に，先進事例として，石川県中能登町を起点に始まった障害攻略課プロジェクトを取り上げ，関係者へのインタビュー等を通じて調査・分析し，構造化を行う．更に，インクルーシブデザインの一般モデルとの対比で，障害攻略課プロジェクトの特徴を明らかにするとともに，新たなモデルとして提案を行う．最後にこうしたモデルを社会に定着させるためのメカニズムを検討し，インクルーシブデザインの活用を通じて地域イノベーションが創出される可能性を示す．

２．インクルーシブデザインとは

まず，インクルーシブデザインの定義をしておきたい．インクルーシブデザインの概念は，ロンドンにあるロイヤルカレッジ・オブ・アートのロジャー・コールマン教授が，1994 年に学会で初めて用いたものである．これまで排除されてきたユーザーを包含し，かつビジネスとして成り立つデザインを目指す考え方である（平井，2014）．また，これまでデザインのメインターゲットから排除(Exclude)されてきた特別なニーズを抱えた消費者を，デザインプロセス初期の概念デザインから積極的に巻き込んでいくデザイン手法とも言える（塩瀬ら，2010）．そのため，インクルーシブデザインでは，デザインによる排除とその影響を理解することが重要となる．この排除は，①身体的排除，②感覚的排除，③知覚的排除，④デジタルによる排除，⑤感情的排除，⑥経済的排除の 6 つに分類することができる（カセム，2014a）．

次に，こうしたインクルーシブデザインと類似の概念であるユニバーサルデザインとの対比の中で，より理解を進めたい．日本において，ユニバーサルデザインは，インクルーシブデザインより先行して展開された概念になる．2003 年には民間企業を中心に推進のための協議会 [3]が立ち上がり，企業活動においてユニバーサルデザインを普及させる取り組みが始まった．この 2 つの概念は，参加型デザインや人間中心デザイン [4]という同じ思想を持ち，同じ目的を持つ概念ではあるが，デザインのアプローチや対応の点で違っている．ユニバーサルデザインは，可能な限りすべての人々に対し，デザイン上の特別な変更や適応をすることなく使用を可能とするプロダクトと生活環境のデザインであり，7 つの原則 [5]によってその思想は支えられている（カセム，2014b）．ただ，近年その限界が指摘されるようになってきた．例えば，塩瀬（2014）はユニバーサルデザインのジレンマとして，多様なユーザーをあげる．すなわち，「どんな人にとっても」使いやすい製品を目指すことにより，誰のためのものかはっきりしない中途半端なものができてしまうことになる．また，ユニバーサルデザインは対象者のアクセシビリティやユーザビリティが中心となり，社会的排除といった社会課題そのものへのアプローチは取りづらい．そのため，インクルーシブデザインには，このユニバーサルデザインの限界を克服することが期待されている．平井(2014)は，この 2 つの概念を車の両輪にたとえ，インクルーシブデザインは，「仮説生成型プロセス」で，課題を発見し，仮説を作るのに向いており，ユニバーサルデザインは「仮説検証型プロセス」で、7つの原則によってデザインを検証するのに向いていると指摘する．そのため，この 2 つの概念を有機的に活用することが重要となってくるのである．特に，普及の遅れて

いるインクルーシブデザインについては，その社会浸透・定着を通じたイノベーションへの貢献が期待されている．

加えて，デザイン思考との関係性についても触れておきたい．平井(2014)は，デザイン思考とインクルーシブデザインは，「ソーシャルデザイン」というカテゴリーで，非常に近い兄弟関係にあると指摘している．デザイン思考とは，人びとや社会のニーズに焦点を置き，解決すべき問いを設定し，プロトタイプしながらアイデアを深化させていくアプローチである．近年，このデザイン思考はイノベーションのための方法論として注目され，企業の商品開発や事業開発を中心に，様々な場面で用いられるようになってきている．こうしたデザイン思考は，米国のイノベーション・コンサルティング・ファーム IDEO 社が自社のアプローチを観念化したものとされている．明確な定義は存在しているとはいえないが，IDEO の CEO であるティム・ブラウン(2008)は，デザイン思考を次のように定義している．デザイン思考とは，人々のニーズと技術の力を取り持つ領域を専門とし，実行可能なビジネス戦略にデザイナーの感性と手法を用いて，顧客価値と市場機会の創出を図るものである．そのため，デザイン思考は，デザイナーの思考方法と言われ，HCD（Human Centered Design／人間中心設計）と呼ばれることも多い．前野ら(2014)は，デザイン思考を，観察（オブザーション），発想（アイディエーション），試作（プロトタイピング）を何度も繰り返しながらチームで協創するイノベーティブな活動と定義している．こうしたことから，デザイン思考とは，観察から洞察を得て，仮説を作り，プロトタイプを作って，それを検証し，試行錯誤を繰り返して，改善を重ねながら製品やサービスを創り出す創造的な協働プロセスだということができるのである．こうしたデザイン思考の考えとインクルーシブデザインの発想は，そのプロセスとしての共通性を見出すことができるものである．

３．プロセスモデルの一般化

本章では，前章で触れたデザイン思考の考え方を参照しつつ，塩瀬ら（2010）および塩瀬(2014)の研究をもとに，プロセスモデルの一般化を行う．インクルーシブデザインは，特定のユーザーをリードユーザーとして製品開発プロセスに巻き込むことで進められるものである．個別のニーズへの徹底した注目から，他の多くのユーザーを巻き込めるようなマルチプルシナリオへの展開する手順で，普遍的な価値を製品システムに与えることになる．なお，特定のユーザーとは，高齢者や障害者，妊婦など，これまでデザインのメインターゲットとならなかった多様なユーザーを指す（塩瀬，2014）．このリードユーザーの行動観察と徹底した対話がこのプロセスの核となる．具体的には，大きく 5 つのプロセスで実施される．すなわち，①チームづくり，②課題発見，③アイデア＆デザイン，④プロトタイプ＆プレゼンテーション，⑤製品化・サービス化である（図1）．なお，⑤については，塩瀬ら（2010）および塩瀬（2014）において，明確な言及はなかったが，実際のサービスや商品としての社会への提供は，地域イノベーションの当然の前提となることから，本研究においては補足することとする.各プロセスの概要を以下に示す．あわせて，その概要を図１に示す.

① チームづくり

リードユーザーを中心に，技術者，デザイナー，研究者，行政，企業，地域住民，学生などできるだけ多様な分野の参加者でチームを構成する．この多様な専門性を備えた参加者を集めることはコミュニケーションコストを高めるが，全体の創造性に直結することから，きわめて重要な

観点となる．全員が一致団結して，本質的な課題を解決しようとする姿勢が，その場に共通言語の発見を促す．

② 課題発見

フィールドワークを中心に課題を発見する．単に机上でのインタビューにとどまらず，実際に日常生活の場面を具体的にチームで共有する．メンバーは，行動観察の中で気づいたことを徹底して付箋に書き出す．この時点では気づきの取捨選択をしないことが重要であり，とにかく小さな気づきの一つ一つを言葉にする．リードユーザー本人の語りも貴重で，本人あるいは周りにいるメンバーが付箋に書き出すように務める．

③ アイデア＆デザイン

フィールドワークで得た気づきを集めて，模造紙やホワイトボード上で共有する．気づきを時系列や製品の種類など多様な軸で分類し，解決すべき課題を整理する．この整理分野に対応する小さな工夫をまとまりのあるアイデアとして，すぐにラフスケッチとして描き起こす．更に，そのアイデアによって恩恵を得る対象を，リードユーザーだけでなく，多様なユーザーを巻き込めるマルチプルシナリオに配慮したアイデアへと一般化する．

④ プロトタイプ＆プレゼンテーション

ある程度固まったアイデアをベースに，プロトタイプを製作する．なお，ここでは完成度を求めずラフに早く作ることが重要となる．確かめたい部分のリアリティは求めつつも，それ以外は可能な限り手早く作る．このプロトタイプをもとに，プレゼンテーションを行う．プレゼンテーションにおいては，リードユーザーとの共通体験で得た気づきから掴んだ本質的な課題とその解決策を論理的に説明する必要がある．こうした言葉にしていく再整理のプロセスの中で、更に気づきが深まることが期待される．

⑤ 製品化・サービス化

プロトタイプをベースに，製品化・サービス化を行う．その際には，利用者を想定したテストを行う．そして，それが利用者の本質的な課題を解決しているのかという視点からの確認も必要となる．また，市場に出して行くためのシナリオも重要になる．何よりも利用者の本質的なニーズに訴求し，たった一人と向き合って見出したソリューションが，みんなにとっての価値になることが重要であり，こうした大きな流れの中で共感を得られることが必要となる．それは誰かの物語からみんなの物語への転換とも言えるものである．

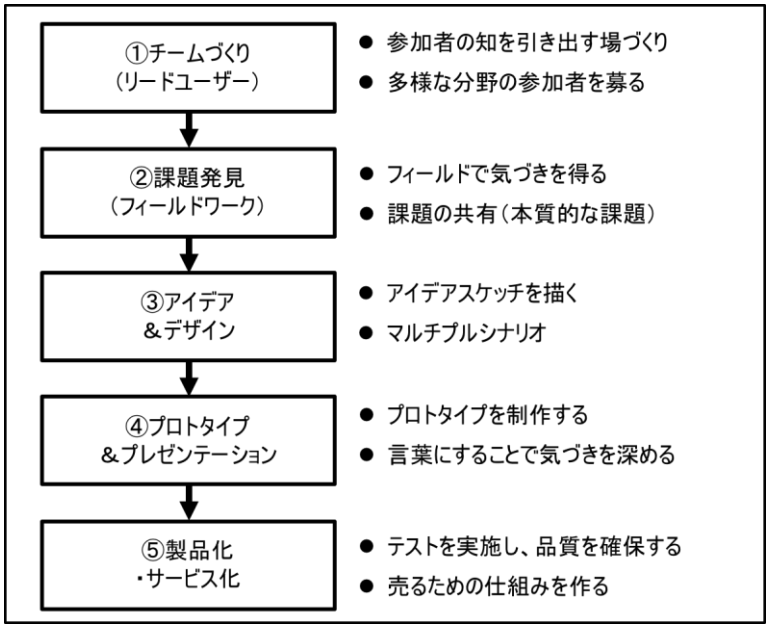

図1：インクルーシブデザインプロセス（概要図）
出所：塩瀬ら(2010)および塩瀬(2014)を参考に筆者作成

4．事例：障害攻略課プロジェクト

本章では，インクルーシブデザインの先導的なプロジェクトとして位置付けられる障害攻略課プロジェクトについて，事例調査を行った．調査手段としては，関連の Web サイトやニュース記事等からの情報収集・分析に加え，本プロジェクトのコアメンバーでありバンクーバー・パラリンピックアイススレッジホッケー選手でもある上原大祐氏（以下，敬称を略す．）へのインタビュー[6)]を通じて行った．以下，本プロジェクトの背景・発足経緯，概要，展開状況について述べる．

(1) 背景および発足経緯

石川県中能登町は，能登半島中部にある人口約 1 万 8 千人の町である．機織の町としての古い歴史を持ち，1970 年頃の最盛期には機場が 1000 軒近くあった．ところが繊維産業の海外生産シフトや技術者の高齢化などの要因により，現在は織物工場が 100 軒を切るまでになっている．こうした中，近年，職人の創意工夫により付加価値の高い生地を生産してブランド力の向上を図ってきた．人口減少と高齢化に直面する町は，特産品である繊維を使った地域イノベーションを検討していく過程で，横浜市で開かれた義足の女性によるファッションショーである「切断ヴィーナスショー」に着目し，2015 年と 2016 年の 2 年に渡り，同町にて義足のファッションショーを開催している．この 2 度の大会が大盛況だったことと，この大会を通じて町全体で障害者に対する意識が変わり始めたことをきっかけに，この障害と地域資源をつなげて地域イノベーションを起こすための仕組みとして，障害攻略課プロジェクトが 2017 年 4 月誕生することになる．

(2) プロジェクト概要

障害攻略課プロジェクトは，リードユーザーを含めた町外メンバーと中能登町企画課および町内に住む町内メンバーからなるコアメンバーに加えて，地元住民や中高生等からなる「攻略士」と呼ばれるメンバー約 20 名により構成されている．コアメンバーには，前述の上原大祐をはじめ，

心のバリアフリークリエイターである加藤さくら氏，世界ゆるスポーツ協会代表を務める澤田智洋氏が名を連ねる．本プロジェクトは，社会のあらゆるところにある障害をゲーム感覚で楽しく攻略することをコンセプトとしている．また，中能登町は，このコンセプトを実現するために，内閣府の地方創生推進交付金事業[7]を活用し，総事業費5千万円のバリアフリーまちづくり事業としてサポートをしている．

プロジェクトの方針としては，大きく「マチの障害攻略」「モノの障害攻略」「コトの障害攻略」「ヒトの障害攻略」の 4 つがあげられている．それぞれの方針に基づく事例を以下に述べる．

まず，「マチの障害攻略」の取組事例としては，バリアフリー滝行があげられる．これは障害や難病を抱えていても，誰もが楽しむことのできる世界初の観光サービスとして開発されたものになる．観光スポットである不動滝周辺を車イスで訪れ，地域課題の攻略が行われた．具体的には，砂利道で段差もあったエリアを改善し，障害者や高齢者が安全に歩けるルートを確保するとともに，必要な車イスも配置するなどの環境整備が行われた．

次に，「モノの障害攻略」の取組としては，スタイ（ヨダレかけ）の試作品開発があげられる．障害や病気によってヨダレが垂れやすく，スタイの使用を余儀無くされている人に向けて商品開発が行われた．見た目はスカーフなのに吸収性の高い素材を使用することで，スタイの機能を持たせている．この他にも車イスのタイヤ用足袋（カバー）の試作も行われた．車イスのタイヤに専用の足袋を履かせることで，今まで車イスが立ち入れなかった屋内に，床を汚したり傷つけたりすることなく気軽に入ることが可能となっている．

更に，「コトの障害攻略」の取組事例として，ファッションショーの継続実施があげられる．2017 年には車イスユーザーでも簡単に着ることができる着物や浴衣を KIMONALL としてリリースし，その PR が行われた．多くの障害を持つ方に対して，ファションを楽しむ可能性とともに，健常者にとっても簡単に着用できる着物の存在は，和服を気軽に楽しむきっかけを提示することになった．

最後に，「ヒトの障害攻略」である．この事例としては，これまで述べた「マチ」「モノ」「コト」の障害攻略を進めるうちに進んだ障害者への理解の広がりの動きがあげられる．ハード的な整備がなくても，気軽に声をかけるソフトなサポートが広がり，地域に根付いてきている．地域の多くの人にとって，日常生活の中で，共生社会の意義を体感できるきっかけとなっているのだ．

図 2：障害攻略課の取組事例
出所：一般社団法人障害攻略課 Web サイト等

(3) プロジェクトの展開

2017 年に中能登町でスタートした障害攻略課プロジェクトは，2018 年以降，コアメンバーを中心に中能登町の外に広がりを見せ始めている．そのきっかけが，企業との連携である．連携を進めるために，本プロジェクトの基盤となる活動を明確にして，一般社団法人化した．これにより，障害攻略課の活動が加速しやすい環境が生まれている．加えて，他自治体からの相談も増えているという．展開のイメージを図 3 に示す．図 3 からわかる通り，障害攻略課は，障害者を起点に自治体や企業をつなぐコミュニケーション基盤としての「場」を提供しながら，その上でインクルーシブデザインプロセスを進めている．そしてそれが多様な主体に展開されている．

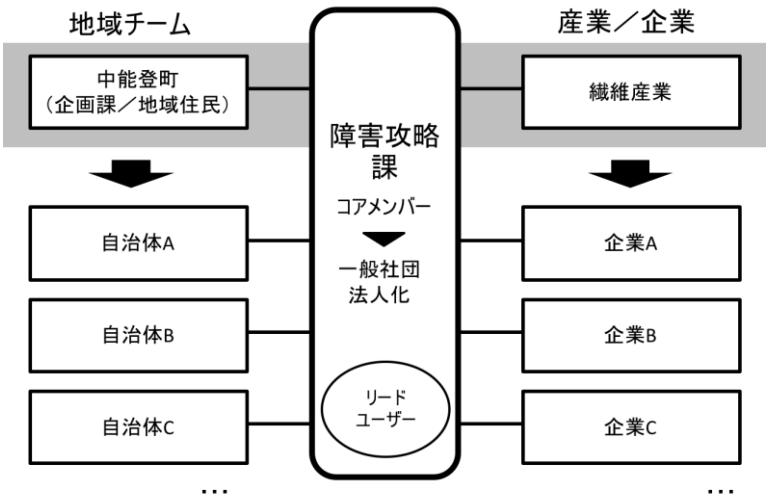

図 3：障害攻略課の展開
出所：上原へのインタビュー[6]をもとに筆者作成

本プロジェクトの展開をより理解するため，企業連携の事例として，障害攻略課と株式会社ユナイテッドアローズ（以下，ユナイテッドアローズ），及び株式会社日経 BP（以下，日経 BP 社）との連携について取り上げたい。

まず，前者のユナイテッドアローズとの連携であるが，これは041（オールフォアワン）プロジェクトといい，障害攻略課からの派生プロジェクトの位置づけになるものである．このプロジェクトは，インクルーシブデザインの発想で世の中を変えていくことをコンセプトとした，新しい商品づくりや売り方のモデルづくりとなっている．2018 年 4 月には第一弾として「後ろが外せる2way コート」，「スタイになるエプロンドレス」など 6 アイテムの受注が開始されており，メディア等でも大きな反響を呼ぶことになった．生涯攻略課のメンバーは，リードユーザーとして本プロジェクトに参加するとともに，全体プロセスのファシリテーターの役割を担った．

次に，日経 BP 社との連携であるが，これは「リアル開発会議」という場を使った，事業開発の枠組みづくりである．「リアル開発会議」は日経 BP 社が運営する新事業創出と異業種連携の推進を目指す会員制のコミュニティである．このコミュニティを通じて，テーマ軸で企業の開発者とのコラボレーションが創出されることになる．障害攻略課が持つ特定領域におけるテーマ設定能力に期待が高まっている．障害攻略課のメンバーは本プロジェクトにおいて，プログラムマネージャーの役割を担い，課題の見える化の活動をリードした．

更に，こうした企業との連携に加えて，本プロジェクトでは，ソーシャルメディア等を活用した情報発信が積極的に行われている．特に，社会課題の共有については、「nono2020 会議」を開催して注目を集めている．これは，SNS 上で「2020 年までにこういうことのない社会を」をテーマとした課題共有の仕組みのことである．具体的には，障害者や高齢者が直面する日本社会に「あるある」な困りごとについて，ハッシュタグ（#nono2020）をつけて SNS に投稿し，投稿された情報を「nono2020 会議」というイベントを通じて集約し，その解決策を導き出すものである．また，ここでの解決策をもとに，企業や行政に直接働きかけて，具体的なソリューション開発につなげていくことで，障害攻略することも行われている．

５．特徴分析

前章での事例調査をもとに，本章ではまず，障害攻略課プロジェクトの特徴を明確にする．2 章で一般化をしたインクルーシブデザインにおけるプロセスモデルと本プロジェクトを対比分析することを通じて，本プロジェクトの特徴を明らかにする．上原のインタビュー等をもとに，プロセスを構造化して，モデルとして提示した．プロセスは①チームづくり，②課題発見，③アイデア＆デザイン，④プロトタイプ＆プレゼンテーション、⑤製品化・サービス化，⑥情報発信・共有＆周囲の巻き込み，の 6 ステップである。内容を図 4 に示すとともに，それぞれのプロセスについて，以下に述べる。

① チームづくり

リードユーザーとしてパラリンピアンの上原を中心に，町内外から多様な参加者を集めて，プロジェクトメンバーを組成している．特に，障害当事者だけではなく，障害者を子供に持つ親もリードユーザーとして入ることにより，障害を持つ本人の視点だけでなく，最も身近でサポートする人の視点が入ることになり，結果，プロジェクト全体に視点の広がりが見られるようになっている．また，コアメンバーが共通的に複数のプロジェクトに関与することにより，一定の知見

が蓄積されるとともに，プロジェクト毎に新たなメンバーとの連携が生じるため，メンバーの多様性が確保されている．

② 課題発見

リードユーザーを中心に，現地でのフィールドワーク，日常の中での課題の可視化，インターネット等を活用した情報発信や情報共有およびそこからのフィードバック等，多面的な課題発見のスキームを有している．また，発見された課題を言語化するとともに，メンバーの内外との対話を通じて，本質的な課題の発見をスピーディーに実施している．そのためメンバー内の共通認識が構築しやすく，円滑なコミュニケーションが実現できている．

③ アイデア＆デザイン

一般的プロセスと同様に，デザイナーや職人が中心となりアイデアをまとめるということも行なっているが，むしろリードユーザー自身がアイデアを出しながら，主体的にデザインに参加しているところに，このプロジェクトの特徴がある．翻訳能力の高いリードユーザーが，他のリードユーザーの言葉にならない気づきを引き出しながら，アイデアをまとめていくことが起こっている．

④ プロトタイプ＆プレゼンテーション

どのプロジェクトにおいてもプロトタイプが作られ，プレゼンテーションが行われている．プロトタイプの検証においては，実際にリードユーザーが体験し，フィードバックを行っている．また，プレゼンテーションは，メディア等への情報発信からファッションショーのようなイベント形式のものまで，多様な取り組みを実施している．これが情報発信および周囲の巻き込みに大きく寄与している．

⑤ 製品化・サービス化

全てのプロジェクトが製品化・サービス化されているわけではないが，地元産業や企業と連携したものについては，製品化・サービス化につながっている．一方で，マネタイズを含めたビジネスモデルのつくりこみに関しては，今後の大きな課題と言える．企業や行政の巻き込みとともに，それぞれのステークホルダーにとっての価値・ベネフィットを明確に提示していく必要がある．

⑥ 情報発信・共有＆周囲の巻き込み

情報発信・共有により，プロジェクトが多面的に広がりを見せている．一つのプロジェクトのプロセスの要素から，別のプロジェクトが派生するなど，プロセスが直線で進むだけでなく，サイクルとして広がりながら進んでいるところに，本プロジェクトの特徴がある．この点が他の通常のインクルーシブデザインプロセスモデルには見られないユニークな点だと捉えられる．

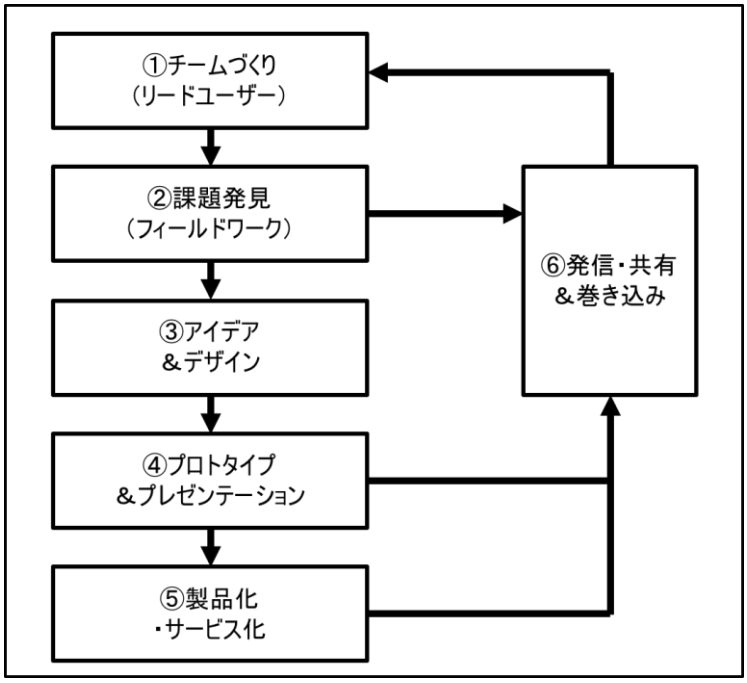

図 4：障害攻略課におけるプロセスモデル
出所：上原へのインタビュー[6]をもとに筆者作成

以上が，障害攻略課におけるプロセスモデルになるが，一般モデルとの対比により，その特徴を明確にしていきたい．図 1 と図 4 を対比することで，基本的には，インクルーシブデザインにおけるプロセスモデルで示した流れを本プロジェクトも踏襲しているということが明らかになった．2017 年に立ち上がった障害攻略課のプロジェクトは，インクルーシブデザインの持つ特徴を備えたプロジェクトであることが確認できた．

その上で，障害攻略課プロジェクトの特徴を分析をする中で，次の 3 つの点が明らかになった．すなわち，循環の視点，リードユーザーの視点，情報発信の視点である．これらの視点があることにより，本プロジェクトのプロセスは効果的に稼働しているといえる．この 3 つの視点について，以下に詳細を述べる．

1点目は，循環の視点である．情報発信・共有，周囲の巻き込みというステップが加わることで，プロジェクトが単発のイベントで終わるのではなく，全体としての循環が生み出されることがわかった．これにより，事業としての広がりが生まれてきている．

2点目は，リードユーザーの視点である．リードユーザーである障害者や高齢者は最先端の課題発見者である．健常者が持ち得ない課題を抱えており，暮らしがよくなるヒントを持っている価値の高い人と捉えられる．障害者や高齢者のニーズを深掘りして開発すれば，それが結果的に多くの人にとっても有益なものとなる．そもそも行政や企業が社会課題を捉えきれず，結果，本当に必要なサービスや製品を提供できていないなかで，行政や企業には課題を理解したいという潜在的なニーズが存在していると捉えられる．そのため，課題を可視化し，広く共有することが重要になる．加えて，リードユーザーが，単に自らのニーズを言葉にするだけでなく，それを行政や企業に伝わるように翻訳することが大切である．本プロジェクトにおいては上原が，まさにその役割を果たすことで，プロジェクトが加速している．

3点目は，情報発信の視点である．プロセスそのものを社会に情報発信し，情報共有することが大切である．インクルーシブデザインプロセスは，一つの製品やサービスを作る上で有効ではあるが，そのプロセスを広く社会と共有することで，より社会への影響度が高まり，インパクトを出すことができる．本プロジェクトにおいては，メディア等を通じた情報発信が影響して，企業との連携につながっている．情報発信のステップが，いい循環のきっかけとなっている．特に，パラアスリートである上原の影響は大きく，アスリートとしての知名度はもちろん，多様なメディアを通じ，立場の違う人々に対して理解しやすいコミュニケーションを行うことで，大きな訴求力になっている．

６．障害攻略課プロジェクトを通じた価値に関する考察

障害攻略課プロジェクトにおけるインクルーシブデザインの価値について，大きく経済的価値と社会的価値の両面から考えてみたい．経済的価値と社会的価値の両立という視点は，CSV（Creating Shared Value）として認識され始めている新しい社会価値ビジネスの戦略に基づいたものとも言える．CSVは，ハーバード大学教授のマイケル・E・ポーターとマーク・R・クラマーが 2011 年に発表した論文「Creating Shared Value（邦題：共通価値の戦略）」で広く知られるようになった概念である．この中で CSV は，社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し，その結果，経済的価値が創造されるというアプローチと定義されている．この両面で価値を生み出すことが，イノベーションを生み出し，今後の企業価値の向上につなげていくためには，不可欠という見方をされている．加えて，この 2 つの側面は企業のサステナビリティの面からも重要だとされている．例えば，サステナビリティを提唱しているジョン・エルキントンはトリプルボトムラインの考え方を提唱し，企業を財務面だけでなく，企業が操業している地域の「経済」「社会」「環境」の 3 つの面から企業価値を判断することが必要だとしている．（Savitz and Weber，2006）．この概念は，ISO26000 の社会的責任の中心課題としても組み込まれており、経済的価値と社会的価値というのはサステナビリティを捉える大きな視点と考えられてる．以上のことから，本研究においては，経済的価値と社会的価値の両面において考察を行ってみたい．

(1) 経済的価値の側面

本プロジェクトに一貫しているのは，ビジネスとしての価値を常に一貫して求めていることである．障害を持つ人を起点に，社会の障害を攻略することで新たなマーケットを顕在化させ，ビジネスとして成立させることが大切であり，それが結果的に福祉となり持続することにつながる．超高齢化社会を迎えた日本で，バリアフリー環境を潜在的に必要とする人たちは約 4000 万人以上と言われており，決してニッチなマーケットではないという認識で活動が行われている．例えば，2018 年 4 月に受注生産した一企業の事業としてスタートした 041 プロジェクトは，最初の事業が好評だったことを受け，翌年には全 4 アイテムについて，色やサイズを増やして提供するに至っている．インクルーシブデザインプロセスを通じた事業への可能性を示した事例だと捉えられる．加えて，中能登町の事例は，地域資源である繊維産業の復興からスタートしており，地域産業全体に対する活性化プロジェクトと捉えられる．地域産業全体に対する直接的な成果はまだこれからの状況ではあるが，地域資源を活用した産業推進の可能性が見込まれるものといえる．

(2) 社会的価値の側面

本プロジェクトにおける社会面における価値としては，大きく 2 つの点があげられる．1 点目は，障害者の社会参加に大きく寄与している点である．例えば，中能登町においては，車イスでも観光地へ気軽に訪問することができる環境を整備をすることで社会参加を推進している．また，041 プロジェクトにおいては，障害者がファッションを楽しむ機会をもたらし，街中に出ることを後押ししている [8]（上垣，2018）．障害の有無にかかわらず生活を楽しみ，幸せな人生を送る機会を提供できることは社会的に大きな効果をもたらすことが期待される．2 点目は，障害者をきっかけに社会の意識が変わることに寄与している点である．例えば，中能登町においては，障害者への理解が広がり，日常の中で，共生社会の意義を体感できるきかっけとなっている．また，041 プロジェクトでは，障害者理解を深めることを通じて，企業における人材育成につながっていることが明らかになっている．障害攻略課コアメンバーの澤田はインタビューを通じて，デザインプロセスの中でチームメンバーの目つきや顔つきが変わっていった点を指摘し，ユナイテッドアローズの栗野氏は人材育成の効果について言及している [9]（長谷川，2018）．このようにインクルーシブデザインプロセスは地域社会や企業における人々の意識を変え，人材育成に寄与することが見込まれる．

７．社会定着に向けた提言

ここまで見てきた通り，インクルーシブデザインの有用性については，多くのメディアでも報じられ，期待が高まっていることは間違いない．加えて，2021 年開催予定の東京 2020 大会を目前に，パラリンピックを契機とした共生社会の実現に向けて，さまざまなセクターが活動を始めている．そして，こうした動きは一過性のイベントではなく，レガシー[10]として日本社会に根付き，定着していくことが望まれている．これらの活動の特徴は，弱者救済としての福祉の視点ではなく，平等で対等な社会の参加者としての視点であることが重要となる．スポーツはそれを体感させてくれる機会となる．例えば，ボッチャ [11] いうスポーツが健常者と障害者が対等に参加できるスポーツとして注目され，全国的なイベントが開催されるようになっている。そして、企業がそれを後押する状況が生まれてきている [12]．こうした中で，活動のエンジンとなるのがパラアスリートである．パラアスリートには競技者としての期待はもちろんのこと，リードユーザーとして，課題発見のパイオニアとしての側面も期待されている．上原の活動はまさにその先導的な役割を果たしていると捉えられる．

そこで，本章では，現在の日本において，インクルーシブデザインを社会に定着するためのメカニズムを検討したい．インクルーシブデザインを定着させるためのメカニズムの検討に際しては，因果関係図を用いてモデリングを行うこととする．因果関係図とは，ダイナミック（動的）な相互関係を捉えるものであり，システムにおける要素間の相互関係を捉えるためのツールである．また，これにより社会構造がいかにして特定のパターンを作り出しているかを読み取ることができるものである(センゲ，1994)．地域の実態や社会課題の状況はそれぞれ異なるため，共通のモデルをつくることは困難であるが，共通して活用できるパターンを示し，参照されることはインクルーシブデザインを通じた地域イノベーションの創出には有益であると考えられる．

そのため，障害攻略課の事例をベースに因果関係図を用いて構造化した．本事例においては，パラアスリートである上原や障害者等のリードユーザー参加によるインクルーシブデザインプロジェクトの機会が生み出されることで，その機会を通じて，個々人の気づきや成長が生まれ，活

動を通じた情報発信が増え，プロジェクトが注目を集める結果となっている．また，プロジェクトを通じて具体的なアウトプットがでることで，メディア等での注目が集まり，自治体や企業の参加が増えるとともに，社会的な影響力が高まっている．こうした中，東京 2020 大会でパラアスリートが活躍する機会が増えることで，更なる注目が集まることが期待されているのである．以上の結果を図 5 に示す．

ここから分かる通り，インクルーシブデザインプロジェクトへのステークホルダーのループとリードユーザーのループが相乗効果を持って回ることが重要であると考えられる．また，そのためのトリガーとしてのパラアスリートの役割が重要であることも考えられる．今後このサイクルが回るような社会的な仕組みづくりが望まれる．また，こうした循環を通して，地域イノベーションの可能性は広がっていくものと期待できる．

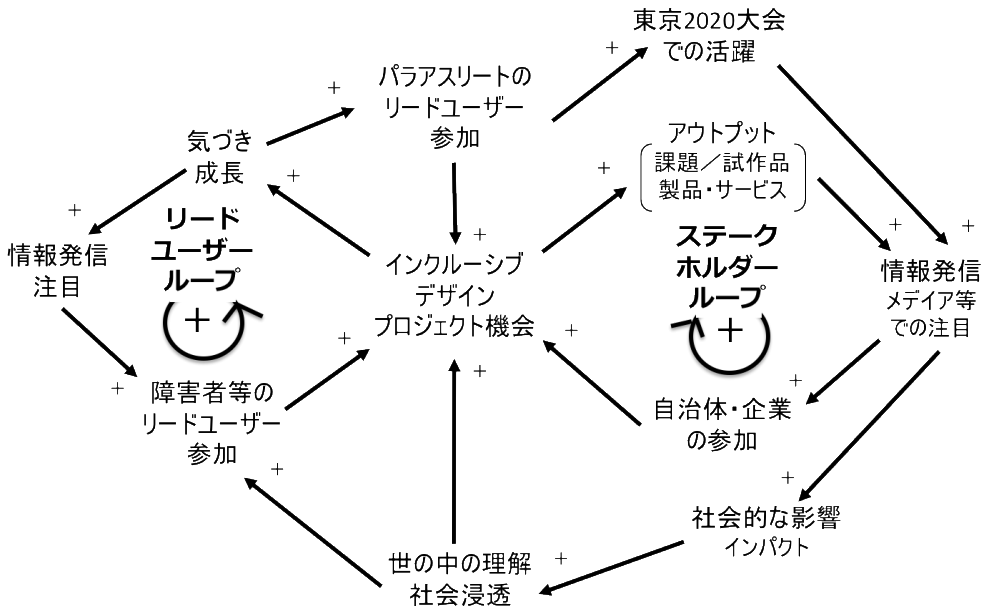

図 5：インクルーシブデザインの社会定着化サイクル

８．公共コミュニケーションにおけるインクルーシブデザインプロセスの意義

ここまで地域イノベーションのためのインクルーシブデザインプロセスを見てきたが，改めて公共コミュニケーションにおけるインクルーシブデザインプロセスとそれによりもたらされる地域イノベーションの意義について述べておきたい．1章で述べたとおり，本研究は，地域イノベーション創出をもたらす多様な主体が参加するコミュニケーション基盤としての「場」が重要であるという問題意識に立ち，地域における多様な主体者，特に社会的な弱者である障害者と行政や企業とのコミュニケーションおよびその上で成立するプロセスに着目し，そのプロセスを明らかにすることを通じて，公共コミュニケーションにおけるコミュニケーション基盤としての「場」の考察を行ったものである．今回，事例として取り上げた障害攻略課プロジェクトは，リードユーザーである障害者を起点に，自治体や企業とのコミュニケーションを図り，インクルーシブデザインプロセスを通じて，ソリューションを導き出し，地域イノベーション創出につなげたものである．公共コミュニケーションの果たす役割には，多様な主体が多様な媒体を的確に使い透明

性の高い正確な伝達を行うことや，それらを通じて受け手の意識・行動変容をもたらすこと等の様々なものがあると考えるが，それらに加え，各主体間における価値共創のコミュニケーションを通じて地域イノベーション創出することも公共コミュニケーションの果たすべき役割として捉えている．そして，そのためのプロセスであり方法論でもあるインクルーシブデザインプロセスの研究を深めることを通じて，公共コミュニケーションの振興・充実に貢献できるものと考える．

なおここで、この価値共創という考え方にも触れておきたい。価値共創という考え方は，サービスデザインの領域で提唱され始めた概念である．サービスデザインは,新たなデザインの領域として 1990 年代以降に表明され，ユーザーと特定のサービスプロバイダーとのインタラクションをデザインする概念から，多様なサービスの参加者のインタラクションへと拡張されて発展してきたものである（武山，2017）．その結果，参加者のインタラクションを通じて，共に価値を創るという姿勢やプロセスが重要視されるようになってきた．こうした価値共創の可能性として，武山（2017）は，参加者に自らの創造性に気づかせ，それを引き出し，活かすことによって，それぞれが対峙する変化や複雑性に立ち向かい，共に解決策を生み出せるようになる点を指摘している．加えて，サービスデザインの領域がビジネスの領域だけではなく，公共領域へ拡がっていることについて示している．インクルーシブデザインプロセスは，こうした新たに登場してきたサービスデザインの一つの形と捉えることができる．このように多様な主体のインタラクションによる価値共創のコミュニケーションは，今後，公共コミュニケーションの一つのテーマになり得ると考える．

以上のことを整理したものを図 6 に示す。今回の研究が，公共コミュニケーションの「場」におけるインクルーシブデザインプロセスの意義やそれによる地域イノベーション創出の可能性を考えるきっかけになることを期待したい．

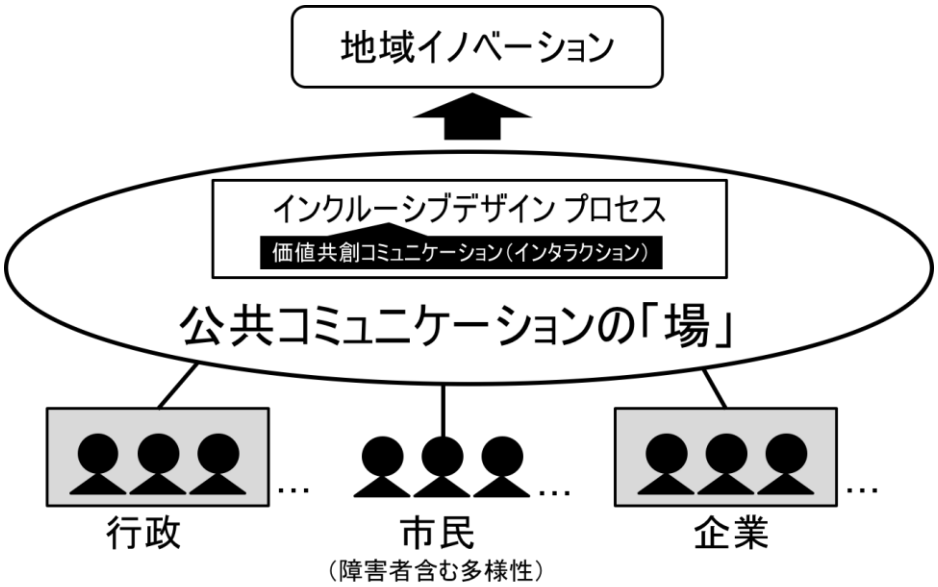

図 6：公共コミュニケーションの「場」における
インクルーシブデザインプロセスの役割

９．おわりに

本研究では，地域イノベーションのためのインクルーシブデザインに着目し，その可能性について考察を行った．まず，インクルーシブデザインの定義を明確にした上で，先行研究を分析し，デザインプロセスの一般モデル化を図った．次に，先進事例として，石川県中能登町を起点に始まった障害攻略課プロジェクトを取り上げ，コアメンバーの一人であるパラアスリートである上原へのインタビュー等を通じて調査・分析し，構造化を行った．更に，インクルーシブデザインの一般モデルとの対比分析を通じて，障害攻略課プロジェクトの特徴を明らかにするとともに，新たなモデルとして提案を図り，その価値の考察を行った．最後に，社会定着のためのメカニズムを検討し，インクルーシブデザインプロセスを活用することを通じて地域イノベーションが創出される可能性を示した．加えて，公共コミュニケーションにおけるインクルーシブデザインプロセスの意義について言及を行った．

本研究を通じて，インクルーシブデザインプロセスを循環として回していくことの重要性を示すことができた．また，2021 年のパラリンピックを契機に，インクルーシブデザインがより広がりをみせる可能性について言及した．しかし一方で，ビジネスモデルが未確立でありサステナブルでないことがわかってきた．また，こうした動きはまだ始まったばかりで，社会の中での大きな動きとするには，更なる加速が必要である．今後は，本研究をもとに，研究の領域を拡げるとともに，そうした加速化のための仕組みづくりや具体的なソリューションについて研究を進めていきたい．そして，これら研究の推進を通じて，公共コミュニケーション学の振興・充実に寄与していきたい．

注

1）創発(emergence)とは，部分の性質の単純な総和にとどまらない性質が，全体として現れることを意味するものである（ルイージ，2006）。

2）超福祉展は，2012 年に表参道・BA-TSU ART GALLERY や青山・国際連合大学前広場などで，従来の福祉を超えた機器の展示やパラスポーツ体験などを実施したことをきっかけに，2013 年の東京国体でのコラボ開催を経て，2014 年から定期開催を目指してスタート．以来，渋谷ヒカリエをメイン会場に，「展示」や「シンポジウム」，「ワークショップ」，「コンペティション」など，様々なコンテンツを充実させてきた．2018 年は 11 月 7 日（水）～13 日（火），2019 年は 9 月 3 日（火）～9 月 9 日（月）の 1 週間開催された．

3）国際ユニヴァーサルデザイン協議会（IAUD）は，「国際ユニバーサルデザイン会議 2002」の理念と成果を継承して，2003 年 11 月に設立．2018 年 1 月 25 日現在，75 社，13 団体，75 名が参加する，国内最大の UD 推進団体．検定事業などを実施している．

4）人間中心デザインとは，デザインの各段階において，エンドユーザーの持つ要求や制限に設計の主眼を置く行為，またはその思想を意味する．

5）ユニバーサルデザインの 7 つの原則は次の通り．①誰であろうと公平に使えること，②使う上での自由度が高いこと，③使い方が簡単でわかりやすいこと，④必要な情報がすぐに理解できること，⑤うっかりミスができる限り危険につながらないこと，⑥身体への過度な負担を必要とせず少ない力でも使えること，⑦使いやすい十分や大きさと空間が確保されていること．

6）インタビューを実施した日程は以下の通りである．

・第 1 回インタビュー：2019 年 1 月 15 日 14 時～15 時（港区にて）.
・第 2 回インタビュー：2019 年 1 月 23 日 13 時 30 分～15 時（港区にて）.
・第 3 回インタビュー：2019 年 2 月 1 日 13 時 30～15 時（港区にて）.

7）地方創生推進交付金とは，地域再生法に基づき，自治体の自主的・主体的で先導的な取組に対して，国が重点的に支援をするもの．KPI の設定と PDCA サイクルを組み込み，従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援するとされている．内閣府地方創生推進事務局にて推進されている事業である．

8）ユナイテッドアローズ上級顧問の栗野宏文氏は，Web サイトカンパラプレスのインタビューの中で，以下のコメントを実施している．「自分がそれを着ることで前向きな気持ちになり外に出ていきたい，と思える服を提供するフッションの原点に立ち戻りたいんです．」

9）ユナイテッドアローズ上級顧問の栗野宏文氏は，Web サイト HERO X のインタビューの中で，以下のコメントを実施している．「このプロジェクトに関わったのは 20 人弱ぐらいのチームなんですが，デザイナーや，パタンナー，マーチャンダイザ―など，彼らは，もともと各々が違うチームに属していました. やってみたいと思う人が手を上げて自主的にチームが生まれて動き始めたんです. 通常業務をやりながら，スケジュールを工面してこのプロジェクトを進めていくなかで，誰もが経験できなかったことを経験できたことは大きかったと思います. みんなの発想が豊かになって，一歩も二歩も前に進めたんじゃないでしょうか．」

10）レガシーは，特に近年のオリンピック・パラリンピックにおいて IOC に強調されるようになった考え方である．IOC のオリンピック憲章には，IOC の使命と役割として「オリンピック競技大会のよい遺産を，開催国と開催年に残すことを推進すること」と明記されている．間野（2013）は，課題解決を加速させることが日本の未来にとっての重要なレガシーになるとともに，世界に対しても課題解決モデルを示すことで貢献できるとしている．

11）ボッチャとは，重度脳性麻痺もしくは同程度の四肢重度機能障害者のためにヨーロッパで考案されたスポーツでパラリンピックの正式種目である．

12）オリンピック・パラリンピック等経済界協議会は，経団連・商工会議所・経済同友会を中心に全国の企業が自治体等と力をあわせ ALL JAPAN となって東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその先の未来，レガシーをつくるための団体である．特に，障害者スポーツを中心としたバリアフリーの取り組みには力を入れており，全国でボッチャの体験会や交流会を開催している．

参考文献

あしたのコミュニティラボ（2018a）「遊び心ある「障害攻略」で新たなビジネスを生み出す？−中能登町「障害攻略課」プロジェクト（前編）」, https://www.ashita-lab.jp/special/8830/（2019. 2. 10 アクセス）

あしたのコミュニティラボ（2018b）「遊び心ある「障害攻略」で新たなビジネスを生み出す？−中能登町「障害攻略課」プロジェクト（後編）」, https://www.ashita-lab.jp/special/8831/（2019. 2. 10 アクセス）

井坂智博（2019）『SDGs 時代の課題解決法　インクルーシブデザイン』日経 BP.

一般社団法人障害攻略課 Web サイト, http://shogai-koryaku.com/（2019. 2. 10 アクセス）

上垣喜寛（2018）「たった 1 人の悩みから作り出されと服“041”とは？」web サイトカンパラプレス,

オリンピック・パラリンピック等経済界協議会 Web サイト, http://kyougikai2020.jp/（2019. 2. 10 アクセス）

一般社団法人ボッチャ協会 Web サイト, https://japan-boccia.com/（2019. 2. 10 アクセス）

カセム・ジュリア（2014a）「イギリスで生まれたインクルーシブデザイン」カセム・ジュリア, 平井康之, 塩瀬隆之, 森下静香編『インクルーシブデザイン：社会の課題を解決する参加型デザイン』学芸出版社.
カセム・ジュリア，平井康之監修，ホートン・秋穂訳（2014b）『「インクルーシブデザイン」という発想』フィルムアート社.
岸川善光他(2004)『イノベーション要論』同文舘出版.
国際ユニヴァーサルデザイン協議会（IAUD）Web サイト, https://www.iaud.net/（2019. 10. 10 アクセス）
國領二郎, プラットフォームデザインラボ編著(2011)『創発経営のプラットフォームデザイン』日本経済新聞出版社.
佐藤剛(2008)『イノベーション創発論』慶應義塾大学出版会.
財団法人たんぽぽの家（2009）「インクルーシブデザインの手法によるユーザ参加型デザインの仕組みづりに関する調査研究」厚生労働省『平成 21 年度障害者自立支援調査研究プロジェクト』, https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyou/jiritsushien_project/seika/research_09/dl/result/08-07a.pdf（2020. 04. 15 アクセス）
塩瀬隆之（2012）「専門家と市民のあいまいな境界線」『質的心理学フォーラム 2012 』Vol. 4, 14-20 頁.
塩瀬隆之(2014)「ユーザーのためでなく、共に実現するものづくり」カセム・ジュリア, 平井康之, 塩瀬隆之, 森下静香編『インクルーシブデザイン：社会の課題を解決する参加型デザイン』学芸出版社.
塩瀬隆之, 鍵山泰尋, 小林大祐, 水野衣里, 川上浩司(2010)「インクルーシブデザインによる観光コンテンツの開発」『人工知能学会全国大会論文集』JSAI2010, 1-2 頁.
早田吉伸(2015)「社会価値デザインと IT(2)デザイン思考から見えてくるもの」『行政&情報システム』51(4), 60-63 頁.
武山政直（2017）『サービスデザインの教科書　共創するビジネスのつくりかた』NTT 出版.
超福祉展 Web サイト, http://www.peopledesign.or.jp/fukushi/（2019. 10. 10 アクセス）
内閣府地方創生推進事務局 Web サイト, https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html（2019. 10. 10 アクセス）
中能登町障害攻略課プロジェクト Web サイト, https://www.town.nakanoto.ishikawa.jp/soshiki/kikaku/1/2/1/4472.html（2019. 10. 10 アクセス）
日経 BP 総研社会インフララボ(2018)『超福祉 SUPER WELFARE インクルーシブ・デザインの現場』日経 BP 社.
日経 BP 社リアル開発会議, https://tech.nikkeibp.co.jp/dm/real/project/022.html（2019. 10. 10 アクセス）
野中郁次郎, パトリック・ラインメラ, 柴田友厚(1998)「知識と地域-イノベーションプラットフォームとしての地域」『オフィス・オートメーション』19(1), 3-13 項.
長谷川茂雄（2018）「たったひとりの課題がファッションを変える。041×（株）ユナイテッドアローズが生み出した“最先端ウェアとは？」Web サイト HERO X, http://hero-x.jp/article/4647/（2019. 10. 10 アクセス）
平井康之(2014)「インクルーシブデザインとは何か」カセム・ジュリア, 平井康之, 塩瀬隆之, 森下静香編『インクルーシブデザイン：社会の課題を解決する参加型デザイン』学芸出版社.
前野隆司, 保井俊之, 白坂成功, 富田欣和, 石橋金徳, 岩田徹, 八木田寛之(2014)『システム×デザイン思考で世界を変える 慶應 SDM「イノベーションのつくり方」』日経 BP 社.
間野義之（2013）『オリンピック・レガシー』ポプラ社.
ユナイテッドアローズプレスリリース(2018),

https://www.united-arrows.co.jp/news/corp/2018/04/080630.html（2019. 10. 10 アクセス）
ユナイテッドアローズプレスリリース（2019），
https://www.united-arrows.co.jp/news/corp/2019/02/081985.html（2019. 10. 10 アクセス）
Brown,T.（2008）"Design Thinking," Harvard Business Review ,86（6）,pp. 84-92.
Luisi,P.L.（2006）The Emergence of Life from Chemical Origins to Synthetic Biology, Cambridge University Press.（白川智弘, 郡司ペギオ-幸夫訳（2009）『創発する生命-化学的起源から構成的生物学へ』NTT 出版）.
Porter,M.E.and Kramer, M.R.（2011）"Creating shared value" Harvard Business Review,vol.89,pp62-77.
Schumpeter,J.A.（1912）Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung, Leipzig Duncker & Humblot.（塩谷祐一, 中山伊知郎, 東畑精一訳（1977）『経済発展の理論：企業者利潤・資本・信用・利子および景気の回転に関する一研究』岩波書店.）
Senge,P.（1994）The Fifth Discipline, Currency Doubleday.（枝廣淳子, 小田理一郎, 中小路佳代子訳（2011）『学習する組織―システム思考で未来を創造する』英治出版.）。
Savitz,A.and Weber,K（2006）"The Triple Bottom Line"John Wiley & Sons,Inc.（中島早苗訳（2008）『サステナビリティ』アスペクト.）
041 プロジェクト Web サイト, https://041.world/（2019. 10. 10 アクセス）

論文（査読付）

アートプロジェクトにおけるボランティアの中動態的参加の意義 ～さいたまトリエンナーレ 2016 を支えたサポーターのコミュニケーション生成に注目して～

Significance of “middle voice” participation in volunteers of Art Project in Japan. −Focusing on generated public communication of supporters of the Saitama Triennale 2016 −

藤原 旅人
Tabihito FUJIHARA

九州大学　Kyushu University

Abstract Since the 1990s, Art Projects in various parts of Japan are developing. The power of the art creates a site involving a wide range of stakeholders such as communities , administration , residents , artist , spectators and media. They connect the power of citizens involved locally with supporters who came from outside. In this study, the foucus to supporters of Saitama Triennale 2016, and consider the significance of “middle voice” participation of supporter activities generated from public communication.

キーワード アートプロジェクト，さいたまトリエンナーレ 2016，アートボランティア，市民参加，中動態

1. 研究背景～アートプロジェクト・芸術祭をめぐる市民参加の重層性

近年の日本では，海外からの招聘アーティストも含めた大規模な事業としてアートプロジェクトや芸術祭（以降，アートプロジェクトや芸術祭を AP と称する）が台頭しているが，それらは隔年方式[1)]で地域名を冠して呼称されることが多い。例えば「横浜トリエンナーレ」（2001 年～横浜市），「あいちトリエンナーレ」（2010 年～愛知県），「札幌国際芸術祭」（2014 年～札幌市）等が挙げられる。このような AP の成立と展開を論じた成果は数多くの先行研究に見られる。なかでも「AP とは何か」という定義が谷口（2013），熊倉（2014），野田（2014），吉田（2019）によって整理された。本研究では，管見するところから熊倉が示した時代範疇，社会との関わり方，新たな文脈創出上から「*現代美術を中心に，おもに 1990 年代以降日本各地で展開されている共創的芸術活動。作品展示にとどまらず，同時代の社会の中に入りこんで，個別の社会的事象と関わりながら展開される。既存の回路とは異なる接続/接触のきっかけとなることで，新たな芸術的/社会的文脈を創出する活動*」[2)]に準拠し，さらに谷口の「*地域に芸術を投げかける社会的活動*」[3)]を加味し「地域や社会に芸術を投げかける活動」と定義づける。

---

1) トリエンナーレはイタリア語で３年に１度の意味。ビエンナーレは２年に１度の意味。
2) 熊倉純子監修（2014）『アートプロジェクトー芸術と共創する社会』水曜社．pp. 9 より抜粋。
3) 谷口文保（2019）『アートプロジェクトの可能性　芸術創造と公共政策の共創』九州大学出版会．pp. 11 より抜粋。

さらに先行研究はAPが1990年より創出され展開する中，2000年代以降にはその事業主体が変容したことを指摘した。単独自治体によるもの，複数の行政組織を繋いだ広域横断型のネットワークからさらに関係団体を巻き込んだ実行委員会形式へ移行した。これらは自治体の地域創生取り組みによって生じ文化振興政策へも影響をもたらした。事業のミッション（社会的使命）や目標は，中山間地，僻地，交通不便，少子高齢化，後継者不足，地方消滅，地域格差，閉鎖性等，時代の推移の中で当該地域が余儀なくされる社会問題やアポリア（解決不能な困難さ）を見せ，課題解決への糸口づくりをめざす。地域再生や村おこしの役割や効果を期待されながら事業化されてきたと言える。それゆえ当該事業を成立させるステークホルダーにはアーティストを中心に据えながらも，地域社会を構成する多種多様な陣容が関わる。

旧来のアートの殿堂とも言える美術館や展示ギャラリーには幅広い来館者が存在した。元来，美術好きと称される人々はインスティチューション（基幹施設）のみならず，国内外を問わずヴェネチア・ビエンナーレ（イタリア　1895～），アビニョン演劇祭（フランス1947～），ミュンスター彫刻プロジェクト（ドイツ　1977～）へも足を伸ばし，個人の審美観の自己研鑽や教養を涵養してきた。日本における隔年型の国際的な芸術祭やインスティチューションから越境していく「アート界」の勃興も彼らが評価してきた側面も大きい。

以上を俯瞰し，小泉（2012）は AP の成立と展開に「アート界」以外の多彩な地域社会の当事者たちが関わることに注目した。自治体のまちづくり部署や教育委員会の介在が公共性を担保する。さらに観客の基盤を成す美術好き市民たちや地元住民・関係者はもとより，その地に縁もゆかりもない遠来の市民やアートボランティア[4)]参加者までもが制作や運営へ介在するようになった。もはや彼らの参加や支援無しには事業が成り立たない。すなわち AP は，そのようなステークホルダーによる複雑多様なコミュニケーションの現場と捉えることができる。

一方，旧来の地域コミュニティや人間関係から離脱し孤絶化した個人が精神的な回復を求め AP に誘き寄せら集う。近年の社会構造の変化は相互扶助や支え合いを虚弱化させ，自己責任や果てしない競争原理は個人を孤絶化させる。APの勃興には，そうした状況から逃れたい個人が緩やかに参加できるアート創造の場やアーティストとの邂逅がもたらされた。アートを媒介にしながら作品制作の共創作業や運営に関わることで役割を見つけ出し，新参同士が支え合う。

さらなる特徴に地域固有・場所特有の作品創造というサイトスペシフィック性が挙げられる。単にアーティストは自分の工房や特定の場所で制作した成果を搬送し作品展示するのではなく，事前の作品の企画段階や制作プロセスの中で，地域の歴史的文脈の把握や地域固有の文化資源のリサーチを反映させる。地域住民との情報交換や対話が欠かせない。成果物と

[4)]現在，日本各地で開催されるAPの多くがボランティアやサポーターによって支えられている。本論では一般的な AP を支えるボランティアをアートボランティアと称し，〈さいたまトリエンナーレ 2016〉のボランティアは事業名称からサポーターと称する。〈さいたまトリエンナーレ 2016〉のボランティア募集要項ではその定義を「事業の開催趣旨に賛同し，一緒にトリエンナーレをつくり上げていく活動に無償で携わることを理解した 16 歳以上の方々」と示した。一方， 筆者は参加市民の自己実現や自己表現といった自己欲求から派生した活動ではなく，AP の公共性や参加者の公共性理解を念頭に本論で言及するアートボランティアを「事業の開催趣旨や公共性に賛同し，一緒にトリエンナーレをつくり上げていく活動に無償で携わることを理解した 16 歳以上の方々」と定義づける。

しての作品には地域の特性が映し出される。地域住民はアーティストとの語らいや共同作業に参加し創造活動や制作プロセスの一翼を担う。そこから自己を再発見し，他者との経験を共有する。このような過程を通し，芸術やアートに縁遠い人々が身近に現場に参加し，日常的にアートに触れる機会を増やすことができる。

近年の AP は，この傾向が強まり，地域社会に結びついた市民参加型のプロジェクトや共同作品の重要性が高まっている。AP を通して重層的な市民参加のコミュニケーションが生み出されていると。谷口（2019）は，*「近年，NPO やボランティアが国や自治体と協働する新しい公共政策の形成が社会的課題となる中で，さまざまな政策領域に住民参加を創出するアートプロジェクトは大きな可能性を持っている。その開かれた活動によって地域交流が生まれ，参加者それぞれが主体的に学んだり表現したり場をつくる。地域の素材や景観，文化，歴史といった地域資源を活かした表現は，住民を刺激し，その体験の共有を通して人々の矜持や紐帯を再生する。そこから，アートプロジェクトは芸術創造と公共政策の共創を誘発する活動であると言うことができる」*[5]と指摘し，多様な属性の参加者が AP に関わることに言及した。渡部（2019）は*「ボランティアは，動機や目的はそれぞれ異なるものの基本的にはアートプロジェクトへの興味から地域外から参加・協力する人達で属性も様々である。大規模なプロジェクトでは参加したボランティアの居住地は全国的だが，やはり近隣地域からの参加が多い。」*[6]と述べた。以上より，AP を公共政策と捉え，多種多様なアートボランティア参加者の間で発生する重層的なコミュニケーションの実態を明らかにすることは，その地域社会における公共コミュニケーションを評価することにほかならない。

2. 研究目的

AP の成立と展開を直視する際，制作や運営への参加や支援を期待されているアートボランティアの存在は見逃せない。本論では，首都圏の一翼を成す政令指定都市でありながらも，多くが都心通勤通学者であり独自の市民意識を涵養できない「さいたま都民」と抱えるさいたま市が策定した文化芸術都市創造政策としての〈さいたまトリエンナーレ 2016〉（以下，括弧を外す）を対象とし，現場を支えたサポーター[7]の活動に注目，その参加の意義を検証する。その際，当事者としての主体性を活発に発揮するわけでもなく，動員されるまま消極的に参加するだけの他人事でもなく，関わっていく過程の中で，他者との関係の中から意義や居場所を見出す中動態的参加が重要な効果を生み出したことを明らかにする。そこから AP の現場を支えたサポーターがまちづくり貢献型市民へ成長発展していく可能性を考察する。

---

[5]谷口文保（2019）『アートプロジェクトの可能性　芸術創造と公共政策の共創』九州大学出版会.pp. 1 より抜粋。

[6]渡部薫（2019）『文化政策と地域づくり　英国と日本の事例から』日本経済評論社. pp. 106 より抜粋。

[7]以下，本論では広義のアートボランティアの中から，限定的にさいたまトリエンナーレ 2016 を支えるサポーターを区別して称する。

表 1. アートボランティア における中動態のダイアグラム（筆者作成，藤原旅人 2020）

する（能動的）	中動的	される（受動的）
ディレクターの仕事をサポートする アーティストの制作をサポートする 予算計画に職能や経験知を反映していく 会場・作品の設営・設置を工夫して行う 主体的に広報・告知・宣伝活動を進める 各地で宣伝を行い来場者を獲得する		ディレクターから作業を指示される アーティストから作業を指示される 設営・設置の作業を手伝う 広報・告知・宣伝活動に参加する 来場者へ会場までの案内情報を提供

3. 先行研究～AP への視座からアートボランティアへ

AP に関する先行研究は，多くが社会的意義や効果を積極的に評価する。八田（2004）は AP が社会的側面と芸術表現の両側面から顕著な意義を獲得すると評価した。松本（2008），田中，西前，水野，小林らは，2000 年より開催された大地の芸術祭越後妻有アートトリエンナーレ[8]を対象とし，会場となった新潟県の中山間地の地元住民へ聞き取り調査とアンケートを行った。そこから地域活性化のメカニズムが内在され地域社会全体での効果発現を評価。澤村（2014）も同事業を対象に 2000 年～12 年へ及ぶ長期的調査を通し，経済的効果，社会的効果，ソーシャルキャピタル（以後 SC と記述），地域住民の関与の度合い，公共政策面から評価を行なった。AP が醸成した橋渡し型の SC 形成を高く評価，以降も同事業の評価に継続的に用いられる。野田（2011）もまた AP は本来選抜されたアーティスト個人が表現した作品展示を目的としたが，多種多様なステークホルダーによる SC の広がりが包括的に地域社会を活性化させることを評価した。これらは続けてアートボランティアへの関心を呼び起こす。いわば AP の隆盛が，元来縁の下の力持ちのような黒子的存在であったアートボランティアの存在意義を社会的に知らせるようになった。

他方，鷲田めるろ（2009）は，市民がいつもでどこでも誰でも参加できる参加の自由を保証することが重要であると述べた。福住(2011)はアートボランティアの存在をあくまで「アマチュア」的な存在と捉えつつ，鶴見（1967）の「限界芸術論」を引用し，芸術享受者としての可能性がアートボランティアにあると述べた。

佐口（2010）はあいちトリエンナーレ 2010[9]のアートボランティアを対象に調査分析を行った。ボランティアを経験することで，積極性が増したこと，自分のやりたい活動が見つかったこと，新たな活動を起こす人が多かったと指摘した。吉田（2015）も，あいちトリエンナーレ 2013[10]を対象に，参加者間で SC が形成されていく過程を明らかにした。三宅（2017）

[8] 2000 年代から 3 年ごとに越後妻有地域で新潟県開催されている芸術祭。その後，日本各地で開催される芸術祭のモデルとなった。ディレクター北川フラムはさらに 4 つの芸術祭を兼任。本事業を支えるボランティア組織「こへび隊」の運営方法や制度は他芸術祭のボランティア制度へ大きな影響を与えた。点在するアート作品の受付担当者が必要であるため，最大時 100 人以上が参加し宿舎も用意された。首都圏・新潟県外からの参加者も多い。

[9] あいちトリエンナーレ 2010　　テーマ：都市の祝祭　　開催期間：2010 年 8 月 21 日～10 月 31 日　芸術監督：建畠哲

[10] あいちトリエンナーレ 2013　　テーマ：揺れる大地−我々はどこに立っているのか：場所，記憶，そして復活　　開催期間：2013 年 8 月 10 日～10 月 27 日　　芸術監督：五十嵐太郎

は瀬戸内国際芸術祭 2016[11]のアートボランティアを対象に半構造化インタビューを行い，交流の楽しさ，地域への責任感，参加目的への達成感から活動が継続されていることを明らかにした。

このようにアートボランティアに関する先行研究の多くは，アートの現場を支える参加の意義や可能性について論じつつ，多くは参加者の主体性に依拠したものであった。反面，あらかじめ専門的なスキルの職能が確立しているとは言えず，美術館や博物館を支えるミュージアムボランティア養成のような厳格なマニュアルも用意されていない。アーティストの魅力やアート制作の雰囲気に引き寄せられながら市民が集ったとしても、参加者が持つ主体性に期待するだけではアートボランティアは成立しない。主体性とは異なる緩やかな関わりかたや意識、実際の力量を身につけていく重層的な過程があることをどのように評価していくのか、本論の主たる課題性がここにある。

4. 研究の方法～重層的な参加を把握するための中動態概念導入の必要性

筆者は学部学生時代より 2000 年代に台頭した主要な AP の現場を延べ 26 回（2008～）にわたり体験した。が，アートボランティアとして現場に集い交わり共同作業や共創作業を行なった仲間たちとの語らいや音信の記録からはアート創造の現場を支える活動の意義を問われれば決して明快な主体性に依拠した動機や意欲があったとは言い難い。筆者の体験はある意味での複数現場への参与観察調査であったが，けっして参加者の主体性というものが当初よりあって意欲的な参加動機や自立性を担保したわけではないということが気になっていた。より曖昧で緩やかな要因や動機に基づき参加したケースが多かったではないかと自問を重ねた結果，重層的な参加のあり方の実態を把握するためにはより包容力と説得力のある評価軸が必要ではないか，主体−客体，積極−消極，中心−周縁，主人公−傍観者，という旧来の二元論的な観点からだけでは分析評価しえない，いわば主動と受動の間を成す曖昧な領域において，はじめてプロジェクトに参加することができ，アーティストの創作活動を支えるコミュニケーションに関わりながら試行錯誤を重ねながら現場を支えたのではなかったか，との振り返りを得た。

そこから管見するところで有効な先行例を検討した結果，ソーシャルワーカーの学習過程における成長を把握する際に用いられてきた中動態という概念を援用することで，緩やかな関係性や多様な介在の仕方を認めていくことができるのではないか，曖昧さの意味が把握されるのではないか，と研究の方法を精査した。以上より，本論では AP のボランティア支援活動を評価するため中動態的参加がもたらす意義に着目，現場への参与観察を通し効果と課題を検討することとした。

フィールドには，筆者の経験知から最も長期間（2016 年 1 月～ 2017 年 2 月）にわたり参画し，事業全体のプログラム執行組織に雇用される機会を得たさいたまトリエンナーレ 2016 を対象とする。埼玉県さいたま市を会場に 2016 年 9 月 24 日から 12 月 11 日まで開催された

[11]瀬戸内国際芸術祭 2016　春：2016 年 3 月 20 日～4 月 17 日　夏：2016 年 7 月 14 日～9 月 14 日　秋：2016 年 10 月 8 日～11 月 6 日　　テーマ：海の復権　　総合ディレクター：北川フラム

が，本論は延べ 100 名以上集ったサポーター達を対象に参与観察を行い分析・評価を進めた結果にもとづくものである。

5. 国際芸術祭「さいたまトリエンナーレ 2016」におけるアートボランティアの成立と展開

5-1. 国際芸術祭「さいたまトリエンナーレ 2016」の概要

(1) 主催組織化

2014 年にはさいたま市による行政主導型のさいたまトリエンナーレ 2016 事業構想化が進められた。「さいたま市文化芸術都市創造条例」[12]が 2011 年 12 月に制定，翌年 4 月施行。その制定過程は吉田（2015）が詳しい。清水勇人さいたま市長が 2009 年市長選挙時のマニフェストに「文化都市創造条例の制定」を掲げたことに端を発し，有識者や市民関係団体を構成とする委員会が設置された。委員長には，さいたま市在住の加藤種男[13]が請われて就任。全国の市民活動や AP へ企業メセナ活動を推進したアサヒビールの担当者として知られる。

条例の理念を具現化するため「さいたま市文化芸術都市創造計画」[14]が策定された。7 つの施策と 3 つの重点プロジェクトから構成され，さいたまトリエンナーレ 2016 が計画象徴の事業として位置付けられた。市役所内部に実行委員会が組織化され，清水さいたま市長が実行委員長をつとめ 37 名の陣容で構成された。加藤は総合アドバイザーをつとめ，市民参加型のプロジェクトを強く提言した。

(2) 開催目的

「さいたま市文化芸術都市創造計画」では以下の重点プロジェクト 3 点が目的として挙げられた。

*「1. さいたま文化の創造・発信, 2. さいたま文化を支える「人材」の育成, 3. さいたま文化を活かした「まち」の活性化」*である。また，テーマは「未来の発見！」であった。さらにディレクターとして選出された芹沢高志は*「現代の日本社会は大きな転換期にある。いや，日本だけではない。世界中でこれまでの構造が激しく揺らぎ始め，私たちには未来が見えにくくなっている。しかしだからこそ，今，私たちは想像の力を羽ばたかせ，誰かから与えられたたったひとつの未来ではなく，自分たちが生きていく未来を，自分たち自身で，足元から，つまり生活の現場から，見つめ直していく必要があるだろう。アートとは心の姿勢に働きかけるものだ。そして心の姿勢が変わるなら，今を生きるこの場所，この生活，この世界の細部に意識が向かい，ひとりひとりが自分のこととして世界に関わりはじめる。そんな心の変容の瞬間を，「未来の発見！」と呼んでみたい」*[15]と示した。併せて事業コンセプトには

---

[12] 詳細は以下のホームページを参照。https://www.city.saitama.jp/004/005/001/001/p012938.html （最終取得 2020 年 5 月 1 日）

[13] 加藤種男　アサヒビールの企業メセナ推進に長年携わり，2010 年より企業メセナ協会理事に就任。企業メセナを推進し，積極的に文化政策を提言する。

[14] 詳細は以下のホームページを参照。https://www.city.saitama.jp/004/005/001/001/souzoukeikaku.html （最終取得 2020 年 5 月 1 日）

[15] 芹沢高志（2016）「生活都市における想像力の共振」河西香奈編『さいたまトリエンナーレ 2016 公式カタログ』（pp. 2-9）凸版印刷会社 pp. 6 より抜粋。

*「さいたまの「場所性」にこだわります」，「共につくる，参加する芸術祭を目指します」，「開催後の継続的な活動の萌芽を生み出します」*の3点が挙げられた。

(3) 期間

会期は2016年9月24日（土）～12月11日（日）79日間。

(4) 会場

さいたま市は2001年5月に浦和市，大宮市，与野市，（後に2005年岩槻市）が合併して生まれた。人口120万超の政令指定都市である。複数の都心部を有するが，本事業の会場は，主に与野本町～大宮駅周辺，武蔵浦和～中浦和駅周辺，岩槻駅周辺の3エリアであった。加え市内各地の公共施設内で「市民プロジェクト（48事業）」「連携プロジェクト（45事業）」さらなる関連事業54事業が展開された。

(5) ディレクター

2014年7月1日に開催された「（仮称）さいたまトリエンナーレ準備委員会第1回運営会議」において，ディレクターに芹沢高志[16]が選出された。芹沢は都市計画や環境計画を経た後，現代美術ギャラリーP3 art and environmentを運営するアートディレクターを皮切りにユニークな場所におけるAPマネジメントを展開。その後，大分県別府市で開催された2009，2012，2015年の別府現代芸術フェスティバル「混浴温泉世界」を総合ディレクターとして差配。温泉の湯けむり風情や路地裏といった個性的な場所性と国際的アーティストを橋渡しした。さいたま市でも芹沢は，実際のアート構想を進めるにあたり「生活都市」として位置付け，アート作品を介在させながら市民の生活の営みの表徴を炙り出したいと問いかけていった。

(6) 事務局

実行委員会の実働部隊として事務局がさいたま市文化スポーツ局内に設置された。実際の運営は，さいたま市職員に加え，実行委員会から任命されたディレクターチーム（ディレクター1名，プロジェクトディレクター7名ほか）が協働した。この中からサポーターに関する企画運営業務には，ディレクターチームからプロジェクトディレクター1名，サポータコーディネーター1名，事務局から職員1名が加わった。ちなみに筆者は選考されサポータコーディネーターを担当する機会を得た。

(7) 事業内容

同市での国際芸術祭開催は初めてであった。そのため前年(2015年)からプレイベントとして文化事業やプロジェクトが展開された。2016年9月24日～12月11日の会期期間には，延

---

[16] 芹沢高志　1951年生まれ。P3統括アートディレクター。数学・建築学を学んだ後，建築や都市計画，生態学的土地利用の計画に従事。とかち国際現代アート展「デメーテル」の総合ディレクター（2002），「横浜トリエンナーレ 2015」（2015）のキュレーター，別府現代芸術フェスティバル「混浴温泉世界」総合ディレクター（2009，2012，2015）を歴任する。

べ 34 組のアーティスト（うち 10 カ国）が招聘され 48 事業が展開。個別の作品はすべて新作であり，その多くは招聘作家が事前にさいたま市のリサーチを行ったうえで制作された。

(8) 効果・評価

事業終了後にまとめられた「さいたまトリエンナーレ 2016 開催報告書」[17]によれば，全体の来場者は 363,273 人，経済波及効果は総額 29 億 5,848 円と推計された。国際的な評価を得てきたヨコハマトリエンナーレ 2017[18]は 88 日間での来場者 259,032 人，経済波及効果 35,4 億円と発表された。こうしたアウトプット評価ではさいたまも遜色のないものであったと言えよう。事業評価を行った際の有識者インタビュー[19]では「展示に関しても見応えがあった」「１つ 1 つの作品はさいたまを意識した，もしくはそこの展示の場所を意識した作品が多かった」の声が聞かれた。サポーターに関しても「ボランティアスタッフの方々の対応は総じて非常に適切だった」「むしろ市民に特化していた，良い思い切りのいいプログラムを作られたなと思った」と好意的な評価がなされた。実行委員長清水市長は記者会見の席上「第１回目の開催で課題はあったものの，多くの人に来場・参加してもらえた」[20]と述べている。

(9) 継続性

会期中の市民アンケートは，参加プログラムの満足度を尋ねる項目において満足したとの回答（非常に満足，やや満足を選択）が 93.2%を占めた。有識者インタビュー[21]では「次回やらない選択肢はないと思う」「改善点はたくさんあるが，初めてやったということはすごくいいことだと思う２回目には期待しかなくて…（筆者中略）」という声があったことから事業母体のさいたま市も次回開催を検討した。この結果，「さいたま国際芸術祭 2020」[22]に名称を変え，2020 年 3 月 14 日～5 月 17 日会期で開催をする事業計画へ引き継がれた。あいにく実行委員会は 2020 年 3 月，新型コロナウイルス対策のため同事業の中を決定。再開の時期は未定である。

5-2. さいたまトリエンナーレ 2016 のサポーター構想

芹沢は事業コンセプトの一つとして「共につくる，参加する芸術祭」を挙げた。

「今回はありものの作品をただ持ってきて展示して，あとは見るだけという関係は崩したかった。参加アーティストには，実際にこの地を訪れ，すべて新作を構想してくれと頼んだし，アーティストも本トリエンナーレの趣旨を深く理解してくれて，できる限り，創造のプロセスを開くように努めてくれた。そしてそれに呼応するように多くの市民サポーターが作

---

[17]詳細は以下のホームページを参照。https://saitamatriennale.jp/news/2715.html （最終取得 2020 年 5 月 1 日）

[18]詳細は以下のホームページを参照。https://www.yokohamatriennale.jp/archive/record/（最終取得 2020 年 5 月 1 日）

[19]20 と同じ前掲書。（pp. 75-84）参照。

[20]2017 年 1 月 20 日日経新聞朝刊記事を参照。

[21]14 と同じ前掲書。（pp. 75-84）参照。

[22]さいたま国際芸術祭 2020 の詳細は以下のホームページを参照。
https://art-sightama.jp/ （最終取得 2020 年 5 月 1 日）

品制作の過程に関与してくれた。さいたまトリエンナーレはそんな市民との広範な共同作業であったと言えるし，その結果生まれたアーティストとアートプロジェクトとの距離の近さこそが，今回のトリエンナーレの大きな特徴でなかったかとおもう」[23)]

アーティストを選抜する芹沢は，創造のプロセスを開示するために作品や事業が新作であること，かつ，さいたま地域をリサーチした後に作品制作を行うこと，の２点を強く求めた。さらに芹沢はサポーターに対して，さいたまという地域とアーティストを端渡しする役を担うことを求めると同時に「アートコミュニケーター」[24)]の役割も期待した。鑑賞者がアートコミュニケーターとしてのサポーターと交流することで作品への理解を高め距離を縮めることが可能になるとの狙いがあった。一方，さいたま市は都市計画上の構想から市民参加型のプロジェクトを重要視し，多くの市民やサポーターの参加が期待された。事業を司る事務局はサポーターに対して自主的で創造的な活動を行ってほしいとの希望も抱いた。単なるアートイベントではなく，さいたま市の市民参加型まちづくりのいっかんとして開催が構想されたと言える。サポーターも単なるアートイベントを支援する人材としてだけではなく，その後のさいたま市を担うまちづくり人材として成長していくことが期待された。芹沢の思いがアートコミュニケーターとしてのサポーター構想を生み，自主性・創造性を兼ね備えた人材の育成と現場を支える実践活動へ展開が期待された。

6. さいたまトリエンナーレ 2016 サポーターの成立と人材育成

6-1. 独自の人材育成方法

以上を遂行するため，独自のサポーター人材育成方法が求められた。公募と配置，運営にあたり，既存の大型芸術祭のボランティアマネージメントとは異なる運営方法が試みられた。あらかじめ設定された役割にサポーターの活動を狭めてしまうのではなく，サポーターが他の参加者と幾多の意見交換や議論を通しながら，個別の活動内容やプロジェクト事業への理解と支援意識を育て，作品への評価や尊敬感情を育みつつ，事業全体への方向性を共に見出していくという方法であった。そのためにサポーター同士が出会う場と機会を増やし，当事者意識を起こしやすい環境づくりが求められた。

2016 年 2 月 19 日から，サポーターの募集を開始。同時に，毎週金曜日夜に事務局スペースを用い，始めて集うサポーター達のミーティング（以下ミーティングと略す）を開催することとした。浦和駅近隣の「さいたまアートステーション」[25)]を活用した。1F と 2F がさいたまトリエンナーレ 2016 の情報発信スペース，3F と 4F がスタッフ事務所である。さいたまトリエンナーレ 2016 スタッフがミーティングを運営するファシリテーターを担った。そこでは参加するサポーターの誰もが気持ち良くそれぞれの居場所を見出せるように工夫を重ね，丁

[23)]芹沢高志（2016）「生活都市における想像力の共振」河西香奈編『さいたまトリエンナーレ 2016 公式カタログ』（pp. 2-9）凸版印刷会社 pp. 6 より抜粋。

[24)]ここで言うアートコミュニケーターとは，東京都美術館と東京藝術大学が協働して進めている「とびらプロジェクト」により育成されている人材のことを指している。とびらプロジェクトについては以下の公式サイトを参照されたし。
https://tobira-project.info/ （2020 年 5 月 1 日最終取得）

[25)]2017 年 3 月 19 日に閉館。埼玉県さいたま市浦和区高砂 2-8-9 ナカギンザビルに位置した。

寧に時間をかけ運営するようにつとめた。あらかじめ必要な情報を幅広く共有し合いながら，事業立案，制作，情報化，交流等の現場プロセスを辿り方向性を定めることができた。

芹沢（2017）が*「さいたま新都心の都市景観もあれば，昭和の匂いを色濃く残す繁華街，圧倒的に広がる新旧の住宅地，緑地，林地，田畑，河川敷に広がる懐かしい自然，そのすべてがパッチワークのように混在している」*[26]と述べたように，首都圏の中でも大都市と田舎の雰囲気を両義的に有する独特の「さいたま」という地域にサポーター達の回帰意識を向けることが求められた。その際，プレイベントで展開した「さいたまスタディーズ」[27]の講座成果がさいたま理解を助けることになった。地域を対象とし，調査・学習・研究といった総合的な学びを深めた。半年間に及ぶ専門家調査・研究の成果を公開講座形式を用いて６回連続開催したことが奏功した。併せて芹沢は，さいたま市を「生活都市」として位置付けながら，生活の営みにアート作品を介在させることで，この都市はいったいどのようなところなのか，と広く市民へ問いかけた。

以上，サポーター全員に対して AP の背景とも言えるさいたま市に対する理解を歴史，社会，自然，文化，経済，そして生活といった多方面から進めると同時に，地域への深い愛情や強い興味を獲得してもらう機会を設けていった。

写真 1. さいたまアートステーション（著者撮影　2016 年 11 月 4 日）

6-2. サポーター登録制度

2016 年 2 月 19 日サポーターの募集を開始。希望者はまず，さいたま市「ボランティアシティさいたま WEB」[28]にインターネットで登録，もしくはサポーター登録用紙を通して申し込

[26]芹沢高志（2017）「来たるべき計画者のために～アートプロジェクトの現場から」一般社団法人国際文化都市整備機構（FIACS）編『ポスト 2020 の都市づくり』（pp. 103-142）学芸出版社．pp. 123-124 より抜粋。

[27]さいたまスタディーズの詳細は以下のホームページを参照。
https://saitamatriennale.jp/event/627.html （2020 年 5 月 1 日最終取得）

[28]ボランティアシティさいたま WEB の詳細は以下のホームページを参照。
https://volunteercity-saitama.jp/ （最終取得 2020 年 5 月 1 日）

み，登録を完了させると登録者は自動的にボランティア保険に加入する仕組みであった。登録資格は簡潔であり以下のとおり。

・16歳以上の方（18歳未満の方は，保護者の同意が必要）
・さいたまトリエンナーレ2016の開催趣旨に賛同いただき，一緒にトリエンナーレをつくり上げていく活動に携わっていただける方
・活動の記録（写真・映像）を公式ウェブサイトや広報物などに使用することに了承いただける方

さらに以下を加えた。

・活動については無償です。（個人負担なしでボランティア保険が適用されます）
・今後，説明会やワークショップ，トークイベント等の開催を予定しています。

6-3. トリエンナーレ教室

サポーター育成講座として2016年３月より「トリエンナーレ教室」を２回催した。さいたま市民を対象に地域の中で芸術祭を遂行するイメージを育ててもらうことを目的とした。第１回（2016年3月7日）は六本木アートナイトや鳥取藝住祭のディレクターであった林曉甫氏[29]が「なぜ，今アートなの？」を講じ，地域の中で芸術祭を開催することの意義や課題を掘り下げた。第２回（2016年3月23日）はミュージアムエデュケータ会田大也氏[30]が「日常の中の創造性！」を講じ，前職の山口情報芸術センターにおけるプロジェクトを素材に地域住民がアート活動に参加していく効果を紹介した。60 人に登るさいたま市民が参加し「この講座で，ようやく何をするのかがわかってきた」と歓迎された。

6-4. サポーターミーティング

サポーターミーティングは、不特定の市民が出会いコミュニケーションを涵養する効果を発揮した。毎金曜午後 7 時～９時に開催。開始時に必ず参加者自己紹介がなされた。場の雰囲気づくりは参加者相互の触れあいや紐帯づくりをはじめ，さいたまスタディーズへの介在や個人が有する文化資本を示しあうひとときとなり，その後のサポーターたちの組織化を促すことに寄与した。

ミーティングには３つの目的があった。まずさいたまトリエンナーレ2016に関する多種多様な情報共有を行うこと。日々刻々と進展する過程でAPは内容や参加の仕方を変化させるが，情報の把握と共有が参加者相互の信頼関係を涵養しながら組織活動を進める上で必要となる。次に参加者同士がより親密に繋がっていくという目標があった。３つ目は参加者がアーティストやディレクター等のスタッフと身近に出会える場所にするということ。以上の目的に従い，毎回のミーティングは必ず①本ミーティングとは？その枠組みの説明②自己紹介③前回のミーティング内容の振り返り④今週の議題（週によって異なる）⑤広報・宣伝情報，の 5 ステップ構成から進められた。

---

[29] 1984年生まれ。NPO法人インビジブルマネージングディレクター。2015年にNPO法人インビジブルを設立し，鳥取藝住祭総合ディレクター（2014，2015），六本木アートナイトプログラムディレクター（2014~2016）を歴任する。

[30] 1976年東京生まれ。2003年から11年間，山口情報芸術センターの教育普及担当を務める。現在は東京大学大学院ソーシャルICTグローバル・クリエイティブ・リーダー［GCL］育成プログラム特任助教等を務める。

とりわけ②自己紹介は，回を重ねミーティングに参加するベテラン参加者にも必ず行ってもらった。はじめての参加者とベテランの参加者との情報量の格差を解消し，誰もが発言できる時間を持つという意識がもたらされた。形骸化した儀礼とは異なり，参加者がミーティングの中で受け身のまま過ごすのではなく，緩やかで能動的に自分を示す時間をつくることで，意見交換や議論の場の形成へ効果が生まれやすかった。そこで生まれたつぶやきがアイデアや提案となって事業全体に反映されていった場合も少なくない。サポーター参加者同士の親和性を育て，相互理解や相互信頼の醸成にも繋がり，お互いの情報や経験知が，その後の事業の中で効果を発揮した。

③振り返りは，前回未参加者への情報共有や，前回のミーティングを踏まえることで，毎週開催のミーティングが単なる単発のものではなく，ひとつのプログラムとして積み重なるよう工夫した。また，毎週「さいトリ」新聞をファシリテーター役のスタッフが情報共有のために発行した。この新聞はミーティングに未参加者にも配布し，情報共有のツールとして効果を発揮した。

初動期には，参加者同士の緩やかな関係づくりを喫緊の目的としミニワークショップを行う場合もあった。参加者同士の関係性を促進し，さいたまという地域について参加者の考えを共有した。好きな場所や嫌いな場所，また興味深い場所を挙げあい，それを元に地図を作成，実際にさいたま地域の中で，好きな場所を写真撮影してくるといった実践ワークショップも展開した。

振り返ると初動期の参加者はわずか 8 人であったこともある。徐々に増え，必ずしもサポーター希望者でない者も含み，さいたまトリエンナーレ 2016 に興味を持つ幅広い市民の受け皿として機能した。

この中で「マイ・トリエンナーレ」という言葉が生まれたことも重要であった。2016 年 1 月のプレイベント[31]の席上，招聘アーティストのアンドレアポンピリオ氏[32]が発した「マイ・パーク」に由来する。ニューヨーカーはセントラル・パークを親しみを込めてそう称するという。対談した芹沢が聞き出した際，そのトークを聞いたサポーターから，さいたまトリエンナーレ 2016 も「マイ・トリエンナーレ」と呼べるようにしたい，そのためにどのような取り組みが必要だろうか，と声があがった。契機となりサポーターのキャッチフレーズとして育まれ，参加意識の自立や公共性を促すこととなった。

[31] さいたまトリエンナーレプレイベント「リレートーク」第１回「参加するトリエンナーレ」日時：2016 年 1 月 16 日 14:00～　会場：コクーンシティ コクーン２　コクーンホール

[32] 1969 年生まれ。父はイタリア人，母は日本人であり，ラジオパーソナリティ，司会者，ナレーターとして日本を中心に活動する。

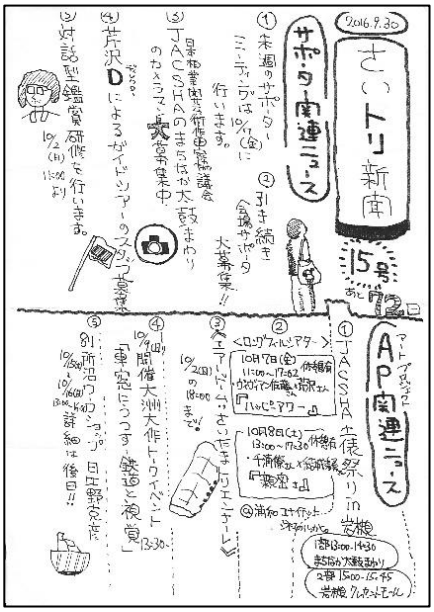

図 1. さいトリ新聞 15 号 2016 年 9 月 30 日発行（出典：さいたまトリエンナーレメディアラボ）

6-5. 自主的活動の成立

2016 年 4 月以降，招聘アーティストのプロジェクトが続々と出現した。先行してアーティストが地域リサーチを進め，続けて作品の制作を展開。制作過程を重視したプロジェクトでは，市民参加型でのワークショップや制作が行われた。サポーターは招聘アーティストの制作過程に参加し，徐々に役割を遂げる中，2016 年 5 月にはサポーターの提案からさいたまトリエンナーレ 2016 の情報発信を目的に市民参加型ワークショップが開催された。事務局が想定しなかったサポーターの自主的な動きが生まれたと言える。2016 年 6 月にはサポーター独自の情報発信サイト「さいトリ便」のホームページが開発された。コンテンツには，インスタグラムや，招聘アーティストを招いてトークを展開するラジオ番組等の活動やサポーターによるブログが含まれた。自主的な活動は，他のサポーターを巻き込みながら進んだ。

表 2. サポーターミーティングの概要図（筆者作成，藤原旅人 2020）

段階	日にち	回数	参加人数	内容
黎明期	2016年 2月19日	キックオフ	23人	トリエンナーレの開催概要，プレイベントのサポーター活動の紹介，自己紹介,質疑応答
	2月26日	第1回	8人	趣旨説明，自己紹介，広報・情報発信の議論，広報・宣伝情報
	3月4日	第2回	7人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，「私の好きなさいたま」ワークショップ,広報・宣伝情報
	3月11日	第3回	12人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，「私の好きなさいたま」ワークショップ,広報・宣伝情報
	3月18日	第4回	11人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，「私の好きなさいたま」ワークショップ,広報・宣伝情報
	3月25日	第5回	8人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，，記者会見情報共有，ミサンガ作り，広報・宣伝情報
	4月1日	第6回	9人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，アーティストトーク（JACSHA）,広報・宣伝情報
	4月8日	第7回	22人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，「私の好きなさいたま」ワークショップ,広報・宣伝情報
発展期	4月15日	第8回	25人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，アーティストトーク（長島確）,広報・宣伝情報
	4月22日	第9回	27人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ディレクタートーク（芹沢高志）,広報・宣伝情報
	4月29日	第10回	19人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ディレクタートーク（日沼禎子）,広報・宣伝情報
	5月6日	第11回	18人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，川埜龍三プロジェクトプレゼンタイム，,広報・宣伝情報
	5月13日	第12回	22人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，「私の好きなさいたま」ワークショップ,広報・宣伝情報
	5月20日	第13回	25人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，アーティストトーク（新しい骨董）,広報・宣伝情報
	5月27日	第14回	30人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ワークショップ（チェジョンファ）,広報・宣伝情報
	6月3日	第15回	18人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ワークショップ（サポーター活動について）,広報・宣伝情報
	6月10日	第16回	25人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ワークショップ（さいたまのブラウンフィールドとは）,広報・宣伝情報
	6月17日	第17回	28人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，アーティストトーク（秋山さやか）,広報・宣伝情報
	6月24日	第18回	27人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，アーティストトーク（ダニエル・グエティン）,広報・宣伝情報
	7月1日	第19回	23人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，説明（市民参加型プロジェクトとは）,広報・宣伝情報
	7月8日	第20回	30人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，アーティストトーク（西尾美也）,広報・宣伝情報
	7月15日	第21回	31人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，アーティストトーク（川埜龍三）,広報・宣伝情報
	7月22日	第22回	21人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ミーティング（やじるしチーム）,広報・宣伝情報
	7月29日	第23回	28人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ミーティング（サポーター活動について）,広報・宣伝情報
	8月5日	第24回	25人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ミーティング（サポーター活動について）,広報・宣伝情報
	8月10日	第25回	32人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，アーティストトーク（SMF）,広報・宣伝情報
	8月26日	第26回	27人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ミーティング（サポーター活動について）,広報・宣伝情報
全盛期	9月2日	第27回	32人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，報告（あいちトリエンナーレ）,広報・宣伝情報
	9月7日	第28回	30人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，アーティストトーク（アイガルス・ビクシェ）,広報・宣伝情報
	9月30日	第29回	31人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ディレクタートーク（芹沢高志）,広報・宣伝情報
	10月7日	第30回	32人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ミーティング（サポーター活動について）,広報・宣伝情報
	10月19日	第31回	14人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ミーティング（サポーター活動について）,広報・宣伝情報
	10月28日	第32回	26人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，アーティストトーク（やじるしチーム）,広報・宣伝情報
	11月11日	第33回	31人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ミーティング（サポーター活動について）,広報・宣伝情報
	11月23日	第33回	11人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ミーティング（サポーター活動について）,広報・宣伝情報
	12月2日	第34回	20人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ミーティング（地域のための芸術祭か，アートのための芸術祭か）,広報・宣伝情報
成熟期	12月21日	第35回	34人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ワークショップ（トリエンナーレの振り返り）,広報・宣伝情報
	2017年 1月6日	第36回	32人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ワークショップ（トリエンナーレの振り返り）,広報・宣伝情報
	1月13日	第37回	25人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ワークショップ（今後のサポーター活動）,広報・宣伝情報
	1月20日	第38回	34人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，アーティストトーク（やじるしチーム）,広報・宣伝情報
	2月10日	第39回	30人	趣旨説明，自己紹介，振り返り，ワークショップ（今後のサポーター活動），趣旨説明，自己紹介，振り返り，

会期期間

招聘アーティストの活動を学ぶために情報をまとめたアーティストファイルやサポーターT シャツやフラッグ（目印の旗）を独自に作成していくことで，サポーター組織としての共同性や矜持も深まっていった。まちづくり団体と協働し独自のツアーを主催，さらには将来のトリエンナーレ開催時における地域連携を見据え，多彩な活動者をゲストに招いた「さいたま未来トーク」を延べ 10 回開催した。

さらに，2016 年 6 月から活動足跡をまとめ記録集を作成するという自主活動が展開した。ローカルメディアに興味関心を持つサポーターからの発案で，サポーターそれぞれが獲得した経験や感想を一つの紙媒体の冊子にまとめていった。サポーターミーティングで提案され有志による「メディアラボ」が立ち上げられた。主に日曜日に「編集会議」と称した会合を開き，冊子案をまとめていった。34 回の編集会議をへて，2018 年 2 月 28 日に「Document of my trienniale of saitama」という記録冊子および，「未来トークさいたま」という冊子が発刊された。約 20 名のサポーターが関わり，出版にかかる費用 60 万円をクラウドファンディングで募集，２年がかりで成就している。

6-6. サポーター活動

サポーター活動としては作品制作への参加が最も多かった。2016 年 6 月～9 月，会期直前まで招聘作家が作品制作を展開する際に，数多くのサポーターが現場を支えた。

一方，会期直前になって会場とイベントのサポーターそれぞれを追加募集した。そのため 2016 年９月，大掛かりな説明会を岩槻，大宮，浦和にて開催したところ新規の市民の参加者が目立った。

また岩槻地区ではホームベースプロジェクトを支えるサポーター活動が展開された。そこではひとつの社員寮を借り切り，国内外の 6 組のアーティストが滞在制作を行った。サポーターは制作に関わり，会場の監視も担当した。

さらにイベントサポーターは，会期内の週末のアーティストトークやワークショップなどの運営補助を行っていった。全体の参加状況は以下のとおり。

表 3. さいたまトリエンナーレ 2016 サポータ-参加者数（筆者作成，藤原旅人 2020）[33]

区分	活動者数
プレイベントサポーター	55名
アートプロジェクト制作への参加	245名
会場サポーター	132名
HBサポーター	41名
イベントサポーター	39名
その他	1,089名
	1,601名

6-7. 持続的なサポーター活動へ

2016 年 12 月 11 日，会期終了。最終日，サポーター主催でクロージング・パーティーが開催された。招聘アーティストとディレクターチームが招かれ，お互いを慰労しあった。

その後，会期終了後も毎週金曜日のミーティングは継続的に行われることとなった。全体を振り返る事業反省会を 2016 年 12 月，２回開催した。その際，「多士済々のサポーター参加者の感想や経験をきちんと言葉化し共有したい」と参加者から提案がなされ，早速サポーターの自主活動としてフィードバックが実施された。2017 年 2 月，サポーター主催による「さいトリ未来会議」[34]開催。ディレクターチームのメンバーが招待され，サポーターとの意見交換が行われた。

[33] さいたまトリエンナーレ 2016 開催報告書のデーターを用いて筆者が作成。

[34] サポーター主催のシンポジウム「さいトリ未来会議」は 2017 年 2 月 25 日に市民会館浦和にて開催された。ディレクターチームのメンバーも参加し，合計で 70 人規模のシンポジウムとなった。特別ゲストに日本にシビックプライド概念を紹介した伊藤香織氏（東京理科大学）をお迎えし，さいたま市における芸術祭の役割や今後の可能性について議論を行った。

写真 2. さいトリ未来会議の様子（出典：さいたまトリエンナーレメディラボ）

7. サポーターのミッションと役割

渡部（2019）は近年の論考を通し、全国的で展開を見せる AP のアートボランティアの役割が，当初の軽い手伝いや単純な監視作業から，発展的に事業の中へ介在し，企画立案，制作補助，作品会場の展示受付，自主活動創造などへ多様化していると分析した。AP の性格によりアートボランティアの活動は異なるが，同じ AP でも回を重ねる中，開催時のディレクターが示すコンセプトやミッション（社会的意義）といった方向性により役割は変わる。

さいたまトリエンナーレ 2016 では，当初サポーターは鑑賞者とアーティストの媒介者となるべく位置づけられた。いわばアートコミュニケーターとしての役割や自主性をもち創造的な活動を行うことが期待された。毎週のミーティングでは，サポーターが自らの活動の方向性を参加型話し合いのワークショップから生み出していくというゼロからのスタートを実験的に選択した。そのため参加者の希望や意見がサポーター活動の方向性に反映されるというメリットがもたらされた。さらに活動の幅を AP の枠に留めず，さいたま市の風土，気候，地勢，自然，歴史，文化，気質，社会，経済，土地柄といった特徴に注目しながら地域理解を進め，地元住民と協働しあいながら，サポーター同士の郷土意識やシビックプライド（地元を誇る自尊感情）を育みあい相互の紐帯が形成されていった。このようにサポーターの自己決定にもとづき地域理解の場を涵養したことは，さいたま市全体に関わる総合的かつ包括的な地域活動へサポーター活動を育てることへ寄与するものと考えられる。

8. アートボランティアが創発する中動態的芸術活動

芹沢が強調したように，さいたまトリエンナーレ 2016 は市民参加型のプロジェクト形成を重視した。そこからアーティストと市民の共創活動が展開し表現活動や作品が多数生み出された。市民が AP へ参加する様相は多岐に渡る。運営事務局側があらかじめ用意したサポーター制度の枠組みの中で活動する市民もいれば，アーティストとの個人的な繋がりを契機に参加する市民もいる。そこから多彩なサポーターが生まれていく。そのため市民一人ひとりの AP への関わり方も多岐に渡る。計画を策定する前段階の部分から積極的に参画する意欲的な市民もいれば，次第にプロジェクトが展開していく過程で部分的に参加する者もいる。アーティストは，その地域に詳しい地域住民と議論や意見を取り入れながら作品制作を進め

る。サイトスペシフィックな作品の多くは地域の歴史的な文脈や固有の文化を反映させたものとなるため地元市民の力や支援が必要であった。そしてアーティストとサポーターがお互いに議論を交わしながら一つの作品を創り上げていく。そうした過程の中で，お互いの存在や意見を尊重し，共創する親密な関係性へ発展していく。

この新しい関係性を得て，サポーターと称されたボランティア参加者は主体的存在でもなく，逆に受け身で決められた事柄を遂行するという姿勢だけではなく，ある意味で中間的な状況を見せながら AP に参加したことになる。本論ではこのように，二元的な「する/される」の枠組みだけでは区別することのできない曖昧な状態を「中動態」（以降括弧外す）として位置づける。

元来，中動態に関する観点や先行研究は，芸術領域ではアーティストの制作過程に着眼し，受容/制作の観点から分析研究を行なった森田（2013）や，ソーシャルワーカーの自己形成過程を中動態の概念を用いて調査研究をした福田（2017）などの先行研究が挙げられる。さらにここでは國分（2017）の指摘が重要である。旧来なされた能動と受動の区別は，全ての行為を「する」か「される」に分けることを求め，國分は，こうした区別のあり方を不便で不正確であると批判，古代ギリシャの哲学には能動態・受動態の他に中動態という概念が存在し，もともと能動態と中動態が対立する構造であったこと，その後に能動態と受動態が対立するようになったことを明らかにした。

AP の現場を支えるボランティアを見る。いずれも AP の中で，みずから積極的にアートを生み出す能動「する」でもなく，そうした作品制作や表現活動を鑑賞するだけの受動「される」でもない，曖昧だが，そこに参加するという事実を中動態の状態下にあると見ることができる。単に「する」「される」という関係性ではなく，自分の意志とは異なる大きな力が他者との関係性の中で生まれ，いつしか大きな展開を遂げていく。このような段階を経て，緩やかだが参加者が自分の意識で少しずつプロジェクトを展開し，発言や議論を行い存在感や主体性を発揮する。この過程において，市民やボランティア参加者が自律的に獲得していった主体性のみならず，他者との関係性の中で徐々に主体性や意志を持ちはじめ育んでいった変容の過程こそ注目する必要がある。

ところで AP のアートボランティア募集には注目すべき特徴がある。ほとんど専門的なスキルや必要な職能は問われない。いつでも，誰でも，参加できます，どうぞ，という簡素なメッセージが際立つ。その結果，実際に多士済々な市民が集い，AP の遂行へ向け初動期の人材育成やボランティア管理を進めていく。筆者は自分の参加体験を通し，こうした場面を数多く体験した。そのことも踏まえてさいたまトリエンナーレ 2016 では，サポーター育成へ向け議論や対話を起こし，ひとつの組織が形成されていくプログラムを構想した。そこからサポーターミーティングでは自由な議論を基盤に，他者の意見やアイディアを尊重しあう姿勢が生まれ，他者を認めあう「寛容性」が生まれていった。この寛容性が培われると，さらに議論や対話が活発化する。さらなる市民を巻き込みながら継続的な活動が展開しやすくなる。サポーター同士の中で主体的もしくは受動的な態度を強要されない寛容な場づくりが生み出され，中動態的な関係性から参加者の創造性を発揮しあう基盤が生み出されていったと言える。

すなわち AP の現場ではアーティストと市民，ボランティア参加者それぞれが共創しあう中で寛容性が創発され，そこから参加者の創造力が喚起されるという循環が生まれる。お互

いの関係は単なる「する/される」ではなく，どちらの立場にも当てはまりながら，さらに議論や対話を行い続けることでプロジェクト形成へ貢献し，プロジェクトの担い手の一人にもなりうる。

以上，本論では AP におけるアートボランティアやサポーター市民の参加や介在を「する/される」の二元論から見直し，より包括的な中動態的参加の意義を発揮しうると評価した。そのうえで，こうして生み出される創造行為と作品をさらに「中動態的芸術活動」[35]と称し，旧来の芸術創造活動を相対化するものとして高く評価する。

9. 結論 アートプロジェクトにおけるボランティアの中動態的参加の意義

本論では，筆者が参与観察する機会を得たさいたまトリエンナーレ 2016 を対象とし、アーティストやアートボランティア，サポーター等，立場の異なる参加者が AP という共創活動を遂行する際，中動態的参加が意義ある効果を生み出していたことを明らかにし，以下を結論として集約した。

1 点目は，AP のボランティア（サポーター）が他者との交流や議論を踏まえ他者の力に助けられながら緩やかに主体性を獲得していく中動態的参加の成長過程に重要な意味を見出した。当初，ボランティア参加者はさほど明確な目的を持たずに集まる。単なる最新の情報獲得が本当の動機という参加者も多く見られ，消極的・受動的な姿勢の参加者も多い。毎週のミーティングを重ねる中，参加者同士が緩やかな関係性を育み，他者との対話や議論，そしてアーティストとの制作活動に関わる。そこから共創活動の経験を獲得し，徐々に意欲的な姿勢へと変わっていく。この成長過程は，かつて近代社会が目指した強固で自律した個人を目指すのではなく，ある組織の中で他者とのコミュニケーションから育まれた主体性や創造性を緩やかに獲得していく過程と近似しながらも，新しい社会モデルと言える可能性がある。近年，社会的な孤立化が大きな問題になりつつあり，暮らしを支える互助，共助，互助の脆弱さが指摘されている。本論が注目する緩やかな繋がりから生まれる AP のボランティア活動は，地域社会を担う人材育成において大きな可能性を持つ。さらに公共的なコミュニケーションを生み出す可能性がある。

2 点目は，AP の現場から中動態的参加ならびに中動態的芸術活動を評価することで新たなキーパーソンを発見できることを示した。AP 事業構想の当初より重要な役割を果たす市民と言えば，積極的な姿勢を持って臨む中心的な人物に焦点が当てられることが多かった。しかし中動態的参加は，一見するとたいして期待もされず弱い存在でしかなかった者が，中動態という枠組みの中で緩やかだが自分ならではの役割を見出し事業への貢献を果たしていく。自分自身は大きな存在感を発揮しないものの，他者への働きかけを通し地道な役割を果たすキーパーソンの存在が浮かび上がる。このような人物は縁の下の力持ち的な存在に徹することが多く表に出ることが少ない。ここに焦点を当てることで，今後の地域社会を担う人材育成のあり方やプログラムの可能性を見出すことができる。

3 点目は，AP への中動態的参加が創造活動や表現活動へ新しい展開をもたらす可能性を明らかにした。もとよりアートは難解で孤絶的な評価が優先される場合が少なくなかった。近

[35]森田（2013）芸術家が中動態的状態で制作を進める過程の考察に立脚し，筆者が概念づけた。

年の AP の勃興は，より開かれたアートと社会のあり方を提示する。その結果，他分野（特にまちづくり，教育，福祉分野との連携）との結びつきや相互影響を強めながら，新たなアートのあり方が模索される。ソーシャリーエンゲージドアート（SEA）といった社会に関与する芸術も評価されながら，芸術至上主義を超えるアートのあり方が大きな関心を生む。模索は市民参加型のプロジェクトの勃興に影響を与え，市民は単なる参加者や支援者ではなく，根幹を担う創造者としての存在感を発揮するに至る。さらに他者との関係性を育みながら自分の主体性や創造性を発揮する中動態的芸術活動が重要な役割を果たす。参加者の多くは明確な目的意識を持って参加するだけではなく，目の前の面白そうな活動に巻き込まれつつ緩やかな参加に至る。いわば中動態的な状況下にあることが創造活動や表現活動へ新たな展開をもたらす。

以上を結論づけたが，さらに今後は中動態的参加を緩やかな契機として成長していくサポーターの人間形成や市民意識形成を対象に，さらなる追跡調査を通し長期的な調査研究を企図している。

参考文献

小泉元宏（2012）「地域社会における「アートプロジェクト」は必要か？−接触領域（コンタクト・ゾーン）としての地域型アートプロジェクト」『鳥取大学地域学部紀要』第9巻第2号，77-93.

國分功一郎（2017）『中動態の世界　意志と責任の考古学』医学書院.

熊倉純子監修（2014）菊地拓児，長津結一郎編『アートプロジェクト　芸術と共創する社会』水曜社.

佐口史華「市民ボランティアを通じたまちづくりーあいちトリエンナーレ2010の事例からー」『文化政策学研究』第8号，62-81.

澤村明編著（2014）『アートは地域を変えたか　越後妻有大地の芸術の十三年2002-2012年』慶応義塾大学出版会.

芹沢高志監修（2016）「生活都市における想像力の共振」河西香奈編『さいたまトリエンナーレ2016公式カタログ』（pp. 2-9）凸版印刷会社.

芹沢高志（2017）「来たるべき計画者のために〜アートプロジェクトの現場から」一般社団法人国際文化都市整備機構（FIACS）編『ポスト2020の都市づくり』（pp. 103-142）学芸出版社.

谷口文保（2013）「芸術創造と公共政策の共創を誘発するアートプロジェクトの研究」『九州大学大学院芸術工学府博士論文』九州大学.

谷口文保（2019）『アートプロジェクトの可能性　芸術創造と公共政策の共創』九州大学出版会.

鶴見俊輔(1967)『限界芸術論』勁草書房.

野田邦弘（2011）「現代アートと地域再生ーサイト・スペシフィックな芸術活動による地域の変容」『文化経済学』第8巻第1号，47-56.

野田邦弘（2014）『文化政策の展開ーアーツ・マネージメントと創造都市』学芸出版社.

八田典子（2004）「「アートプロジェクト」が提起する芸術表現の今日的意義ー近年の日本各地における事例に注目して」『総合政策論叢』第7号，133-147.

福住廉（2008）『今日の限界芸術』Bankart1929.

福田俊子（2017）「ソーシャルワーカーの自己生成過程における専門的自己の構築と解体ー中動態から生起する臨床実験ー」『法政大学大学院人間社会研究科博士論文』法政大学.

松本文子他（2008）「住民によるアートプロジェクトの評価とその社会的要因ー大地の芸術祭 越後妻有トリエンナーレを事例として」『文化経済学』第6巻第1号，65-77.

三宅美緒（2017）「アートプロジェクトにおけるボランティアの持続要因の考察ー瀬戸内国際芸術祭で活動するボランティアの視点からー」『文化経済学』第14巻第2号，55-64.

森田亜紀（2013）『芸術の中動態　受容/制作の基層』萌書房.

吉田隆之（2015）「文化条例の望ましい制定手法−制定過程等の調査，比較から−」『文化経済学』第 12 巻第 1 号，26-39.
吉田隆之（2015）『トリエンナーレはなにをめざすのか　都市型芸術祭の意義と展望』水曜社.
吉田隆之（2019）『芸術祭と地域づくり　“祭り”の受容から自発・協働による固有資源化へ』水曜社.
鷲田めるろ（2009）「アートプロジェクトの政治学「参加とファシズム」」川口幸成編『展示の政治学』（pp. 237-253）水声社.
渡部薫（2019）『文化政策と地域づくり　英国と日本の事例から』日本経済評論社.

論文（査読付）

生活リスクマネジメントに資する公立図書館の役割
－神奈川県内の図書館協議会会議録分析からの考察－
The Role of Public Libraries for Life Risk Management: A Consideration Based on the Analysis of Library Committee Records in Kanagawa Prefecture

竹之内 明子[1]
Akiko TAKENOUCHI

[1] 東海大学付属図書館　　Tokai University Library

Abstract In this paper, issues proposed in library committees are classified and expected role of public libraries for life risk management is considered. In Kanagawa prefecture, 13 local governments have library committees. By reading all the records of 75 meetings for 2 years, 264 statements are selected. The top 5 are, 1) digital divide (support for information poor), 2) insufficient information use environment, 3) access for communal facilities, 4) utility time of communal facilities, and 5) quality of government services. It shows that public libraries are expected to play a role for life risk management for citizens in many ways.

キーワード　life risk management, public library, library committee

１．研究の背景と目的

1.1　生活リスクマネジメント

本論文では，「生活リスクマネジメントに資する公立図書館の役割」について考察する。リスクとは「人間の生命や健康・資産ならびにその環境に望ましくない結果をもたらす可能性」[1)]であり，生活リスクとは，「生活を送るうえで生活者（生活主体）が遭遇するリスク」[2)]と定義される。

具体的なリスクの整理を試みたものとして，「安全・安心科学技術に関する重要課題について」[3)]に示された「安全・安心を脅かす要因の分類」がある。この分類は，「安全・安心を脅かす要因の全体像をつかむためのひとつの試みとして，安全やリスクに関する文献や専門家からのヒアリング，新聞記事，世論調査等を参考にして，安全・安心を脅かす要因を抽出し，大・中・小 3 つのレベルで分類したもので（中略）2004 年 4 月（文部科学省「安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策に関する懇談会報告書」）にいったんとりまとめられ，その後，社会変化とりわけ 2011 年 3 月に発生した東日本大震災がもたらした教訓等もふまえ，再び検討された。（中略）まずリスクの生じる問題領域を大きく分類し（大分類），大分類ごとにさらに中分類，小分類，と整理していくやり方がとられている」[4)]。大分類として，①犯罪，②事故，③自然災害，④戦争，⑤サイバー空間の問題，⑥健康問題，⑦食品

[1] 奈良由美子(2017)『生活リスクマネジメント』放送大学教育振興会，p. 11
[2] 同上, p. 22
[3] 文部科学省 科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 安全・安心科学技術委員会「安全・安心科学技術に関する重要課題について」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/016/houkoku/1323913. htm（2020 年 2 月 25 日参照）
[4] 奈良由美子(2017)『生活リスクマネジメント』放送大学教育振興会，p. 44

問題，⑧社会生活上の問題，⑨経済問題，⑩政治・行政の問題，⑪環境・エネルギー問題，⑫複合問題の 12 項目があり，それぞれに中分類，小分類の例が示されている。「ただし，示された項目がこの世のすべてのリスクを網羅しているわけではなく，小分類のレベルには，さらに多くのリスク事象が入ることになる。」[5)]

生活者がこうしたリスクに対応する行為が「生活リスクマネジメント」である。生活リスクマネジメントは「生活上のリスクとその悪影響を，計画的で効率的な資源の獲得や分配をもって小さくしようとするもの」であり，その目的は「生活の安全・安心を確保することによって生活のよりよさの実現に資すること」[6)]である。

1.2　公立図書館と生活リスクマネジメント

公立図書館とは，地方公共団体が設置・運営する都道府県立図書館，市区町村立図書館の総称で，その法的根拠は図書館法[7)]である。以下，単に「図書館」と言った場合，公立図書館と同義のものとして論じる。

近年，オンライン書店が普及し，インターネットから多くの情報も入手できる環境となり，図書館は，図書を収集して貸し出す以外にも，多岐に渡るサービスを行うことが求められている。そのような展開の一つが，生活リスクマネジメントへの寄与である。ここでいう生活リスクマネジメントへの寄与とは，市民の困りごとに対応する「問題の解決」の支援である。例えば，表 1-1 のような取り組みがある。

表 1-1　生活リスクマネジメントに資する図書館の事業の例

防災・防犯	「こんなときどうしますか―住まいの安全・救急処置・野外でのサバイバルテクニック」（八街市立図書館），「台風・豪雨・地震いざというときに役立つ」（山武市立成東図書館），「プライバシーデー」（稲城市立図書館）
認知症の理解促進	「認知症の人にやさしい図書館プロジェクト」（川崎市立宮前図書館），「認知症にやさしい本棚」（鎌倉市立図書館），「アルツハイマー月間」（伊勢原市立図書館）
健康づくり支援	がん情報提供（国立がん研究センターとの連携）（逗子市立図書館），「出張がん相談」（佐久医療センターがん相談支援センターとの連携）（小諸市立小諸図書館），　ウォーキングイベント（藤沢市立図書館），ランニングイベント（平塚市図書館），椅子ヨガ（寒川町立図書館）
家計のリスクマネジメント	消費税引き上げにあわせた「賢い家計術」（南アルプス市，東京都稲城市立図書館）
地域経済支援	福井の企業が選ぶ本（福井市立図書館），地元の生産品の販売の場所「ここだけマルシェ」（流山市立森の図書館），働く大人のサポート転職の悩みサポート（斜里町立図書館）
情報格差の解消	「しゅわのわ　はじめてさんの手話教室」（茅ケ崎市立図書館），パソコン教室（逗子市立図書館），点字図書館（藤沢市立図書館），DAISY 図書・朗読 CD・大活字本の検索画面（逗子市立図書館）

[5] 奈良由美子(2017)『生活リスクマネジメント』放送大学教育振興会，p. 44
[6] 同上，pp. 98-99
[7] 1950 年 4 月 30 日制定，2019 年 6 月 7 日最終改訂（2020 年 2 月 25 日参照）。

いじめ対策・自殺予防	図書館Webサイトの YA リンク集に「こどものSOSの相談窓口」「いじめ問題等の相談窓口」（米子市立図書館），「こころと命のサポートのための本の展示」（平塚市図書館）
高齢化対策	「高齢者の懐かしい映像で心が若返る回想サロン」（寒川町），人生100年時代のヒント（寒川町），いきいきシニアライフ講座（藤沢市），「老い支度相続・遺言・尊厳死宣言」（浦添市），暮らしに役立つ生活講座老後の生活設計（袖ケ浦市立長浦図書館）

上記のような講座，講演会などのイベントが，図書館において，資料の紹介などと併せて行われることが増えてきた。なかでも，防災，健康，老後の経済問題，居場所の問題などの生活リスクにどう備えたらよいか，というテーマの取り組みが多く見られる。こうした生活上のリスクへの関心に図書館が応えていくことは，生活者の生活リスクマネジメントに資する活動と言えるだろう。

なお，新たなサービスが導入されることで，市民の困りごとに対応する負の「問題の解決」だけでなく，価値の創造につながる正の「課題の達成」が実現される面もある。両者の厳密な線引きは難しいが，主な目的として，①「マイナスの可能性を減じることに重点がある取り組み」と，②「積極的なプラスの可能性を実現することに重点がある取り組み」が考えられ，今回は①のみを「生活リスクマネジメント」の射程に考えた。

1.3 図書館協議会

図書館の今後のあり方について有識者，市民代表らが協議する場として，各自治体が設置する図書館協議会があり，図書館法第 14 条から第 16 条において規定されている[8]。同法 14 条の 2 では図書館協議会を「置くことができる」とされているが，文部科学省告知「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」[9]では「努めるものとする」とあり，設置は努力義務と見ることができる。文部科学省の「生涯学習施策に関する調査研究（平成 27 年度）」「公立図書館の実態に関する調査研究」[10]によると，調査対象とした図書館 3,173 館（有効回答数 2,456 件）のうち，約 64%にあたる 1,566 館が「図書館法上の図書館協議会」を設置，類似協議会を設置しているのは全体の6%にあたる159館，どちらも設置していない，および未回答館は，全体の30%弱にあたる731館である。

委員の構成については，「社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令」（文部科学省令で定める基準）において

[8] 図書館法「第14条　公立図書館に図書館協議会を置くことができる。2　図書館協議会は，図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに，図書館の行う図書館奉仕につき，館長に対して意見を述べる機関とする。第 15 条　図書館協議会の委員は，当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては，当該地方公共団体の長）が任命する。第 16 条　図書館協議会の設置，その委員の任命の基準，定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については，当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において，委員の任命の基準については，文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。」

[9] 文部科学省(2012)「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」より「（五）図書館協議会　1　市町村教育委員会は，図書館協議会を設置し，地域の実情を踏まえ，利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。2　図書館協議会の委員には，法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ，地域の実情に応じ，多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。」

[10] 文部科学省(2015)「生涯学習施策に関する調査研究（平成 27 年度）」「公立図書館の実態に関する調査研究」https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/chousa/1377547.htm（2020 年 2 月 25 日参照）

「学校教育及び社会教育の関係者，家庭教育の向上に資する活動を行う者，学識経験のある者並びに市民」となっている[11)]。

図書館協議会においては公募委員が含まれる場合と含まれない場合とがある。今回の調査対象である神奈川県内で図書館協議会を設置している 13 自治体では，すべて公募委員がいる。公募委員の人数は小田原市が若干名，その他の自治体が 1～2 名である。公募委員の条件は，自治体により，年齢が 18 歳以上または 20 歳以上（平塚市は 75 歳以下），「市民」，「市民で家庭教育の向上に資する活動を行う者」，「市民で学校教育及び社会教育の関係者，家庭教育の向上に資する活動を行う者，学識経験のある者のいずれか」などの幅がある。応募書類に記載された内容で選考されるため，公募委員は，図書館をよく利用する者のほうが選ばれやすいとも考えられる。委員の任期はいずれも 2 年である。

委員名簿の公開状況は，13 自治体のうち 4 自治体で委員の属性が非公開であるほか，氏名も苗字のみ公開など，内容が統一されていない。公募委員の選考過程についても，要領を明文化して定めた自治体は 13 自治体のうち厚木市のみで，その他の自治体は，委員公募の際に一時的に自治体の Web サイトで基準を示すに留まる。

そのほか，傍聴の可否，会議録の公開・非公開などにばらつきはあるものの，図書館協議会における発言の記録自体は，客観的な分析対象となりうる。そこで，本論文では，図書館協議会の会議録を分析対象として，生活リスクマネジメントに関連する話題が，どのように取り上げられているかを明らかにし，今後の図書館に期待される生活リスクマネジメントへの寄与について考察することとした。

1.4　研究の目的と先行研究

本研究は，図書館協議会会議録の発言分析を通じて，新たな図書館利用へのニーズの一つが，生活リスクマネジメントの支援にあることを明らかにすることを目的とする。行政のスリム化，電子書籍の普及など，これまでの図書館のあり方が見直されている今，生活リスクマネジメントという観点から図書館に期待される役割があると示すことは，時代の要請に即した新しい図書館のあり方を考える材料を提供することであり，図書館の現場を担う図書館員だけではなく，政策決定者や行政関連部門の担当者，地域活性化にかかわる市民や民間団体の方にも参考になる知見だと思われる。

先行研究について見ると，図書館と生活リスクマネジメントに関連するテーマ，例えば，図書館が防災，医療，健康などに関する情報提供を行った事例，高齢者サービスなどの実践事例は，業界雑誌や学会報告等で数多く紹介されている（『図書館雑誌』，『薬学図書館』，

---

[11] 一例として，平塚市図書館協議会においては，委員の定員 6 名のうち，会長が学識経験者（大学教員），副会長が社会教育関係者（県立図書館職員），他の委員は学校教育関係者２名（市立小学校長会１名，市立中学校教諭・教育研究会学校図書館部会），家庭教育の向上に資する活動を行う者１名（市子ども読書活動推進協議会），学識経験者 1 名（市民公募）の構成となっている（平塚市図書館協議会 http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyodo/page-c_00792.html（2020 年 5 月 2 日参照））。「平塚市図書館協議会公募委員募集のご案内」（2019 年 5 月）によると，条件は 1 年以上平塚市に居住，18 歳以上（高校生を除く）75 歳以下，市の職員・議員・市の他の附属機関の委員でないこと，応募書類を提出し，選出は選考委員会で審査，任期は 2 年間，会議は年間で 3 回平日に開催，報酬は 1 回につき 11,300 円（前期実績）となっている。他方，小田原市では「市内に居住，通勤又は通学の 20 歳以上で，図書館事業や運営に関心のある方」若干名，謝礼は出席 1 回につき 10,000 円（交通費含む）となっている。

日本図書館情報学会研究大会等）。しかし，それらを「生活リスクマネジメント」として包括的に把握し，図書館の役割を考察した研究は見られない。

図書館協議会に関する先行研究としては，平山(2013)，山口(2018)がある。平山は，それまでの図書館協議会に関する調査・研究の詳細なレビューを行い全国の公立図書館への紙面調査を通じて，図書館協議会で協議された内容を図書館の担当者から回答してもらうという形で，図書館協議会で語られた話題を分類している。山口は平山の成果も参照しつつ，「図書館友の会全国連絡会」が 2016 年に実施した調査結果から，図書館協議会の設置状況，構成，諮問テーマなどを考察している。しかし，どちらも会議録に基づいた個々の発言ついては分析しておらず，アンケートの回答結果の分類や諮問テーマの考察も「生活リスクマネジメント」という観点からなされたものではないために，生活リスクマネジメントに関連するどのような話題が語られたかまでは読み取れない。

そこで本論文では，図書館協議会の会議録を分析対象として，そこから生活リスクマネジメントに関連する話題を一つひとつ抽出するという手法を取ることによって，委員の発言を網羅的に把握して，その文脈を確認しつつ考察を行った。

２．研究の方法

2.1　分析対象

本論文では神奈川県の図書館協議会を分析対象とした。神奈川県内の 33 市町村のうち，図書館協議会を設置し，会議録を公開しているのは 13 自治体であり，平成 29 年度の開催分 38 回，平成 30 年度の開催分 37 回，合計 75 回分の会議録を収集し分析対象とした（表 2-1）。また，上記の 75 回分，それぞれの開催日時と開催時間の一覧が表 2-2 である。

表 2-1　神奈川県内の図書館協議会会議録（平成 29･30 年度）の収集状況

年度	H29	H30	座間市	2	1	伊勢原市	2	1
鎌倉市	4	4	綾瀬市	2	2	大磯町	2	2
逗子市	3	3	平塚市	3	3	南足柄市	2	2
相模原市	2	3	藤沢市	4	4	小田原市	4	4
厚木市	4	4	茅ヶ崎市	4	4	合計	38	37

表 2-2　神奈川県内の図書館協議会会議録（平成 29･30 年度）の開催時間

	年度	会期	開催日時	合計(分)	公開状況
鎌倉市	H29	第 1 回	H29 年 8 月 3 日(木)14:00-16:00	120	公開
	H29	第 2 回	H29 年 10 月 12 日(木)10:00-12:10	130	公開
	H29	第 3 回	H30 年 1 月 18 日(木)10:00-11:00	60	公開
	H29	第 4 回	H30 年 3 月 28 日(水)10:00-12:00	120	公開
	H30	第 1 回	H30 年 7 月 12 日(木)10:00-12:00	120	公開
	H30	第 2 回	H30 年 11 月1日(木)10:00-12:00	120	公開
	H30	第 3 回	H31 年 1 月 30 日(水)10:00-12:00	120	一部非公開
	H30	第 4 回	H31 年 3 月 5 日(火)10:00-12:00	120	公開
逗子市	H29	第 1 回	H29 年 6 月 29 日(木)13:15-14:45	90	公開
	H29	第 2 回	H29 年 11 月 17 日(金)13:30-	120*	公開

	H29	第 3 回	H30 年 3 月 9 日（金）14:00-	120*	公開
	H30	第 1 回	H30 年 7 月 9 日（月）14:00-16:15	135	公開
	H30	第 2 回	H30 年 12 月 10 日（月）10:00-11:35	95	公開
	H30	第 3 回	H31 年 2 月 25 日（月）14:00-15:50	110	公開
相模原市	H29	第 1 回	H29 年 7 月 20 日(木)14:30-16:30	120	公開
	H29	第 2 回	H30 年 2 月 7 日(水)18:00-20:00	120	一部非公開
	H30	第 1 回	H30 年 7 月 27 日(金)14:30-16:00	90	公開
	H30	第 2 回	H30 年 11 月 15 日(木)18:00-20:00	120	公開
	H30	第 3 回	H31 年 3 月 19 日(火)14:30-17:00	150	一部非公開
厚木市	H29	第 1 回	H29 年 7 月 27 日（木）13:30-15:30	120	公開
	H29	第 2 回	H29 年 11 月 16 日（木）13:30-15:00	90	公開
	H29	第 3 回	H30 年 1 月 25 日（木）13:30-15:30	120	公開
	H29	第 4 回	H30 年 3 月 13 日（水）13:30-15:00	120	公開
	H30	第 1 回	H30 年 7 月 23 日（月）10:00-12:00	120	公開
	H30	第 2 回	H30 年 11 月 5 日（月）10:30-11:30	90	公開
	H30	第 3 回	H31 年 1 月 18 日（金）10:00-11:30	90	公開
	H30	第 4 回	H31 年 3 月 22 日（金）10:00-11:30	90	公開
座間市	H29	第 1 回	H29 年 7 月 12 日（水）13:30-14:30	60	公開
	H29	第 2 回	大和市文化創造施設シリウス視察	120*	非公開
	H29	第 3 回	H30 年 2 月 21 日（水）13:30～14:30	60	公開
	H30	第 1 回	H30 年 7 月 25 日（水）13:30-15:30	120	公開
綾瀬市	H29	第 1 回	H29 年 8 月 9 日（水）15:05-16:45	100	公開
	H29	第 2 回	H29 年 2 月 14 日（水）15:30-17:00	90	公開
	H30	第 1 回	H30 年 7 月 25 日（水）15:00-16:45	105	公開
	H30	第 2 回	H31 年 2 月 21 日（木）15:00-16:45	105	公開
平塚市	H29	第 1 回	H29 年 8 月 1 日（火）14:20-15:45	85	公開
	H29	第 2 回	H29 年 11 月 16 日（木）14:00-16:45	105	公開
	H29	第 3 回	H30 年 2 月 15 日（木）14:15-16:05	110	公開
	H30	第 1 回	H30 年 7 月 12 日（木）14:00-16:00	120	公開
	H30	第 2 回	H30 年 11 月 8 日（木）14:00-16:00	120	公開
	H30	第 3 回	H31 年 2 月 22 日（金）14:00-15:50	110	公開
藤沢市	H29	第 1 回	H29 年 8 月 2 日（水）15:00-17:15	135	公開
	H29	第 2 回	H29 年 11 月 21 日（火）15:00-17:35	155	公開
	H29	第 3 回	H31 年 1 月 23 日（水）15:00-17:45	165	公開
	H29	第 4 回	H30 年 3 月 27 日（火）15:00-17:10	130	公開
	H30	第 1 回	H30 年 6 月 19 日（火）15:00-17:10	130	公開
	H30	第 2 回	H30 年 9 月 19 日（水）15:00-17:00	120	公開
	H30	第 3 回	H31 年 1 月 23 日（水）15:00-17:45	165	公開
	H30	第 4 回	H31 年 3 月 26 日（火）15:00-17:05	125	公開
茅ヶ崎市	H29	第 1 回	H29 年 6 月 7 日(水)14:00-16:00	120	公開
	H29	第 2 回	H29 年 7 月 31 日(月)9:30-12:30	180	一部非公開
	H29	第 3 回	H29 年 10 月 24 日(火)14:00-15:40	100	公開
	H29	第 4 回	H30 年 3 月 22 日(木)14:00-14:45	45	公開
	H30	第 1 回	H30 年 5 月 31 日(木)13:30-15:30	120	公開

	H30	第2回	H30年10月30日(火)14:00-	120*	公開
	H30	第3回	H30年11月19日(月)10:00-12:30	150	一部非公開
	H30	第4回	H31年3月12日(火)14:00-15:40	100	公開
伊勢原市	H29	第1回	H29年8月16日(水)10:00-11:40	100	公開
	H29	第2回	H29年10月25日(水)10:00-11:08	68	公開
	H30	第1回	H30年7月25日(水)14:00-15:15	75	公開
大磯町	H29	第1回	H29年7月13日(水)10:00-11:10	70	公開
	H29	第2回	H30年3月16日(金)13:00-16:00	180	非公開
	H30	第1回	H30年11月7日(水)15:00-16:30	90	一部非公開
	H30	第2回	H31年3月14日(木)13:30-16:30	180	一部非公開
小田原市	第32期第4回		H29年6月22日(木)13:30-15:20	170	公開
	第32期第5回		H29年11月17日(木)18:30-20:50	140	一部非公開
	第32期第6回		H30年2月1日(木)14:30-16:10	100	一部非公開
	第32期第7回		H30年3月15日(木)14:00-16:10	130	公開
	第32期第8回		H30年6月1日(金)10:00-12:00	120	公開
	第33期第1回		H30年10月18日(木)13:30-16:00	150	一部非公開
	第33期第2回		H31年2月7日(木)14:00-16:15	135	公開
	第33期第3回		H31年3月7日(木)14:00-16:15	135	公開
南足柄市	H29	第1回	H29年8月9日(水)14:00-15:30	90	公開
	H29	第2回	H30年2月1日(木)14:00-15:15	75	公開
	H30	第1回	H30年8月16日(木)14:00-16:00	120	公開
	H30	第2回	H31年2月5日(木)10:00-11:25	85	公開

(*は中央値=120分)

開催時間が明記されていない回については，明記されている全データの中央値である 120 分でカウントした。結果として，収集した会議録データを時間で換算すると 8,703 分（145 時間 3 分）となった。これが本論文で分析対象とする会議録の全体である。なお「非公開」「一部非公開」の理由は，「委嘱状交付のため」が 1 件，「人選案件のため」3 件，「施設見学のため」4 件，その他が 3 件となっている。

2.2 分析方法

上記の 75 回分，約 145 時間の会議録本文から生活リスクに関連する委員の質問・提言等の発言を抽出して分類を行った。

会議録の発言抽出と分類の方法は，分析対象の図書館協議会の会議録全文を筆者が確認し，生活リスクマネジメントに関連する話題を一つひとつ選別して分類するという手法を取った。テキストマイニングソフトウェアなどのツールを使わなかった理由は，断片的な発言が多いことと，前の話題を前提にした発言もあり，機械的にキーワードで抽出する方法では的確に抽出できないと考えられたためである。発言者の表記は，「館長，事務局，委員長，委員」，「館長，事務局，A 委員，B 委員」といったものが多く，どれがどの委員の発言であるか，有識者の発言なのか市民委員の発言なのかなどの区別をつけることはできなかった。

分類基準は，1.1 で挙げた「安全・安心を脅かす要因の分類」を利用した。すでに述べたように，この分類は「示された項目がこの世のすべてのリスクを網羅しているわけではなく，

小分類のレベルには，さらに多くのリスク事象が入ることになる」[12]ので，オリジナルの表中に示されている小分類の例は一部であって，実際の場面に応用するには補充が必要である。そこで，抽出した発言に対して，オリジナルの表に適した小分類が見当たらなかった場合，そのつど新たな小分類（計 19 項目）を追加して表 2-3 を作成した。

表 2-3　生活リスクマネジメントの分類：「安全・安心を脅かす要因の分類」に一部加筆

大分類	中分類	小分類（例）　(*は筆者が追加した項目)
犯罪	犯罪・テロ	・交通機関を対象とするテロ　・人を対象とするテロ ・重要施設を対象とするテロ　・放射性物質によるテロ ・銃器・刃物によるテロ　・生物兵器によるテロ ・爆発物によるテロ　・化学兵器によるテロ　・殺人　・脅迫　・恐喝 ・暴行　・傷害　・窃盗　・性犯罪　・放火　・強盗　・住居侵入 ・誘拐　・麻薬　・覚醒剤　・盗聴　・少年犯罪　・詐欺 ・カルト集団による犯罪　・ストーカー行為　・暴力団による犯罪 ・DV（ドメスチックバイオレンス）　・幼児虐待　・老人虐待
	迷惑行為	・暴走族　・悪質商法　・変質者　・いたずら電話　・プライバシーの侵害
事故	交通事故	・交通事故
	公共交通機関の事故	・列車事故　・航空機事故　・船舶事故
	火災	・建物火災　・山火事　・車両火災
	化学プラント等の工場事故	・爆発（製油所，ガスタンク，石油コンビナート等） ・有害物質漏洩（毒物，劇物，細菌等）
	原子力発電所の事故	・原子力施設の事故
	社会生活上の事故	・水の事故・職場での事故　・山の事故・製品による事故 ・教育現場での事故　・公共施設での事故*
自然災害	地震・津波災害	・建築物倒壊，火災　・PTSD(心的外傷後ストレス障害) ・ライフライン寸断　・津波災害　・液状化　・道路分断化 ・物流停止　・停電　・想定外の規模のものへの対応不適による被害
	台風などの風水害	・河川氾濫，ため池決壊　・土砂災害
	火山災害	・溶岩，火砕流　・有毒ガス　・降灰被害
	雪害	・雪崩災害　・降積雪による都市機能，交通の障害
戦争	戦争	
	国際紛争	
	内乱	
サイバー空間の問題	コンピュータ犯罪	・不正アクセス，なりすまし　・サイバーテロ ・情報漏洩　・ウィルスによる攻撃　・情報の改ざん ・情報の破壊，消去　・サービス妨害　・情報の不正取得 ・不正取引，不正請求　・悪徳商法　・誹謗中傷，脅迫
	大規模なコンピュータ障害	・システム障害　・情報消失　・通信障害 ・金融機関の商取引の停止による経済の混乱 ・証券市場の停止による市場の混乱　・インターネットの障害 ・携帯電話や IP 電話等の障害　・交通機関の混乱・停止 ・物流の停滞・停止および生産活動の混乱　・ケーブルテレビの障害 ・想定外の情報量への対応不適による障害 ・チェーンメール等による通信障害　・緊急時通信システム機能維持障害
健康問題	病気	・生活習慣病　・循環器系の病気　・がん，腫瘍 ・呼吸器系の病気　・心の病気　・消化器系の病気 ・アレルギー　・泌尿器系の病気　・中毒 ・血液系の病気　・遺伝性疾患　・内分泌系の病気 ・神経系の病気　・皮膚病
	新興・再興感染症	・新興感染症　・再興感染症

[12] 奈良由美子(2017)『生活リスクマネジメント』放送大学教育振興会，p. 44

	子ども・青少年の健康問題	・乳幼児の突然死 ・青少年期の過食症，拒食症
	老化	・更年期障害　・身体機能の低下　・認知症
	医療上の問題	・医療事故　・医療過誤　・説明責任不履行　・薬害 ・ワクチンの副作用と安全性　・歯科口腔機能の保全と QOL ・視力矯正と QOL　・健康医療情報の問題*
食品問題	O157 などの食中毒	・異物の混入　・生産地，原産地の表示　・食中毒
	残留農薬･薬品等の問題	・農薬，薬品，添加物問題　・放射線照射食品
	遺伝子組み換え食品問題	・遺伝子組替え食品の問題　・遺伝子組み替え生物の生態系への悪影響
社会生活上の問題	教育上の諸問題	・いじめ　・学力低下　・不登校　・学級崩壊　・体罰 ・学校外の学習の場の問題*　・子どもの読書環境の問題*
	人間関係のトラブル	・家族，親族のトラブル　・引きこもり ・近隣，地域とのトラブル　・学校，勤務先でのトラブル
	地域コミュニティ	・過疎化，限界集落　・人口減少による地域経済の縮小　・少子化による地域子育て力の低下　・隣組組織，自治組織，自治消防組織などの崩壊 ・独居家庭，孤独死　・単身赴任等による孤立や住民票住所と居住住所の不一致　・老々介護　・ボランティアの問題*・学校との連携の問題* ・居場所の問題*　・公共施設からの情報発信の問題*　・公共施設へのアクセスの問題*　・公共施設の利用時間の問題*　・行政手続きの問題* ・住民参加の問題*　・歴史文化遺産保存の問題*
	情報量の問題	・情報の過多　・情報の質　・テクノ難民　・情報利用環境の整備不足*
	育児上の諸問題	・幼児虐待　・育児放棄　・育児ノイローゼ ・将来への懸念　・しつけの問題　・育児環境の問題*
	生活経済問題	・就職難　・家業の経営不振　・失業　・後継者難　・収入の減少
	社会保障問題	・年金，保険制度の破綻　・社会保険料の負担増 ・自己負担の増加　・社会的孤立，孤独死
	老後の生活悪化	・老後の介護問題　・先行き不透明な定年後の生活　・老後の生活費不足 ・支給される年金の減額　・生涯学習の機会の喪失*
	弱者の援護	・危機発生時の弱者の援護　・デジタルデバイド（情報弱者）の援護
	多元的な問題の噴出	・断片的な知識　・情報の隠蔽　・風評被害 ・限られた対応手段　・交通の分断や資源の枯渇
経済問題	経済悪化	・不景気　・金融機関の破綻　・倒産　・株安 ・解雇　・国際競争力の低下
	経済不安定	・途上国との貿易の不安定性　・為替の不安
政治・行政の問題	政治不信	・汚職　・密室政治
	制度変更	・減反政策　・確定拠出型年金への移行　・国営事業民営化 ・ペイオフ解禁　・行政サービスの質の確保*
	財政破綻	・財源縮小*
	少子高齢化	・少子高齢化*
	危機対応能力の不足	・災害，テロ等の危機事態発生時における情報対応能力の不足
	国際上の問題	・国際犯罪　・国際的な経済･金融危機 ・非関税による貿易上の障壁　・学術的な国際競争力の低下 ・国際条約制定における地位低下　・知的所有権や商標権などの保護における国際問題　・製造業のノウハウ等の海外流出
環境・エネルギー問題	地球環境汚染	・地球温暖化　・海洋汚染　・オゾン層破壊 ・森林破壊　・酸性雨　・砂漠化
	大気汚染･水質汚濁	・大気汚染　・水質汚染　・放射性物質汚染
	室内環境汚染	・シックハウス　・電磁波漏洩
	化学物質汚染	・水銀汚染　・環境ホルモン汚染　・PCB 汚染 ・ダイオキシン汚染　・種々の物質の解析と行政対応
	生物多様性	・生物多様性の減少　・遺伝子資源の減少 ・侵略的外来生物の侵入　・生態系の人為的な攪乱 ・緩和作用の減少　・文化的豊かさの減少

	資源･エネルギー問題	・電力不足　　・水不足　　・食料不足
複合問題	アノミー	・自然災害によるいっそうの経済悪化と政治不信の中で起きるテロや外国からの組織犯罪による諦念，無気力，アノミー

以上のように，表 2-2 で示した全 75 回分，約 145 時間の会議録本文から，生活リスクに関連する委員の発言を抽出して，表 2-3 に照らして分類した。複数のリスクに該当する場合は，複数の分類を与えた。

３．分析結果

3.1　生活リスクマネジメントに関連する発言の内訳

図書館協議会会議録から生活リスクマネジメントに関連する 264 件の発言を抽出して分類した結果を，次の表 3-1 に示す。

表 3-1　生活リスクマネジメントに関連する発言の分類

大分類		中分類		小分類（例）（*は筆者が追加した項目）	
犯罪	9	犯罪・テロ	3	・窃盗	3
		迷惑行為	6	・プライバシーの侵害	6
事故	4	社会生活上の事故	4	・公共施設での事故*	4
健康問題	10	医療上の問題	4	・健康医療情報の問題*	4
		老化	6	・認知症	6
社会生活上の問題	243	育児上の諸問題	15	・育児環境の問題*	15
		教育上の諸問題	24	・いじめ	1
				・不登校	2
				・学校外の学習の場の問題*	8
				・子どもの読書環境の問題*	13
		弱者の援護	40	・デジタルデバイド（情報弱者）の援護	40
		情報量の問題	44	・情報の質	13
				・情報利用環境の整備不足*	31
		地域コミュニティ	115	・ボランティアの問題*	16
				・学校との連携の問題*	4
				・居場所の問題*	16
				・公共施設からの情報発信の問題*	15
				・公共施設へのアクセスの問題*	30
				・行政手続きの問題*	3
				・住民参加の問題*	3
				・歴史文化遺産保存の問題*	6
				・公共施設の利用時間の問題*	22
		老後の生活悪化	5	・生涯学習の機会の喪失*	5
政治・行政の問題	27	財政破綻	5	・財源縮小*	5
		少子高齢化	3	・少子高齢化*	3
		制度変更	19	・行政サービスの質の確保*	19

12 項目ある大分類のうち，生活リスクマネジメントに関連する発言に該当があったものは「犯罪」，「事故」，「健康問題」，「社会生活上の問題」，「政治・行政の問題」の 5 項目である。この中で突出して多いのが「社会生活上の問題」で，全体の 264 件のうち 243 件（92.1%）である。

全体を通じて小分類のみを並べたものが，次の図 3-1 である。

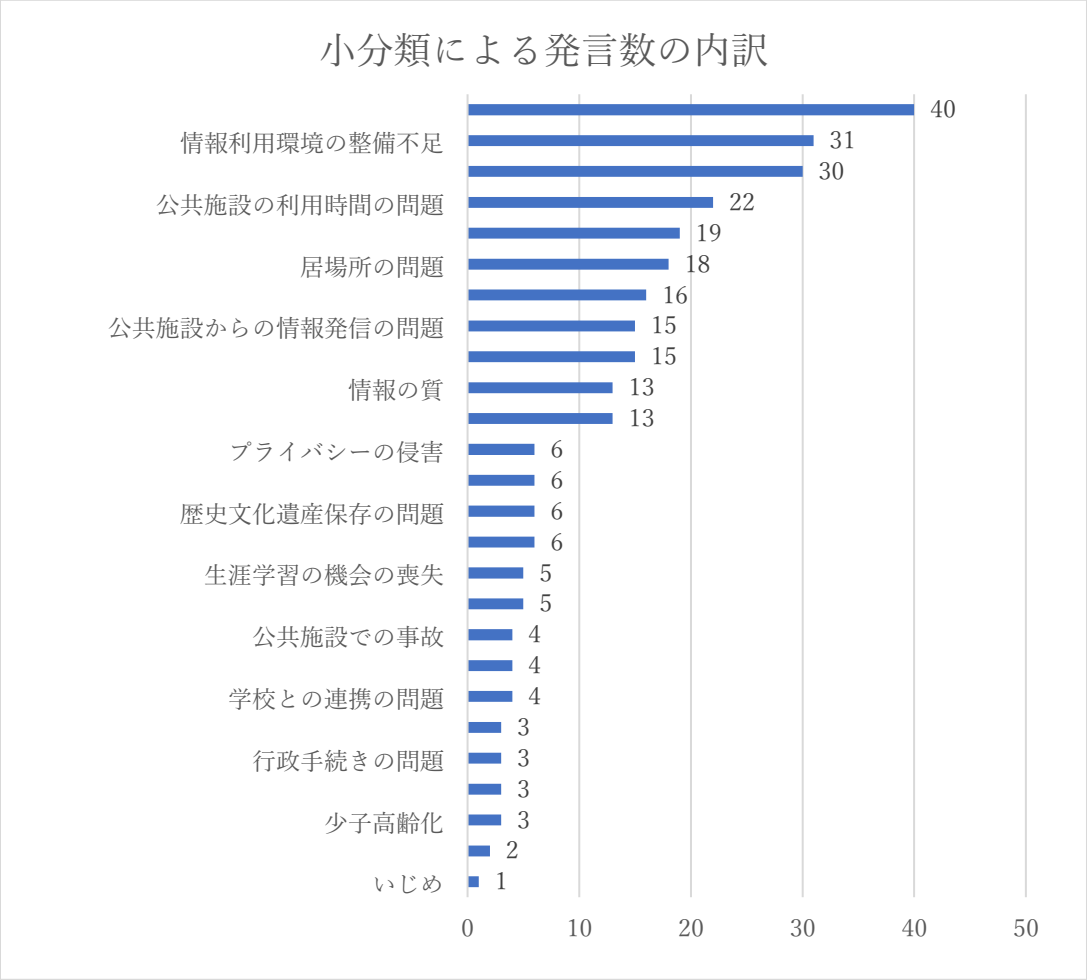

図 3-1　小分類による生活リスクマネジメントに関する発言の内訳

４．考察

4.1　「デジタルデバイド（情報弱者）の援護」について

生活リスクマネジメントに関連する 264 件の発言を「安全・安心を脅かす要因の分類」によって分類した結果，最も多かったのが「デジタルデバイド（情報弱者）の援護」40 件（15.2%）である。

第一に，印刷物を読むことが困難な視覚障害者に対しては特別な対応が必要とされている。点字資料の提供は，一般の公立図書館が担う場合と，点字図書館が主に担う場合がある。しかし，後天的に視覚を失った場合，点字を指で読むことができない。その際に有効な情報媒体が，音声図書である。特に近年，「DAISY[13]図書」（発言では「デイジー」とある）の開発と普及により，オーディオブックのようにデジタル音声データの形式で本の内容を耳で聞いて情報を得ることができる環境が広がってきた。そうした情報技術を活用しつつ，情報弱

[13] Digital Accessible Information SYstem の略。日本では，日本障害者リハビリテーション協会情報センターが開発・提供の拠点となっている。

者となりやすい視覚障害者の情報ニーズを発掘し応えていくことが，図書館の役割として期待されている様子が見て取れる。DAISY 図書は CD 大のディスクであり，視覚障害者に対しては郵送での貸出も行っている。対面朗読などの来館利用よりも，郵送貸出の利用が多いという点も発言の中で指摘されている。DAISY 図書以外にも，視覚障害者の子ども向けに，さわって楽しめる「布の絵本」，知的障害を持つ人などの利用に配慮した「LL ブック[14]」への言及も見られる。発言に「ユニバーサルデザイン」という語も見られ，障害の有無にかかわらず，誰もが利用できる図書館のあり方が話題となっている。

第二に，高齢者もまた，情報弱者となりやすい対象だと見られている。それに対しては，「来館できない場合には届ける」というアウトリーチの考え方が示されている。会議録を見る限りでは，当該図書館では，いまだ実施に至らず，アイディアの域を出ていないように見受けられる。県外の自治体まで目を転じると，資料の宅配を実際に行っている図書館も見られる。例えば，群馬県太田市立中央図書館では，70 歳以上，障害者，怪我などで来館できない市民に対しては無料で，その他の市民に対しては 1 回 200 円で図書の宅配サービスを行っている[15]。このような先行事例があるので，期待される役割として明確化されれば，多くの図書館で実施に至る可能性もあるだろう。

第三に，日本語以外が母国語の生活者も，図書館のサービス対象として配慮が必要な存在と受け止められており，ある種の情報弱者と考えられている。この発言があったのは小田原市で，観光名所の箱根の玄関口であり，新幹線の停車駅でもある小田原駅の近くに新しい図書館ができる関係で，外国籍旅行者と，外国人材として住み着く日本語を母国語としない市民の両方が考えられている。

4.2　「情報利用環境の整備不足」について

生活リスクマネジメントに関連する全 264 件の発言のなかで，2 番目に多かったのは，「情報利用環境の整備不足」31 件（11.7%）である。

「情報利用環境の整備不足」の話題は多岐に渡る。それらをまとめると，おおむね次の 6 点のニーズが関係していると考えられる。

第一に，パソコンやインターネットの利用環境の整備についてである。館内でパソコンやインターネットを利用できる図書館が増えている一方，利用できない図書館が存在することは，最多の小分類「デジタルデバイド（情報弱者）の援護」にも関連する「情報格差」の問題につながるため，地域情報拠点としての図書館が優先的に対応すべき課題である。図書館がパソコンの機器を提供する場合はその管理業務が新たに生じるけれども，電源と Wi-Fi などのネットワークへの接続を用意するだけであれば利用者が自分のパソコンを持ち込んで利用することができ，管理業務の負担は大きくない。ただし，その場合も持ち込みパソコンが利用できるエリアと利用できないエリアに分かれていることについて不満が述べられている。そうした利用者の要望を受け止めつつ，実際にはすべての要望に対応することは困難と思われるので，各館の対応について利用者の理解を得られる丁寧な案内があるとよい。

---

[14] 知的障害や発達障害のある人などが読みやすいよう，写真や絵，絵文字，短い言葉などで構成された本。「LL」はスウェーデン語の「lättläst」（英語の easy to read）の略で，「やさしく読みやすい」という意味。

[15] 太田市立中央図書館　http://www2.lib.ota.gunma.jp/（2020 年 2 月 25 日参照）

第二に，図書館の蔵書を有効利用するための手がかりを求める声である。蔵書構成の見直し（大人の本も充実させてほしい）やブックリスト（新しい本，年齢別や季節別のリスト）の作成・提供を要望する発言が見られる。蔵書構成の見直しについては，「選書」レベルでの対応と，「展示」レベルでの対応が考えられる。選書においては，価値論（司書による選定中心）と要求論（利用者のリクエスト重視）とのバランスが課題だとされる。利用者のニーズをくみ取りつつ，司書が価値ある資料を判断して選書するという流れを有効に機能させるために，利用者ニーズのくみ方，反映のさせ方の工夫が必要となる。展示においては，分類法の記号順に配架するだけでなく，利用ニーズの高い資料群のみを集めて別置する方法もある（例えば「590　家政学・生活科学」を「500　技術・工学」と連続して並べずに独立したコーナーを入口近くの別の場所に設けるなど）。そうした工夫とともに，利用者が有用な資料と出会うための手助けとなる仕組みとして，ブックリストの作成・提供が求められている。

第三に，自治体内での情報格差の観点から，分館や移動図書館車がなくなることを懸念する声がある。移動図書館車については巡回回数の増加やステーションの拡充への要望が見られる。移動図書館車を必要としている生活者は，一人では来館できない幼稚園児や小学生，移動手段がない人，子育て中で乳児をつれての来館が困難な人，住居が図書館から遠方である人など，色々な理由で来館が困難な幅広い世代の人たちが該当する。移動図書館車は，建物を持つ図書館に比べて，場所としての機能やインターネット利用環境などの面では不十分であり，分館が整備されるに伴ってその役割を終えつつあるという見解がある一方，今回の発言から見られるように，中央館からも分館からも遠い住民には貴重な情報利用拠点であり続けている様子もうかがえる。

第四に，レーザーディスクの話題が出ているように，図書館が所蔵する過去の情報資源について，個人では再生装置を用意できないことがある。このような場合，機器の提供・整備も図書館に求められる役割であるが，現在流通していない機器の場合，故障に対応することは容易ではないとも考えられる。

第五に，国立国会図書館のデジタルデータの利用に関する意見がある。個人単位では利用できず，「図書館向けデジタル化資料送信サービス」[16]を通じてしか利用できない情報について，図書館が契約して提供することで，求める情報を入手できる環境の整備が期待されている。

第六に，利用者が図書館員に相談するレファレンス機能についても不満や意見が述べられている。これには二つの面があり，一つは，図書館には「相談できる機能」があると認識していない生活者がいること，もう一つは，図書館に「相談できる機能」があると認識されていても，それが十分機能していない（相談しにくい）ことが課題となっている。

4.3　「公共施設へのアクセスの問題」について

生活リスクマネジメントに関連する全264件の発言のなかで，3番目に多かったのは，「公共施設へのアクセスの問題」30件（全体の11.4%）である。

[16] 国立国会図書館のデジタル化資料のうち，絶版等の理由で入手が困難な資料を，日本国内の利用登録した公共図書館，大学図書館等の館内で利用できるサービス。https://dl.ndl.go.jp/ja/soshin_librarylist.html（2020年2月25日参照）

「公共施設へのアクセスの問題」についての発言には，高齢，障害，子ども連れなどの理由による移動困難（利用者の側の制約）と，距離的に遠いなどの図書館の立地条件に伴う物理的・空間的な制約に関するもの，そして駐車場の利用条件に関するものが見られる。これは，何らかの生活リスクについて図書館が解決の手がかりを提供するというよりは，図書館の利用それ自体が生活の一部であり，その生活の一部である図書館利用に関してリスクが生じている，という事態である。このように，図書館へのアクセスの困難，移動の困難を解消するための取り組みを求めたり，廃止が検討される移動図書館車の必要性や駐車場の確保，駐車料金等に関して問題意識を提示し対応を求めたりする発言は，図書館の利用の困難という生活リスクを少なくしようとする意思の表出と考えられる。

また，高齢者の生きがい創出（生きがい喪失への対応）という文脈では「生涯学習の機会の喪失」のリスクマネジメントとも関係する。高齢者が図書館に容易にアクセスできれば無料で長時間滞在し，学びを得て生活を充実させることができる可能性がある。逆に，図書館に行くことが容易ではなく，アクセスが妨げられた状況は，生涯学習の機会を喪失し，生活の質を維持し高める機会を喪失することにつながる可能性があるため，それ自体が生活リスクであるといえる。

4.4　「公共施設の利用時間の問題」について

生活リスクマネジメントに関連する発言のなかで，4 番目に多いのが，「公共施設の利用時間の問題」22 件（全 264 件の 8.3%）である。

「公共施設の利用時間の問題」についての発言の多くは，図書館の開館時間の延長・短縮，あるいは移動図書館の訪問日時・時間の設定の問題である。

前述の「公共施設へのアクセスの問題」と同様，「公共施設の利用時間の問題」も，生活の一部として図書館利用がとらえられ，その利用に制限が加えられるリスクが話題となっている。開館時間が少なくなった場合の対応としてはブックポストの増設が挙げられている。ただし，根本的には図書館の利用時間を延長できる方策も考えられるべきだろう。

「アクセス」と「利用時間」の問題は，リスク分類上は分けて考えたが，総合して考えると，両者は連動する問題としてとらえることもできる。これらは，二つのレベルの生活リスクマネジメントに関連している。第一に，図書館の基本的な利用可能性に関するリスクマネジメント（図書館という公共施設の利用が初めから困難な状況の改善）であり，第二に，図書館の利便性に関するリスクマネジメント（現在利用できている図書館の利用上の不便を解消して，より便利に利用できるようにする方策）である。

4.5　「行政サービスの質の確保」について

生活リスクマネジメントに関連する発言のなかで，5 番目に多い項目が，「行政サービスの質の確保」19 件（全 264 件のうち 7.2%）である。

「行政サービスの質の確保」に関して話題になっているのは，図書館の民間委託の問題，分館の統廃合等の問題，均一なサービスのための職員研修の問題である。これらもまた，図書館が生活の一部となっている利用者目線からの図書館利用上のリスクであり，図書館のあり方自体が一つのリスクとなっている事案である。

第一に，図書館の民間委託に関わる事案については，いわゆる「ツタヤ図書館」の例がニュースとなって賛否両論を巻き起こしていることもあり，窓口業務の委託や指定管理者制度の導入が繰り返し話題に上がっている。指定管理者制度の導入に関して事前に生活者の意見を聴く機会を設けたり，パブリックコメントを実施したりすることをしなかった図書館に対しては，疑問が呈されている。図書館の業務を民間に委託することによって，従来のサービスよりも質が低下するのではないかという生活者やボランティア団体の不安を代弁する発言と見られる。

第二に，分館の統廃合については，「発展的解消」ととらえる見方と，「無くなったら不便」という意見との両方が見られる。分館が廃止される背景には，利用者数の減少，予算の縮小が考えられ，それにもかかわらず続行を求める利用者ニーズがあることについては，個々の事例を検討して存続または廃止のメリットとデメリットとを比較考量する必要があるだろう。

第三に，均一なサービスのための職員研修については，特にレファレンスサービス（図書館員への相談サービス）について，職員によって対応にむらがあることへの指摘と，職員研修のあり方を問う声が上がっている。これについては，レファレンスサービスの持つ特性から二つの見方が可能である。よくある質問に対しては均一な回答が期待されることが合理的であるのに対して，複雑な調査依頼への対応は図書館員の経験・手腕によるところが大きく，均一的な対応を求めにくい，ということである。後者の場合についても，レファレンスサービスのスキルを高めるための職員研修の機会が恒常的に確保されることは，図書館サービス全体の質を向上させることにつながる可能性が高い。

4.6 「居場所の問題」について

生活リスクマネジメントに関連する発言のなかで，6番目に多い項目が，「居場所の問題」と「ボランティアの問題」で，ともに16件（全264件のうち6.1%ずつ）である。

図書館の居場所としての機能として，地域で生活者が安心して過ごすことのできる場（滞在型図書館）であるとともに，世代間交流の場（地域交流拠点）でもあることが期待されていることが分かる。

子どもが勉強を教えあえる場という点では，生活リスクマネジメントに関連する発言の小分類「学校外の学習の場の問題」（8 件）とも関係する。また「市民の学びの場」である図書館が生涯学習の場としての機能を担ううえで，「定年を迎えた方を人材として生かす」という発言もあるように，地域の人材活用の場という可能性も持っている。発言では子どもと高齢者が交わることができる世代間交流の場づくりも含意されている。

そして，居場所の問題は，開館時間・利用可能時間やアクセスの問題とも密接に関係していることが分かる。駐車場が 1 時間しか無料にならないのでゆっくり滞在できないという指摘，高校生や大学生がゆっくり勉強できる場を提供するために，学習室と図書館の利用時間を別に設けるという提案がなされている。

4.7 「ボランティアの問題」について

生活リスクマネジメントに関連する発言の小分類で，「居場所の問題」と並んで6番目に多い項目が，「ボランティアの問題」16件（全264件の6.1%）である。

ボランティアの問題としては次の三点が課題として示されていることが読み取れる。第一に，図書館とボランティアとの協働（市民協働）の効果的なあり方の模索，第二に，ボランティアの活動内容の拡充，第三に，ボランティアの後継者不足への対応である。

第一の図書館とボランティアとの協働（市民協働）については，4.5 の「行政サービスの質の確保」でも，図書館の運営が民間委託されることで，ボランティアグループが図書館とこれまでの関係を維持できなくなる不安が示されている。

第二のボランティアの活動内容の拡充については，学校図書館での読み聞かせボランティアとの連携にとどまらず，高齢者，障害者を対象としたボランティアの導入が提案されており，財政不足により行政だけでは対処できない生活リスクに関して，ボランティアを活用して対応しようとする考えが示されており，4.1 でも挙げられていた来館困難者への宅配など，アウトリーチサービスへのボランティアの活用も提案されている。

第三のボランティアの後継者不足への対応については，高齢化によるボランティア人材の不足が主な懸念として挙げられており，図書館に対応を求める発言も見られる。特定のボランティアグループを支援するだけでなく，新たなボランティアグループの参画を促す形での連携，協働のあり方も課題となる。

4.8　「公共施設からの情報発信の問題」について

生活リスクマネジメントに関連する発言のなかで，8 番目に多いのが，「公共施設からの情報発信の問題」と「育児環境の問題」で，ともに 15 件（全 264 件の 5.7%）である。

「公共施設からの情報発信の問題」については，専ら図書館から生活者への情報発信という文脈に置かれていることが分かる。内容としては，第一に，一部の利用者にとっては既知の図書館サービスが，サービス対象となる生活者全体に周知されていないことへの指摘，第二に，図書館が行うサービスや企画などについて，図書館内だけの案内ではなく，生活者がアクセス可能な公共スペースや，子どもが多く集まる場所を利用して情報発信することが提案されている。

図書館からの情報発信という点では，そもそも図書館が無料で使えると知らない生活者がいることがアンケートの結果で分かったと指摘されている。また，県立図書館の資料を取り寄せて借りられるサービスについて委員自身が知らなかった，という発言もある。最寄りの市町村立図書館を通じて，蔵書の豊富な都道府県立図書館や，近隣の他の図書館から資料を借りられる仕組みについては，日常的に図書館を利用している人たちでも十分に認知していない可能性がある。あるいは，4.2 の「情報利用環境の問題」で挙げられたレファレンス（図書館に相談できる）サービスの機能についても，知らなかったり，レファレンスサービスを自分の問題解決のためにどのように利用したらよいか分からなかったりする生活者がいる可能性もある。こうした状況は，生活者が図書館の資料・情報資源を利用して自分自身の生活リスクマネジメントを行う可能性を低くしてしまう。これまで図書館の利用に関する情報が行き渡らなかった人たちを念頭に，図書館の利用に関する情報発信を強化することは，生活者自身の手による生活リスクマネジメントを支援する図書館の役割として期待されるものである。「図書館では無料で資料の貸出サービスが受けられる」，「図書館が所蔵していない資料については都道府県立図書館や近隣自治体の他館から取り寄せて貸出を受けられ

る」，「図書館では資料を利用した調べ事の相談に応じる」という点については，継続的に周知を図ることが望まれる。

4.9 「育児環境の問題」について

生活リスクマネジメントに関連する発言のなかで，「公共施設からの情報発信の問題」と並んで8番目に多いのが，「育児環境の問題」15件（全264件の5.7%）である。

「育児環境の問題」については三つの観点からの発言が見られる。

第一に，図書館のハード面の問題である。育児中の生活者が，図書館という空間を利用する上でのリスクとして，「子連れでは行きづらい」という声，「子どもが騒いでも自然体でいられるような空間となれば良い」という声がある。図書館によって，児童書のコーナーを一般書のコーナーと連続した空間にしている図書館と，一般書とは別の部屋にしたりフロアを別にしたりして独立した空間にしている図書館とがある。この場合はおそらく，連続した空間になっている図書館の問題だと推察される。建物自体を変更することは短期的には実現できないので，すでにある建物をどう利用するか，という工夫が求められる課題である。

第二に，図書館のソフト面の問題である。乳幼児の年齢や発達に応じたシーン別のブックリストの提供，絵本の読み聞かせ方講座の開催について回数の増加を求めるなど，育児に役立つ読書環境づくりへの寄与を図書館に期待する声がある。また近年多くの自治体において，0 歳児検診の際に絵本をプレゼントする「ブックスタート」や，年齢の区切りとなる時期に本をプレゼントする「セカンドブック」[17]，「サードブック」の取り組みが，行政の子育て支援部門，健康福祉関連部門などと連携して行われており，これについて逗子市では財政難のために実施できていないが，実施しなくてよいというわけでは決してない（将来的に実現すべき），という意見が示されている。

第三に，出産前の妊産婦向けのサポートを求める発言である。これには二つの観点がある。一つは，「はじめての子育てで不安な気持ち」というリスクに対応することであり，もう一つは，「子どもが生まれてからは，親である自分も大変な時期」なので，「まだ生まれる前の少し余裕があるときのサポート」があるとよい，ということである。妊産婦にとっては，健康管理がきわめて重要なので，図書館利用上の安全の確保も課題となる。

4.10 「情報の質」について

生活リスクマネジメントに関連する発言のなかで，10 番目に多い項目が，「情報の質」と「子どもの読書環境の問題」で，ともに13件（全264件のうち4.9%）である。

「情報の質」に関しては，第一に，図書館内の情報資源についての質や量への不満が述べられている。これは主に，個人の主観に基づいた不満や，アンケート調査に基づいた不満である。「本が古くてシミがついている，汚れている」という指摘は客観的なリスクと言えるが，「図書館の蔵書にマンガが含まれていると質が悪い」という見方は賛否あるだろう。近年，学習，教養に役立つ娯楽マンガも多く出版されており，線引きは難しい。それ以外に，どのような分野の資料がどの程度必要とされているのかは，これらの発言からは読み取れない。図書館は，出版文化の仲介機能を持つ機関として，幅広い分野から中立的な立場で資料

[17] セカンドブックスタートとも。2歳児，3歳児を対象に絵本をプレゼントする，小学校1年生，中学校1年生に，おすすめの本の中から選んでもらうなどの方法がある。

を収集する。論争が多いテーマについては，できるだけ多様な観点から書かれた資料を収集・提供し，批判的な立場から書かれた資料には，それに反論する資料も提供することが望ましいとされている。そうした図書館の選書の原則についても，利用者の理解を得られるような説明の場があるとよいかもしれない。

第二に，インターネット上の情報のみに頼ることをリスクと見る発言がある。「情報の質」に対処する図書館の役割として，レファレンス機能と，情報リテラシー教育の機能がある。情報サービスの専門職である司書は，利用者の求めに応じ，発信者が特定できる情報資源に基づいて質問内容を調査したり，関連情報を提供したりするサービス（レファレンスサービス）を行う。生活者が，生活リスクに関連する課題解決のためにレファレンスサービスを活用することは，誤った知識・情報による事故やトラブルを未然に防止することに役立つ可能性もある。生活者自身が図書館を効果的に利用し調査するスキルを持てば，自ら発見した手がかりをもとに解決策を導き出すことも可能である。図書館が主体となり利用者に対して行う情報リテラシー教育，図書館利用者教育（library user education）は，そのための一助となるもので，図書館が，生活者のリスクリテラシー向上に寄与できる可能性がある。

4.11　「子どもの読書環境の問題」について

生活リスクマネジメントに関連する発言のなかで，「情報の質」と並んで 10 番目に多い項目が，「子どもの読書環境の問題」13 件（全 264 件のうち 4.9%）である。

「子どもの読書環境の問題」については，小学生，中学生，高校生の読書離れをリスクとみなす言及が多い。特に生活リスクマネジメントの観点から注目すべき論点としては，子どもたちが読む力を養うことが「困難に打ち勝つ力」，「レジリエンス」を高めるという発言である。この考え方を根拠に，読書離れを一つのリスクとみなし，図書館の働きかけによって，これを低減する役割を期待する声が上がっている。

具体的な対応策としては，紙の本を読むことにつながる仕掛けづくりということになる。夏休みの宿題や自由研究の支援，読書感想文にちなんだイベント開催による読書のきっかけづくり等が考えられる。来館せずに借りられる電子書籍の導入は，読書という行為自体を促す面はあるにしても，レジリエンスを高める本とのつきあいというよりは，便利な情報消費という面が強いことも否めない。デジタルではない紙の本との出会いづくりも，図書館ならではの役割として期待されるところである。

4.12　その他の論点

ここまでは，生活リスクマネジメントに関連する発言（小項目）の中で会議録中に 10 件以上の発言が見られた項目について考察した。以下では，それ以外に特徴的な論点が見られた項目である「プライバシーの侵害」，「認知症，健康医療情報の問題」，「歴史文化遺産保存の問題」，「不登校，いじめ」，「行政手続きの問題」について，個別に考察する。

（1）プライバシーの侵害

「プライバシーの侵害」に関しては，家族間でカードを使い回すことについて「なかなか行けない家族のために家族間での共有は認めてほしい」という意見と「プライバシー保護の観点から望ましくない」という意見の両方が見られた。読書普及活動のツールとしての読書

通帳についても「読書歴は個人の思想信条という部分で個人データ」であると指摘され，扱いを厳密にするようにという意見がある。

日本の図書館界で広く共有されている「図書館の自由に関する宣言」の第三に「図書館は利用者の秘密を守る」とあるように，プライバシー保護は図書館にとって最も重要な案件の一つであり，利用者がどの本を借りた，読んだ，などの情報は図書館が決して漏らしてはならないものとされている。読書履歴が他人の手に渡らないように，読書通帳（読書手帳）を手書きにする，システムのセキュリティの対策をするなどの措置が求められる。利用者自身もプライバシー保護のリスクを意識するべきであり，図書館はそのための注意喚起を行う必要がある。

（２）認知症，健康医療情報の問題

「認知症」と「健康医療情報の問題」に関しては，「認知症」への関心が高い。従来，認知症患者やその家族に対する支援は，地域包括支援センター等を中心に対応が行われてきた。しかし，「社会全体が支えることが大切」で「認知症の人が地域とどう関わっていくのかが大きい」と指摘されているように，認知症のサポートは特定の機関のみに対応を任せれば済むという問題ではない。そのための社会的連携の文脈において，図書館への期待が明確に述べられている。近年，「認知症サポーター養成講座」を受講した証のオレンジリングを図書館員が首から下げていたり，図書館で同講座が開催されたり[18]，認知症について当事者，家族，地域の人たちが語り合う「認知症カフェ」を図書館で開催する例も見られるようになった。

認知症に限らず，病を予防し健康な生活を構築すること，病を得た時にも心豊かな生き方ができるようにすることは，生活リスクマネジメントの根幹的な課題の一つである[19]。

インターネットだけでもある程度の健康医療情報の収集は可能である。しかし，インターネット上の情報が信頼できる発信者によるものであるかどうかが分からなかったり，相談などの対面的なサポートがほしかったりする場合には，インターネットだけではニーズを満たすことができない。その点で，認知症サポートをはじめとする健康面のリスクマネジメントに関連する情報収集や学びの機会を得るために，図書館に期待するニーズは今後も高まっていくと思われる。

しかしながら，図書館は医療機関ではないため，情報資源の相談に応じることはできても，それによって診断を下したり治療の助言をしたりすることはできないという制約がある。この制約のもとで，なおニーズに応える健康医療情報の提供がいかに可能であるか，医療機関等との連携がいかに可能であるかが課題となる。

---

[18] 例えば鳥取県立図書館では医療・健康情報サービスに平成 18 年から取り組み，認知症サポーター養成講座を全職員が受講し，認知症サポーターのいる施設としてサービスをしている。鳥取県立図書館「「認知症サポーター養成講座」の開催について」 https://www.library.pref.tottori.jp/coverage/H29/post-37.html（2020 年 2 月 25 日参照）

[19] WHO 憲章の前文では，健康の定義が次のように述べられている。”Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.”（「健康とは，身体的にも精神的にも社会的にもすべての要素がそろった，生きがいのあるプロセスを大切に，様々な出来事を大きく捉えた，心豊かな状態のことをいい，単に疾病や虚弱ではないということではない。」（星旦二による仮訳））田城孝雄，星旦二編著(2015)『健康科学』, 放送大学教育振興会, pp. 24-25。

（3）歴史文化遺産保存の問題

「歴史文化遺産保存の問題」については，歴史資料の多い鎌倉市の図書館における資料保存の問題，伊勢原市の文化遺産を「知っている人が少ない」というリスク，小田原市の「ここにしかない地域資料が除籍されてしまうかもしれない」というリスクについて述べられている。地域資料（郷土資料）は，一度除籍（廃棄）されてしまうと，入手が困難という性格を持つため，慎重に行うべきだという指摘である[20]。

（4）不登校，いじめ

「不登校」と「いじめ」については，学校に居場所が見出せないというリスクをもった子どもを受け容れる安全な居場所の一つとしての役割を図書館が担うことが期待されている一方で，受け容れる側の図書館については，「正職員の削減，嘱託職員の増加がこうしたサポートを不可能にするのではないか，嘱託職員は契約で決められた業務しか行わず，不登校児への対応などはできないのではないか」という懸念も示されている。

（5）行政手続きの問題

「行政手続きの問題」については，いずれも厚木市の 3 件が該当した。厚木市では，将来的に図書館と市役所とが一緒の建物に入る予定であり，そこで，「図書館に行政サービスのインフォメーションセンターの役割を持たせてはどうか」という提案である。

「複合施設において，図書館が中心となることが多い傾向」のなかで，生活の様々な場面で必要な行政手続きに関する不安や心配事を，図書館が窓口となって解決できる可能性に期待が寄せられている。このような行政手続きの相談への対応を図書館の新たなレファレンス機能の一つとしてとらえるならば，図書館員には自治体の行政手続きの案内ができる知識も求められる。現在の司書養成課程においてはこうした行政手続きの知識を教授する科目はないので，当面は図書館員の自主的な努力によらなければならない。注目すべき新たな挑戦であり，今後の展開が待たれる。

５．課題と展望

本論文では，一定期間の図書館協議会会議録の全文を分析対象とし，市民の困りごとに対応する「問題の解決」という意味での生活リスクマネジメントに関連する話題を一つひとつ抽出することによって，委員の具体的な発言を網羅的に把握して，その文脈を確認しつつ考察を行った。図書館協議会会議録の全文を分析の対象とした研究は初めてのものと思われる。

結果として，4 章で示したような考察を得るに至った。図書館には，恒常的な利用者のみならず，図書館の未利用者を含めた当該自治体の住民，児童生徒，障害者，患者，育児する人，介護者，協定自治体の住民までを含めた生活者を対象として，その生活リスクの低減のために役立つ役割が期待されていることが確認できた。

[20] 神奈川県内の事例では，海老名市が指定管理者制度を導入して中央図書館を民間企業が運営することになり，利用の見込める一般書を多く陳列し，利用の少ない地域資料の陳列を減らしたことが問題になった（除籍はしていないとされる）。海老名市は図書館協議会を設置していないため，こうした懸念が市民から事前に提示される機会もなかったと思われる。

本論文の限界として，対象を神奈川県内の図書館に限定し，時期も平成 29・30 年度に限定したために，全国の動向を把握するには至らなかった。海外の動向についても考慮していない。

また本論文においては，①「健康上の問題や不登校，いじめなどの（図書館利用以外の）生活リスクを減らすために図書館がサポートできる可能性がある」という論点とともに，②「図書館利用に伴う不便さ自体が生活者のリスク要因として把握された」という論点もあり，会議録から抽出された論点としてはこの両者を区別せずに扱っている。図書館協議会が図書館のあるべき姿を論じる会議だという性格上，数で見ると，②の割合が多くなっているのは当然とも言えるが，むしろ，①のほうが図書館の新たな役割として期待される領域として注目されるものであるため，①の内容に絞り込んで精査する必要がある。

加えて今回は収集した会議録から，市民の困りごとに対応する「問題の解決」という意味での生活リスクマネジメントに関連する発言を抽出し，図書館からの支援が期待される生活リスクの様相を把握するところまでが到達点で，それに対応する手段・対策に踏み込んだ考察はなされていない。対策に踏み込んだ議論に進むために，例えば，(A)「蔵書選定，レファレンス，講演等の事業面の取り組み」，(B)「サードプレイスとしての空間構成・運営の取り組み」，(C)「(A)，(B)を享受するための，ハード・ソフト両面でのアクセシビリティ」などの新たな分析軸を立てて，上記①「健康上の問題や不登校，いじめなどの（図書館利用以外の）生活リスクを減らすために図書館がサポートできる可能性がある」という論点に絞り，人口動態や産業形態等の地域特性，国内外の先進事例，公民館や学校など他の公共施設との連携，民間団体や企業との連携の観点を加えて考察することが課題となる。これらについては稿を改めて論じることとしたい。

付記

本論文は，2019 年度放送大学大学院修士論文を基に作成した。

参考文献

神奈川県「神奈川県内の市町村」https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ie2/cnt/f530001/p780102.html（2020 年 2 月 25 日参照）.

菊池隆(2018)「鎌倉市図書館におけるツイッターでの情報発信」『情報の科学と技術』Vol. 68, No. 4, pp. 169-171.

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター(2018)「図書館に関する基礎資料」. https://www.nier.go.jp/jissen/book/h29/pdf/library_base_all.pdf（2020 年 2 月 25 日参照）.

国立国会図書館関西館図書館協力課(2017)「超高齢社会と図書館～生きがいづくりから認知症支援まで～」（図書館調査研究リポート．16）http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10338812（2020 年 2 月 25 日参照）.

酒井由紀子(2008)「ヘルスリテラシー研究と図書館情報学分野の関与――一般市民向け健康医学情報サービスの基盤として」『Library and information science』(59), pp. 117-146.

坂本俊(2018)「『これからの図書館像』に見る窓口としての公立図書館像」『京都女子大学紀要』第 5 号, pp.13-16.

嶋田学(2017)「この困難な時代にあって図書館は何をすべきか」『図書館界』68(6), pp. 368-375.

千錫烈(2019)「大学図書館における危機管理」『館灯』57 巻, pp.1-16.

田城孝雄，星旦二編著(2015)『健康科学』，放送大学教育振興会, pp.24-25.
奈良由美子(2017)『生活リスクマネジメント』放送大学教育振興会.
奈良由美子，伊勢田哲治編著(2009)『生活知と科学知』放送大学教育振興会.
奈良由美子(1996)「家庭経営におけるリスクマネジメントと意思決定」『日本家政学会誌』47(9), pp. 833-842.
奈良由美子(1996)「家庭リスクマネジメントにおけるリスク処理手段の選択」『日本家政学会誌』47(9), pp. 823-832.
奈良由美子(1996)「家庭経営におけるリスクマネジメントの進め方」『日本家政学会誌』47(6), pp.533-541.
奈良由美子(1996)「家庭経営におけるリスクマネジメントのあり方―その問題領域と目的―」『日本家政学会誌』47(5), pp.415-424.
日本図書館情報学会研究委員会編(2018)『公共図書館運営の新たな動向』勉誠出版.
日本図書館協会「公共図書館集計」http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/図書館調査事業委員会/toukei/公共集計 2018.pdf（2020 年 2 月 25 日参照）.
日本図書館協会「公共図書館経年変化」http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/図書館調査事業委員会/toukei/公共経年 2018.pdf（2020 年 2 月 25 日参照）.
根本彰「場所としての図書館」をめぐる議論 https://current.ndl.go.jp/ca1580（2020 年 2 月 25 日参照）.
平山陽菜(2013)「日本の図書館協議会に関する総合的研究」平成 24 年度筑波大学修士論文（図書館情報学）http://hdl.handle.net/2241/121389（2020 年 2 月 25 日参照）.
平山陽菜，小室里花，池内淳(2013)「公立図書館に関する公開質問状の分析」第 61 回日本図書館情報学会研究大会 http://jslis.jp/wp-content/uploads/2017/08/2013AutumnGP_HIRAYAMA.pdf（2020 年 2 月 25 日参照）.
増田正(2018)「我が国地方議会における政治・行政関係の計量テキスト分析」『地域政策研究』20(3), pp.1-19.
増田正(2012)「地方議会の会議録に関するテキストマイニング分析：高崎市議会を事例として」『地域政策研究』15(1), pp.17-31.
松本直樹(2008)「地方議員の図書館への関心に関する予備的考察：埼玉県市議会の議会会議録分析をもとに」『日本図書館情報学会誌』54(1), pp.39-56.
薬袋秀樹著(2012)「図書館協議会の可能性:草の根からの図書館振興」『社会教育』67(6), pp. 20-25.
宮本みち子，奈良由美子著(2015)『生活ガバナンス研究』放送大学教育振興会.
虫賀宗博(2005)「私の居場所　自殺したくなったら，図書館に行こう―いのちを育てる図書館員の群像」『世界』(742), pp.214-225.
文部科学省(2012)「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/1282451.htm（2020 年 2 月 25 日参照）.
文部科学省「これからの図書館の在り方検討協力者会議」http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2013/01/31/1330310.pdf（2020 年 2 月 25 日参照）.
文部科学省科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 安全・安心科学技術委員会(2011)「安全・安心科学技術に関する重要課題について」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/016/houkoku/1323913.htm（2020 年 2 月 25 日参照）.
文部科学省生涯学習政策局社会教育課(2009)「これからの図書館の在り方検討協力者会議　設置要綱」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/019/youkou/1286642.htm（2020 年 2 月 25 日参照）.

文部科学省生涯学習政策局社会教育課(2014)「図書館実践事例集～人・まち・社会を育む情報拠点を目指して～」http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/jirei/（2020 年 2 月 25 日参照）.
文部科学省生涯学習政策局社会教育課(2009)「図書館の振興」http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/（2020 年 2 月 25 日参照）.
文部科学省生涯学習政策局社会教育課(2010)「図書館におけるリスクマネージメントガイドブックートラブルや災害に備えてー」http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/1294193.htm（2020 年 2 月 25 日参照）.
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課「平成 27 年度「生涯学習施策に関する調査研究」「公立図書館の実態に関する調査研究」報告書平成 28 年 3 月 https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/chousa/__icsFiles/afieldfile/2016/09/26/1377547_04.pdf（2020 年 5 月 2 日参照）.
山口真也(2018)「社会と図書館―まちづくり・社会的包摂」『図書館界』70(1), pp.11-21.
山口洋(2018)「公立図書館の図書館協議会における諸問題―近年の図書館協議会調査を通して―」『中央大学文学部紀要』(273), pp.117-133.
吉田右子著(2008)「コミュニティにおける公共図書館の位置づけ」『月刊言語』pp.46-53.

神奈川県内公立図書館 Web サイト（五十音順）
愛川町図書館 https://www.town.aikawa.kanagawa.jp/shisetsu/bunka/1427771495785.html（2020 年 2 月 25 日参照）.
厚木市中央図書館　図書館協議会 https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kosodatekyoiku/toshokan/tosyokan_kyougikai/index.html（2020 年 2 月 25 日参照）.
綾瀬市役所　会議録の閲覧 http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/menu000016200/hpg000016104.htm（2020 年 2 月 25 日参照）.
伊勢原市役所市政情報図書館協議会 https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2017032800070/（2020 年 2 月 25 日参照）.
伊勢原市立図書館 https://www.lib-isehara.jp/（2020 年 2 月 25 日参照）.
海老名市図書館 https://ebina.city-library.jp/library/（2020 年 2 月 25 日参照）.
海老名市例規集 http://www.ebinareiki.com/el/（2020 年 2 月 25 日参照）.
大磯町立図書館 https://oiso-lib.scn-net.ne.jp/index.html（2020 年 2 月 25 日参照）.
大磯町図書館協議会 http://www.town.oiso.kanagawa.jp/gyosei/joho/kaigi/shingikai_syousai/1385436023354.html（2020 年 2 月 25 日参照）.
小田原市図書館協議会 http://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/disclosure/singikaitounokoukai/council/culture/tosyokankyougi.html（2020 年 2 月 25 日参照）.
小田原市立図書館・図書室 http://www.city.odawara.kanagawa.jp/public-i/facilities/library/（2020 年 2 月 25 日参照）.
開成町民センター図書室 https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/forms/info/info.aspx?info_id=2496（2020 年 2 月 25 日参照）.
鎌倉市図書館　図書館協議会・計画・統計・条例・その他 https://lib.city.kamakura.kanagawa.jp/associ.html（2020 年 2 月 25 日参照）.
川崎市立図書館 https://www.library.city.kawasaki.jp/（2020 年 2 月 25 日参照）.

清川村図書館 https://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/shisetsu/1/3/992.html（2020 年 2 月 25 日参照）.
相模原市　図書館協議会の会議録 http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/shikumi/1005653/1005718.html（2020 年 2 月 25 日参照）.
座間市立図書館協議会 https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1201823399789/index.html（2020 年 2 月 25 日参照）.
寒川総合図書館 https://www.lib-arc.samukawa.kanagawa.jp/tosyo/index.html（2020 年 2 月 25 日参照）.
逗子市立図書館　図書館協議会 https://www.library.city.zushi.kanagawa.jp/contents;jsessionid=3A8EA42B01C83FE6FAC426631AFB36A7?0&pid=44（2020 年 2 月 25 日参照）.
茅ヶ崎市立図書館協議会 https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shingikai/kaigiroku/1008794/index.html（2020 年 2 月 25 日参照）.
中井町立井ノ口公民館 https://www.town.nakai.kanagawa.jp/forms/info/info.aspx?info_id=3715（2020 年 2 月 25 日参照）.
二宮町図書館 https://www.ninomiya-public-library.jp/index;jsessionid=545C79F71BF1F76BF7B5838217C8ED35?0（2020 年 2 月 25 日参照）
箱根町社会教育センター図書室 https://www.library-hakone-kanagawa.jp/（2020 年 2 月 25 日参照）.
秦野市立図書館 http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/genre/1000000000283/index.html（2020 年 2 月 25 日参照）.
葉山町立図書館 https://www.town.hayama.lg.jp/library/（2020 年 2 月 25 日参照）.
平塚市図書館協議会 http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyodo/page-c_00792.html（2020 年 2 月 25 日参照）.
藤沢市図書館　図書館協議会 https://www.lib.city.fujisawa.kanagawa.jp/contents?1&pid=309（2020 年 2 月 25 日参照）.
松田町図書館 https://www.lib-matsuda-kanagawa.jp/（2020 年 2 月 25 日参照）.
まなづる図書館 https://www2.manazuruinfo.jp/toshow/html/access.html（2020 年 2 月 25 日参照）.
三浦市図書館 http://www.city.miura.kanagawa.jp/tosho/toshokan.html（2020 年 2 月 25 日参照）.
南足柄市図書館協議会 http://www.city.minamiashigara.kanagawa.jp/machi/jouhou/shingikai/kaisaikoukai_shingikai/minami_tosyokankyougi.html（2020 年 2 月 25 日参照）.
南足柄市立図書館 http://lib.ed-minamiashigara.jp/（2020 年 2 月 25 日参照）.
大和市文化創造拠点シリウス https://www.yamato-bunka.jp/library/（2020 年 2 月 25 日参照）.
山北町立生涯学習センター図書室 http://yamakita-lib.jp/（2020 年 2 月 25 日参照）.
湯河原町立図書館 https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/kyoiku/library/（2020 年 2 月 25 日参照）.
横須賀市立図書館 https://www.yokosuka-lib.jp/（2020 年 2 月 25 日参照）.
横浜市立図書館一覧 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/tshokan/ichiran.html（2020 年 2 月 25 日参照）.

研究ノート

議会改革につながる議会広報紙の特徴に関する予備的考察
－全国町村議会議長会全国広報コンクール優秀誌の分析－
Preliminary Study on the characteristics of public relations paper leading to local council reform

金井 茂樹[1]
Shigeki KANAI

[1] 一般社団法人自治体広報広聴研究所　Jichitai Koho Kocho Laboratory

Abstract　北海道栗山町議会による議会基本条例の制定を契機とした議会改革が始まって10年以上が経過した。多くの自治体議会が「開かれた議会」の実現に向けて広報紙・ウェブサイトの刷新、議会報告会・意見交換会の開催など議会と住民とを結ぶ回路を拡充させてきた。これは議会と住民とのコミュニケーションを通じた改革の推進であり、その意味で議会改革は広報広聴改革の側面をもつ。しかしながら、依然として議会に対する住民の関心や信頼が高まったとはいいがたい。コミュニケーション回路を活用して“住民に何を、いかに伝えていくべきか”を検討することがあらためて必要である。本稿では議会が有する広報媒体のひとつである議会広報紙に焦点をあて、議会活性化・議会改革につながる議会広報紙の特徴を明らかにすることを目的とする。

キーワード　自治体議会，議会改革，広報広聴，議会報，コミュニケーション

１．はじめに

北海道栗山町議会による議会基本条例の制定を契機とした議会改革が始まって 10 年以上が経過した。今も多くの自治体議会が「開かれた議会」を目標にかかげ、あるべき議会の姿を模索している。この議会改革の進展とともに、あらためてその重要性が認識されてきたのが議会による広報広聴活動である。多くの自治体議会では改革を進めるなかで広報紙（以下, 議会報という）やウェブサイトの刷新、議会報告会・意見交換会の開催など議会と住民とを結ぶ回路を拡充させてきた。しかし、住民に最も読まれている議会報であっても、「面白くない」、「難しい」など読者から高い評価を得ているわけではない。議会と住民とをつなぐ回路は拡充されてきてはいるが、両者のコミュニケーションの活性化には結びついていないのが現状である。今後、議会活動への認知や関心の向上、さらには議会への市民参加へとつなげるためには、議会広報の品質向上が自治体議会にとって喫緊の課題となっている。

そこで、本稿では議会が有する広報媒体のひとつである議会報に焦点をあてて、そこに掲載された企画・記事を分類整理することによって議会活性化・議会改革につながる議会報の特徴を明らかにする。調査対象としたのは全国町村議会議長会主催の町村議会広報全国コンクールにおいて上位入賞を果たした議会報である。一定の評価を得た議会報の特徴を明らかにすることは、議会報制作の現場にとって有用な情報になると考えられる。

２．議会報の位置づけと役割

最初に、市議会および町村議会における広報媒体としての議会報の位置づけと議会報の役割について整理する。

(1) 議会報の位置づけ

自治体議会はいつ頃から議会報の発行を始めたのであろうか。議会報の先駆的な研究者であった浪江の著作のなかに「東京都と、その区域内の市区町は、独自の議会報の発行にかけては、全国の最先進地である。（中略）26年と29年の武蔵野・立川両市は、全くの先駆者である」という記述がある（浪江, 1969, p. 69）。この記述から、自治体議会による議会報は戦後まもなくの発行であり、その歴史はかなり古いことがわかる。この浪江の著作とほぼ同時期に日本広報協会が発行した『広報』（1970 年 7 月号）の中に議会報を発行する自治体議会の全国規模の調査結果が掲載された。これは全国市議会議長会が行った市議会報発行の実態調査の結果であり 1970 年 2 月末時点において市議会報を発刊していた 105 市議会のリスト（都道府県別に議会報名称と創刊年が掲載）である。当時、全国には 579 市があったことから議会報を発行していた市議会は全体の 18.1%ということになる。また、1973 年には全国町村議会議長会が全国の町村議会を対象に議会報の発行状況を調査している。この調査では、当時の全 2,604 町村のうち 287 町村（10.9%）が議会報を発行していたことが明らかになっている（深沢, 2003, p. 17）。戦後まもなく発行が始まった議会報ではあったが、発行から 20 年以上が経過した1970年代初めにおいては議会報を発行する市町村は全体の20%に満たず、議会報は議会と住民とを結ぶコミュニケ―ション手段として確立していなかったのである。

現在、議会報を発行している市議会の数は 807 団体（99.0%）、町村議会の数は 893 団体（96.4%）である（全国市議会議長会および全国町村議会議長会による実態調査）[1)]。表 1 は議会報を発行している議会について、単独発行および行政報内発行、未発行などを整理したものである。市および町村のいずれの議会においても単独発行の割合が高いことから、議会報が議会独自の広報媒体として位置づけられているといえる。

表 1　議会広報紙の発行状況

	市町村数	単独発行	行政報内	未発行・不明
市議会	815	770(94.5%)	37（4.5%)	8(1.0)
町村議会	926	802(86.6%)	91(9.8%)	33(3.6%)

市議会に関する数値は 2018 年 12 月末日、町村議会に関する数値は 2019 年 7 月 1 日時点のものである

(2) 議会報の役割

自治体議会が発行する議会報には予算審議や決算認定をはじめ、条例改正審議、行政執行の監視、調査、提案など議会の多様な活動を反映して幅広い情報が掲載されている。前述した浪江（1961）は、この議会報に掲載される情報のなかで、議会が何を協議し何を議決したのか、とくに審議の内容やその過程を伝えることの重要性を指摘している。また、深沢（同, pp. 46-47）も、議会報に掲載される情報を「一般質問」、「議案審議」、「議会活動（狭義）」、「住民登場（住民との対話）」の 4 つに区分に分け、そのなかで議案審議の重要性を指摘している。深沢は地方自治法による「議会の会議はこれを公開する」（115 条）に基づき議事の完全公開を原則にすべきとしながら、議会活動を行う議員自身が議会報を制作するという町村議会の特徴を踏まえて議事内容とその過程の公開をとくに重視したのである。

このように審議の過程を伝える役割を担うのが議会報である。議会での決議結果を議会報に掲載するだけでは、たとえ議会が議案を慎重に審議したという事実があったとしてもその内容を読者に伝えることは難しい。住民側からみれば、自分たちの代表である議会が議案をどこまで慎重に審議しているか否かを判断する材料が与えられていないということになる。議会が住民に最も利用される広報媒体である議会報を通じて議会活動を伝える努力をしなければ、住民は議会活動を知る機会を得ることはできない。自治体議会の活動を住民に伝える地域メディアは一部地域を除いてほとんど存在していないからである。また、審議過程を住民に伝えることは、合議制である議会の説明責任という側面もあり、住民による議会チェックという側面もあるといえる。

それでは、議会は議案審議の内容と過程を議会報にどのように掲載していけばよいのであろうか。本稿では、議会報に掲載された企画・記事を分類整理することにより議会報の具体的な特徴を明らかにする。以下では自治体議会が審議する最も重要な議案のひとつである新年度予算案の審議を掲載する議会報（「予算広報」）をとりあげて分析を進める[2)]。

３．調査分析

ここで調査分析の対象とした議会報は、全国町村議会議長会主催の広報全国コンクールにおいて最優秀賞・優秀賞・優良賞を獲得した議会報50誌のなかの予算広報39誌（9議会）である（第30回（平成27年）から第34回（令和元年））[3)]。このコンクールでは毎回、複数の専門家から構成される審査委員会によって最優秀賞1誌、優秀賞3誌、優良賞6誌、奨励賞、表紙写真賞が選出される。

(1) 予算広報の特徴

自治体議会が発行する予算広報の構成要素として、吉村（2018, p. 17）は、①施政方針に対する質疑、②予算の概要、③歳入・歳出（一般会計）と特別会計・企業会計の内訳、④議会が注目する主要事業、⑤予算審議（政策・施策・事業への質疑や討論）と結果、を指摘している。今回、この5つの構成要素を分類の基本としながら、9議会が発行する39誌の予算広報に掲載された企画・記事の整理を行った。その結果、表2に示したとおり予算広報を構成する要素として、①首長の施政方針、②予算概要（一般・特別会計額内訳）、③議会視点による注目事業、④予算審議（政策・施策・事業への質疑・賛否討論）、⑤議会からの政策提言の予算への反映、⑥新年度予算に対する住民の声、の6要素に整理することができた。

この結果から、調査対象とした予算広報には以下の二つの特徴を指摘することができる。ひとつは、予算審議において新年度の施策・事業に対する質疑内容を詳細に伝える記事が充実している点である。首長の施政方針、まちの財政状況、基本・実施計画との整合性、住民ニーズの反映などさまざまな観点からの審議である。この審議過程を伝える編集方法として、表2の項番4で示したように、(1)施策・事業ごとに質疑を掲載、(2)議員ごとに質疑を掲載、(3)行政組織別に質疑を掲載、(4)予算科目別に質疑を掲載、などそれぞれの議会が読者に伝えるための創意工夫をしていることが確認できた。これらの編集上の工夫は予算審議のみならず、さまざまな議案審議過程を読者に伝える際の重要なカギとなると考えられる。そして、もうひとつが新年度予算に対する住民の多様な声を掲載している点である（表2項番6）。議会報のなかに独立した記事として住民の声を掲載する議会は少なくないが、今回調査した議

会報には新年度予算の記事の一部として住民が抱える日常生活のなかでの不安や悩み、事業に対する期待といった声を掲載していることを確認できた。多様な環境にある住民の声を掲載することは、同じような環境にある多くの住民の興味関心をひき、納得感や共感に結びつく有効な編集方法であると考えられる。

このように、予算広報の編集においては、予算審議における議員質疑および住民の多様な声をいかに読者に伝えるかが重要になると考えられる。ただし、ヒト、モノ、カネ、時間などリソースの制約が厳しい状況のなかで住民の声を集めること自体が困難な自治体議会も少なくないと推測される。

表 2 予算審議の企画・記事を構成する要素

構成要素		掲載する議会数・特徴
1	首長の施政方針	4 つの議会が掲載。
2	予算概要、一般・特別会計額内訳	すべての議会が掲載。8 議会が新年度予算の構造を示した歳入歳出の性質別、目的別の内訳グラフなど視覚情報を用いている点に特徴がある。
3	議会視点による注目事業	すべての議会が掲載。新年度の新規事業および拡充事業を概要、予算額、対象となる住民などを掲載している。
4	予算審議(政策・施策・事業への質疑・賛否討論)	すべての議会が掲載。予算審議の掲載方法は以下のように区分できる。 (1)施策・事業ごとに質疑を掲載する (2)議員ごとの質疑を掲載する (3)行政組織ごとに掲載する (4)予算科目ごとに掲載する
5	議会からの政策提言の予算反映	3 つの議会が掲載。政策提言を議会が実践する政策サイクルのひとつのフェーズとして位置付けている点に特徴がある。
6	新年度予算に対する住民の声	5 つの議会が掲載。日常生活のなかでの不安や悩み、事業への期待といった住民の声を掲載している点に特徴がある。

(2)事例分析

次に、同コンクールにて平成 27 年から令和元年の 5 年間に最優秀賞を獲得した 3 議会が発行する議会報について分析を行った。その対象は平成 29 年から令和元年まで 3 年連続で最優秀賞を獲得した埼玉県寄居町議会『お元気ですか　寄居議会です』、平成 28 年受賞の宮城県利府町議会『りふ議会だより』、平成 27 年受賞の山形県川西町議会の議会報『かわにし議会だより』である。いずれも新年度予算の審議を掲載した予算広報（3 月定例会号）である。

①埼玉県寄居町議会の議会報『お元気ですか寄居町議会です』No.92

寄居町は埼玉県北西部に位置する人口約 3 万 2 千人の町である。寄居町議会の議会報は平成 27 年から令和元年の 5 年間で最優秀賞 3 回、優秀賞 1 回を獲得している。

令和元年の最優秀賞『お元気ですが寄居議会です』No.92 を分析した結果、その特徴として次の二点が明らかになった。一つは、前述した 39 誌の特徴と同様に地域の多様な住民を数多く紙面に登場させていることである。この背景には、寄居町議会が 2015 年から「町民登場」を重視した議会報改革をスタートさせていることがある。掲載される住民の声は議員全員による住民インタビューによって集められ、1 誌につき平均して約 25 名の住民の声が掲載され

ている（千葉, 2019, p. 127）。議会改革のひとつの柱として議会報改革を位置づけた寄居町だからこそ、議会報の編集を担当する議員（広報委員）だけではなく、全議員が住民インタビューを実践できているといえる[4)]。全議員による広報広聴活動が議会報の独自性につながり、３年連続で最優秀賞を獲得する要因になっていると考えられる。他の議会が全議員による住民インタビューの実践という寄居町の取り組みを模倣することは容易ではないだろう。寄居町議会は模倣困難な独自の議会報スタイルを構築しているといえる。

二つめは、議会発の政策サイクルを着実に回している事実を掲載している点である。寄居町議会は議会報改革と並行して、2017年6月に議会基本条例を制定するとともに、同年10月から議会報告会・意見交換会を開始している。これは議会報改革における住民重視の姿勢の具体的な展開のひとつであり、予算審議、執行監視、決算審査などすべてのフェーズにおいて住民の声を起点とした政策サイクルを志向したものである。つまり、政策サイクルを回す原動力が住民の声にあるというのが寄居町議会の姿勢であり、住民の意見を聴取する議会による広聴活動の継続性が政策サイクル自体の継続的改善を実現しているのである。全議員が継続的に住民の声を集め続けること、それを政策サイクルを回す原動力にしていること、そして、その活動自体を議会報を通して住民に伝えているのである。これらの取り組みが相乗効果を発揮して、議会と住民とのコミュニケーションが深まり、議会に興味関心を持つ人の増加に結びついていると推測される。

②宮城県利府町議会の議会報『りふ議会だより』No. 161

利府町は宮城県中部に位置する人口約 3 万 6 千人の町である。利府町議会の議会報は、平成 22 年から令和元年までの 10 年間において最優秀賞 1 回、優秀賞 2 回、優良賞 7 回を獲得するなど常にコンクール上位にある議会報である。

この議会報の特徴は、全国の議会報のなかでもトップクラスの情報の多さである。今回分析対象にした平成 28 年最優秀誌『りふ議会だより』No.161 は全 38 頁である。同じ年の広報コンクールで入賞した予算広報 7 誌の平均頁数は 28 頁であり、『りふ議会だより』は平均より 10 頁も多いことになる。町長の施政方針から始まり、定例会概要のリード文、予算の基本データ、予算審議までの記事に 14 頁が割り当てられていて、その後の質疑及び答弁内容、討論も充実している。たとえば、予算案の審議における議員討論の要旨が見開き 2 頁にわたり掲載されている。執行部の予算案に議員全員の表決が一致していればとくに問題はないが、予算案に対して質疑を行った結果、予算案に対する賛否の根拠を述べる「討論」を伝えることは議会の重要な役割である。同時に、紙面には「ミニ知識」として議会における「討論」の意味が解説されている点も注目である。『りふ議会だより』は、読者に新年度の予算案の論点を伝え、その審議の結果として各議員がどのような結論にいたったのか、議会としての議決はどうなったのか、を詳細に伝えるものになっているといえる[5)]。

そして、もうひとつの特徴が全頁を通じて視覚情報を数多く用いている点である。予算の基本データにおける円グラフや注目・目玉事業の関連写真やパースなど、ビジュアル的な編集がなされている。また、予算審査は行政組織の「課」ごとに整理されて、ここでも質疑の論点に関連する写真やイラストといった視覚情報が活用されている。専門的な議論になりがちな質疑内容を読者にわかりやすく伝えるために視覚情報を活用することは有効である。予

算の基本データについてグラフや図表を用いている議会は多いが、予算審議における質疑に関連する写真やイラストを掲載している議会報は多くはない。

全体の頁数を多く確保することによって視覚情報を有効に活用し、いわゆる“見せる議会報”を制作していて、読者の認知の向上、理解の深化を強く志向する議会報といえる。

③山形県川西町議会の議会報『かわにし議会だより』No.121

川西町は山形県の南部に位置する人口約 1 万 5 千人の町である。川西町議会が発行する議会報は平成 22 年から令和元年までの 10 年間において最優秀賞 2 回（平成 26 年、27 年）、優秀賞 3 回、優良賞 5 回を獲得するなど『かわにし議会だより』も常にコンクール上位にある議会報である。

川西町議会は議会基本条例において、町の総合計画を議決事項とするとともに、議会による政策立案機能を強化し、執行部に対して政策提言をすることを規定している。これに基づいて、川西町議会は住民との意見交換会およびその分析討論を反映した「政策提言書」を毎年 1 月に執行部に提出し、翌年 3 月にこの提言書が執行部の予算や計画にどのように反映されたのかを議会視点で検証した「検証評価報告書」を提出している。1 年間にわたる政策サイクルの実践である。議会は政策提言から検証評価にいたる一連のフェーズを回すことによって、継続的な改善＝“議会の不断の進化”を目指している。

川西町議会の議会報の特徴は、この議会独自の政策サイクルが詳細に掲載されていることである。議会基本条例に基づく一連の議会活動が議会報紙面に視覚化されているのである。ここで取りあげた平成 27 年最優秀誌『かわにし議会だより』No.121 には、この政策サイクルにおける検証評価報告書とそれに関連させた予算審議が掲載されている[6)]。たとえば、待機児童対策については、認可保育所の新設を評価「B」、学童保育の構内開設を評価「C」として、それぞれの施策・事業に対する評価とその根拠が記述されている。これは、議会が本来持つ機能である「政策提案機能」と「監視機能」の可視化であり、議会の存在意義を住民に伝えるものになっているといえる。さらに、議会基本条例においては、このサイクル自体についても議会実施の検証が必要としていることも注目すべきである。「政策提言から検証評価」という議会独自の政策サイクルと議会報を連動させた事例といえる。

４．おわりに

本稿では、町村議会議長会主催の広報コンクールにおいて上位にランクされた議会報のなかから予算広報 39 誌を取りあげて分析を行った。その結果、共通する特徴として「審議情報の充実」と「住民の声の掲載」という二点が明らかになった。また、寄居町議会と川西町議会の議会報の事例分析からは、議会による政策サイクルの可視化が議会報を特徴づける重要な項目になっていることが明らかになった。さらに、利府町議会の議会報の分析からは、情報を掲載する「紙面の確保と視覚情報の活用」を指摘することができた。

今回の調査から、議会改革の目標である「開かれた議会」の実現のためは、政策サイクルのなかに議案審議や市民の声をしっかりと位置付けるとともに、紙面の確保、写真や図表などの視覚情報を活用することによって議会の機能・役割を市民に分かりやすく伝えることが重要であるとの知見が得られた。「広報広聴主導による議会活性化」は、議会独自の政策サイクルというフレームワークのなかでの広報広聴活動の品質向上にかかっているのである。

なお、今回対象とした議会報は、コンクールで一定の評価を得ているものであるが、議会報が住民の議会への関心の向上、理解の深化、さらには議会の活性化、議会改革に結びついているかの検証は行ってはいない。これについては、今後の研究課題としていきたい。

注

1）全国市議会議長会と全国町村議会議長会は毎年実態調査を実施しウェブサイトで公開している。
全国市議会議長会　http://www.si-gichokai.jp/ [2020-04-01accessed]
全国町村議会議長会　http://www.nactva.gr.jp/php/index.php [2020-04-01accessed]
2）多くの議会が年 4 回の定例会にあわせて議会報を発行している。そのなかで新年度予算案が審議されるのは 3 月定例会号いわゆる予算広報である。
3）全国町村議会議長会主催の広報全国コンクールは昭和 61 年にはじまり、令和元年に 34 回目を迎えた歴史あるコンクールである。
4）埼玉県寄居町議会の議会報編集を担当するのは議会広報広聴特別委員会を構成する 8 人の議員である。
5）「りふ議会だより」No. 161 に掲載されている一般会計予算案は賛成 11 人、反対 5 人で最終的に可決されている。
6）川西町議会の検証評価報告書では、以下の 7 つの視点と 5 つの段階で評価を行っている。前者は①政策を必要とする背景、②提案に至るまでの経緯、③町民参加の実施の有無及びその内容、④他の自治体の類似する政策との比較検討、⑤総合計画における根拠又は位置づけ、⑥財源、⑦将来にわたる政策などの効果とコスト、であり、後者は、A（目標を達成ないしほぼ達成）、B（目標達成に向けて具体的成果がある）、C（一定の成果が見られる）、D（取り組みはあるが目標達成までに課題がある）、E（目標達成に向けた具体的展開がない）といった 5 つの段階である。

参考文献

稲沢克祐（2019）『50 のポイントでわかる 予算審議・決算審査ハンドブック』学陽書房.
岩井義和（2019）「議会広報誌の意義と効果ある見せ方」『地方議会人』50(3), 中央文化社.
千葉茂明（2019）「『読まれる』議会だよりをテコに議会改革を加速 埼玉県寄居町議会」『ガバナンス』2019 年 8 月号, ぎょうせい.
土山希美枝編著（2012）『「質問力」からはじめる自治体議会改革』公人の友社.
寺島渉（2019）『地方議会改革の 10 年』自治体研究社.
浪江虔（1961）『広報革命 自治体の姿勢と広報の姿勢』良書普及会.
浪江虔（1967）『自治体広報の実際 前進のキイポイント』現代ジャーナリズム出版会.
日本広報協会編（1970）『広報』7 月号, 日本広報協会.
野口暢子（2018）「自治体議会への市民参加」廣瀬克哉編著『自治体議会改革の固有性と普遍性』法政大学出版局.
深沢徹（2003）『市町村議会広報の基本と技術』中央文化社.
保坂政和（1987）『やさしい議会だより』日本教育新聞社.
早稲田大学マニフェスト研究所議会改革調査部会（2019）『66 の改革項目と事例でつかむ議会改革実践マニュアル』第一法規.
吉田利宏（2016）『地方議会のズレの構造』三省堂.
吉村潔（2018）「議会と行政の広報【前編】」日本広報協会編『広報』10 月号, 日本広報協会.

2019年度公共コミュニケーション学会（PRAS）活動報告

１．2019 年度総会・シンポジウム

日時　　2019 年 7 月 8 日（日）
会場　　日比谷図書文化館

＜総会＞

2018 年度活動報告・執行状況報告
2019 年度活動計画・予算

＜シンポジウム＞

テーマ
「AI は公共コミュニケーションを進化させるか」
キーノートスピーチ
PRAS 理事　野崎哲平
パネルディスカッション
コーディネーター
PRAS 理事・千代田区　印出井一美
パネリスト
ICT 関係ライター　清水響子氏
ヤフー株式会社　井上貢氏（シビックパワーアライアンス実行委員会）
千葉市総務局情報経営部長　松島隆一氏
浦安市・チーム URA－CIMA リーダー　小泉和久氏
コメンテーター
PRAS 会長理事・東海大学文化社会学部教授　河井孝仁

２．第 6 回研究交流集会（PRAS art forum）

日時　　2019 年 12 月 1 日(土)
会場　　日比谷図書文化館
テーマ　被災地における情報・手段・技術を考える
キーノートスピーチ
「防災科研の災害対応の紹介と災害対応にも活用できる日頃のデータ整備・公開」
国立研究開発法人防災科学技術研究所（防災科研）
総合防災情報センター センター長補佐　取出新吾氏
スペシャルスピーチ
LINE 株式会社公共政策室長福島直央氏（AI 防災協議会事務局長）
パネルディスカッション
コーディネーター
PRAS 理事・千代田区　印出井一美
ディスカッタント
茨城県境町参与(CMO)　松野豊氏
熊本県立大学特任講師　佐藤忠文（PRAS 理事）
株式会社タンシキ代表取締役　秋山和久（PRAS 理事）

３．第 6 回事例交流・研究発表大会

日時　　2020 年 2 月 22 日(土)

会場　　日比谷図書文化館

＜特別講演＞

「関係人口ネクストステージに向けて」

PRAS 会長理事・東海大学文化社会学部教授　河井孝仁

＜事例発表・研究発表＞

・「平成 30 年 7 月豪雨におけるテレビ報道量メタデータ分析」
（国立研究開発法人防災科学技術研究所　取出新吾）

・「啓発看板による北方領土問題の日常化」
（小樽商科大学　國行彩斗、野口将輝）

・「公共コミュニケーションの新たな様態を生起させるチャットボットの利用について」
（東京工業大学　本田正美）

・「『段階的関係人口』の地域参加獲得のためのプラットフォーム提案」
（東海大学　木津悠穂）

・「中規模の行政組織における広報の現状と課題」
（杉並区　谷浩明）

４．研究会・地方部会

(1) 研究会

各研究会主査のもとで開催。学会公式サイトおよび研究会フェイスブックページで公開

(2) 地方部会

関西部会、九州部会、千葉部会、茨城部会、静岡部会

５．理事会

10 回開催。学会公式ウェブサイトで議事録を公開

公共コミュニケーション学会（PRAS）
研究誌 投稿要綱

（目的）
第１　本研究誌は，公共コミュニケーションにかかわる諸問題の研究および応用を促進し，その関連する領域における学術研究，実務的研究の発展，啓発に積極的に寄与することをその主たる目的とする。

（投稿者の資格）
第２ 研究誌の投稿者は，単著・共著ともに，すべての著者が学会員でなければならない。

（投稿原稿）
第３ 投稿原稿については，以下のとおりとする。
（１）投稿原稿の種類は，「論文」（招待論文，査読論文），「研究ノート」とする。
（２）投稿論文は，オンラインにより，投稿申込用紙のほかに，原本１部と著者情報を除いた査読用原稿１部の合計２部を提出する。
（３）投稿原稿作成にあたっては，「公共コミュニケーション学会（ＰＲＡＳ）研究誌の執筆要領と作成例」に従うこと。論文以外の原稿についても，その記述方式は原則として執筆要領に準ずるものとする。提出された投稿原稿は返却しない。
（４）すでに，他学会等に投稿したものを投稿してはならない。当学会に投稿した投稿原稿は，不採択の場合を除き，他学会等へ投稿してはならない。

（投稿原稿の受付）
第４　投稿は別に定める日程・手続に従って，投稿することとする。研究誌編集委員会に到着した原稿（査読論文）は，受付が行われた後，査読の手続きがとられる。ただし，投稿原稿の記述方式等が執筆要領を逸脱している場合は，投稿原稿を受け付けない。また、同一号には単著・共著ともに論文および研究ノートの複数投稿を受け付けない。

（投稿原稿の審査）
第５ 投稿原稿の審査については，以下のとおりとする。
（１）査読論文は，複数の査読者によって審査される。審査は学術論文受付後，速やかに行うものとする。審査の結果，論文の内容修正を著者に要請することがある。その場合の再提出の期限は別に定める。
（２）招待論文，研究ノートは，研究誌編集委員会が閲読し，必要に応じて著者に修正を求めた上で，研究誌編集委員会で採否を決定する。

（投稿原稿の掲載）
第６ 投稿原稿の掲載については，以下のとおりとする。
（１）投稿原稿の掲載は，研究誌編集委員会が決定する。
（２）投稿原稿の受付日は，研究誌編集委員会が当該投稿原稿を受け付けた日とする。

（著作権）
第７ 著作権については，以下のとおりとする。
（１）掲載された論文等の著作権は，原則として著者に帰属する。
（２）著作権に関し問題が発生した場合は，著者の責任において処理する。

（３）著作者人格権は，著者に帰属する。著者が自分の学術論文等を複製，転載などの形で利用することは自由である。転載の場合，著者は，その旨を当学会に通知し，掲載先には出典を明記すること。

（要綱の運用）
第８　この要綱に定めのない事項については，研究誌編集委員会の所掌事項に属することに関しては，研究誌編集委員会が決するものとする。

（要綱の改正）
第９　この要綱の改正は，研究誌編集委員会の議を経て，研究誌編集委員長が行う。

附則
この要綱は，2015年10月24日より施行する。
附則
この要綱は，2020年2月22日より施行する。

公式ウェブサイト　：　https://www.pras-net.org/

Facebookページ　　：　https://www.facebook.com/pras.org/

編集後記

公共コミュニケーション学会の研究誌『公共コミュニケーション研究』第5巻第1号をお届けします。今号は、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言のなか、オンラインによる編集委員会を重ねての発行となりました。本号には論文 3 本，研究ノート 1 本の論考が掲載されています。投稿論文の査読については、これまでと同様に 1 編につき原則 3 名の方に査読をお願いいたしました。ご多忙のなかご協力いただきました査読委員の方々に深く感謝いたします。

当学会研究誌は2016年の創刊号発行から第5巻目となりました。これまでに論文13本、研究ノート14本を掲載してきました。いずれも力の入った論考であり、公共コミュニケーションにかかわる学術研究・実務研究の発展，啓発に寄与するものになっていると思います。また、当学会研究誌は、昨年度より公式ウェブサイトでのオンライン公開に加え、J-STAGEへの登録を開始しました。これにより、これまで以上に研究成果が広く活用されることが期待されます。

当学会は今後も引き続き，公共コミュニケーション分野の研究・実践の深化のために取り組んでまいりたいと思っております。研究者のみならず、実務者や学生の皆様からの積極的な投稿をお待ちしております。ご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

（編集委員 K）

研究誌編集委員会

研究誌編集委員会　委員長　　河井　孝仁
　　委　員　　秋山　和久
　　石川　慶子
　　印出井　一美
　　金井　茂樹
　　佐藤　忠文
　　高橋　輝子
　　中田　健吾
　　野口　将輝
　　野崎　哲平

公共コミュニケーション研究　第５巻第１号
2020 年 6 月 30 日　発行
定価　 2,000 円（税込）

編集　公共コミュニケーション学会研究誌編集委員会
　　委員長　河井 孝仁
発行　公共コミュニケーション学会
〒259-1292　神奈川県平塚市北金目 4-1-1
東海大学　河井研究室
URL　http://www.pras-net.org/